令和5年度障害者総合福祉推進事業 難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究 事業報告書

令和6年3月 PwC コンサルティング合同会社

【事業目的】

難聴児の支援の質の向上のために、どのような中核機能の体制整備をすることが望ましいのか、今後の施策の在り方について検討が必要であると考えられる。 これを踏まえ、本事業では下記3点を目的とした。

- ✓ 現状、全国の各地域(都道府県及び政令市)における難聴児支援の取組の違いはどれだけあるかについて、実態を把握すること
- ✓ 中核機能モデル事業の活用実績のある自治体や難聴児支援に係る取組が進んでいると推察される自治体においては、どのような体制構築や支援が実施されているかについて、実態を把握すること
- ✓ 「難聴児支援のためのあるべき体制や支援」を実現するために、どのような 手法が考えられるかについて、整理すること

【調查方法】

目的の達成のため、下記2つの調査を実施した。なお、調査設計や分析に当たっては、有識者による検討委員会から助言を得ながら検討を進めた。

- ① 都道府県・政令市を対象としたアンケート調査
- ② 国の中核機能モデル事業を実施しているなどの都道府県・政令市を対象とし たヒアリング調査

【調査結果】

調査①②の結果下記のとおりであった。

- ① 多くの都道府県で難聴児に対応する協議会が設置され、医療関係者や言語聴 覚士、聴覚特別支援学校教員、当事者団体等の様々な難聴児支援に携わる関 係者によって、関連機関間の連携促進や早期療育につなげる手段の検討など について、協議されていた。一方で、中心機関の設置やコーディネーターの 配置、難聴児の保護者等に向けた支援に関する情報整理や情報発信などの取 組については、半数程度の都道府県・政令市において実施されていた。
- ② ヒアリングした多くの都道府県・政令市において、中核となる機関を設置し、協議会において顔の見える関係性構築や情報共有を図りながら、各機関の連携体制のもとで難聴児の保護者等への支援を実施している様子が見られた。また、中核となる機関の設置場所や協議会の設置経緯については、各地域の実情に応じた様々な様相が見られたほか、相談支援などの取組の実施においても各地域で様々な工夫等が見られた。

【考察】

自治体が中核機能の整備に当たって取り組むべき基本的事項として、①協議会の設置、②中核となる機関の設置、③連携体制の仕組み構築といった体制整備を図るとともに、④家族への相談支援体制の構築、⑤家族への情報提供の仕組みの構築、⑥既存の支援機関の人材の育成といった各機関がそれぞれの役割をより発揮できるような取組を実施することが考えられる。また、それらを実施するに当たっては、既存の地域資源等を活用するなど各地域の実情に応じた検討がなされるとともに、今回の調査において把握された他地域の取組状況も参考としながら実施されることが望ましいと考える。

目次

1 事	「業目的と方法	1
1.1	背景・目的	1
1.2	事業概要・方法	4
1.3	検討委員会	6
2 ア	ンケート調査	8
2.1	実施概要	8
2.2	集計結果	9
3 E	アリング調査	27
3.1	調査方法	27
3.2	調査対象	27
3.3	調査項目	28
3.4	調査結果	28
4 考	察	29
4.1	各地域(都道府県・政令市)における難聴児支援の実態	29
4.2	「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」実施自治体等における取組状況	32
4.3	中核機能の整備方法について	34
/ I h == -		
	アンケート調査票	
付録 2	トアリング録	64

1 事業目的と方法

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

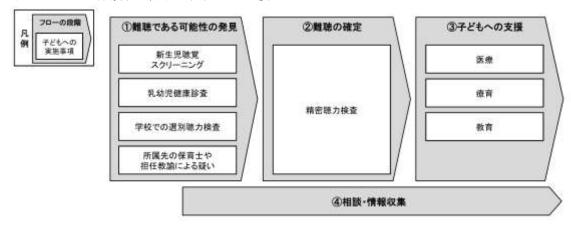
1.1 背景•目的

(1) 背景

先天性の難聴児は 1000 人に 1~2 人程度とされている。難聴児の状態像は多様であることから、乳児期の早期から切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

令和3年度障害者総合福祉推進事業『難聴児の療育や難聴児・者及びその家族等への支援 等に当たって必要とされる情報の発信及び専門人材の養成に関する調査研究』で行った調査 結果から、子どもの難聴・ろうが疑われた場合、子どもや保護者が難聴の発見から支援につ ながるまでにたどる大まかなプロセスを下図のとおり整理した。先天性難聴のある場合も含 め、子どもの年齢を問わず、難聴児及びその家族は、①難聴である可能性の発見、②難聴の 確定、③子どもへの支援というプロセスを経験すると考えられる。家族等はこれらの①から ③のプロセスを経験すると考えられ、並行して④相談・情報収集を行うと考えられる。この プロセスの中で家族等がその時々に必要な情報を収集し、各専門機関から専門的知見を得る ということのほか、各専門機関が情報共有をしあうことで、医療(保健)・福祉(療育)・教 育分野が連携した支援につながると考えられる。

図1子どもや保護者が難聴の発見から支援につながるまでにたどる大まかなプロセス



このプロセス④「相談・情報収集」を家族が有意義に進められるよう、令和4年度障害者総合福祉推進事業『難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究』において、難聴児の家族等が知るべき情報をわかりやすく整理して広く普及するため、全国の支援機関や自治体が発行している既存の情報提供資料を調査・収集し、それらをもとに行政機関等が必要な情報提供ができるような参考資料が整理された。

また、プロセス③「子どもへの支援」を担う難聴児の支援に携わる者は、聞こえや言語獲得、子どもの発達、補聴の手段に関する情報など、医療・療育・教育等の各分野において自身の所属に応じた専門的知見を有しており、相互に有する専門的知見について共有すること

で、保健・医療・福祉・教育分野が連携した支援につながると考えられる。この連携支援を推進するため、厚生労働省では、令和2年度から「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」(以下「中核機能モデル事業」という。)を実施しており¹、都道府県又は政令市が、毎年十数か所程度このモデル事業を活用してきている。本事業は、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的としており、少しずつ難聴児の中核機能が整備されてきていると考えられる。

しかしながら、これらの連携支援を進めるに当たっての難聴児支援に係る中核機能については、全国で見ると地域によって中核となる機関やコーディネーターなどの専門人材の配置・派遣について様々な態様があり、中核機能の整備やそれを含む難聴児支援全体の体制強化や支援の質の向上のために、その地域の実情を踏まえながらどのような対応があり得るのかについては検討が進んでいない。

このため、難聴児の支援の質の向上のために、人材活用を含むどのような中核機能の体制整備をすることが難聴児支援を効果的に進めるために望ましいのか、今後の施策の在り方について検討が必要であると考える。なお、調査開始時には、人材活用を中心とした施策検討等の必要性を認識していたが、調査の経過において、中核機能の体制整備や支援の質の向上には、人材活用以外の重要な要素がいくつもあることが明らかになったことから、人材活用を含む中核機能の整備を中心とした全体の体制強化及び支援の質向上に係る検討の必要性を認識した。

(2)目的

以上のような背景を踏まえ、本事業では、次の目的のもと調査を実施する。

- 1. 現状、全国の各地域(都道府県及び政令市)における難聴児支援の取組の違いはどれだけあるかについて、実態を把握すること
- 2. 中核機能モデル事業の活用実績のある自治体や難聴児支援に係る取組が進んでいると 推察される自治体においては、どのような体制構築や支援が実施されているかについ て、実態を把握すること
- 3. 「難聴児支援のためのあるべき体制や支援」を実現するために、どのような手法が考えられるかについて、整理すること

(3) 本事業で用いる用語

本事業の事業名は「難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究」であるが、ここでの難聴児とは、聴覚障害児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子どもを指す²。

聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校を本事業では聴覚特別支援学校 と表す。

また、中核機能、中核となる機関、コーディネーターについては、必ずしも定義が明らかに

¹令和5年度からは、こども家庭庁に事業が移管された。

²「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和4年2月公表)より、「ここでいう難聴児とは、 聴覚障害児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子どもを指す」に倣い定義した。

はなっていないため、本事業においては、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和4年2月公表)(以下「基本方針」という。)及び中核機能モデル事業の内容を踏まえ、以下のとおり定義することとした。

- ・ 中核機能:コーディネーター等により難聴児とその保護者への支援を実施するとともに、 難聴児支援を行う機関・団体等の連携を促進する地域内の機能
- ・ 中核となる機関:各地域においてある特定の機関・場所に設定された中核機能を有する 機関
- ・ コーディネーター:中核となる機関において相談支援や巡回支援等を行う難聴児支援の 知見・経験を有した専門家

1.2 事業概要·方法

本事業は以上の目的を達成するため、全国の都道府県・政令市を対象としたアンケート調査を実施するとともに、国の中核機能モデル事業を実施している等の都道府県・政令市を対象としたヒアリング調査を実施した。

(1) アンケート調査

全国の都道府県・政令市の障害福祉所管部署に対し、メールにて、Excel ファイルを送付する方式でアンケート調査を実施した。

表 1 アンケート調査概要

調査対象	都道府県 47 政令市 20 (計 67)
方法	調査事務局 から、電子媒体(Excel)を都道府県・政令市にメール送付 回答対象者は、電子媒体(Excel)に入力し、ファイルを調査事務局に返送
調査期間	2023年10月2日(月)~11月10日(金)

(2)ヒアリング調査

国の中核機能モデル事業を実施している都道府県・政令市や、アンケート調査の回答から難 聴児支援に当たり独自に中核機能を構築していると推察された都道府県・政令市に対し、その 取組状況についてヒアリング調査を実施した。

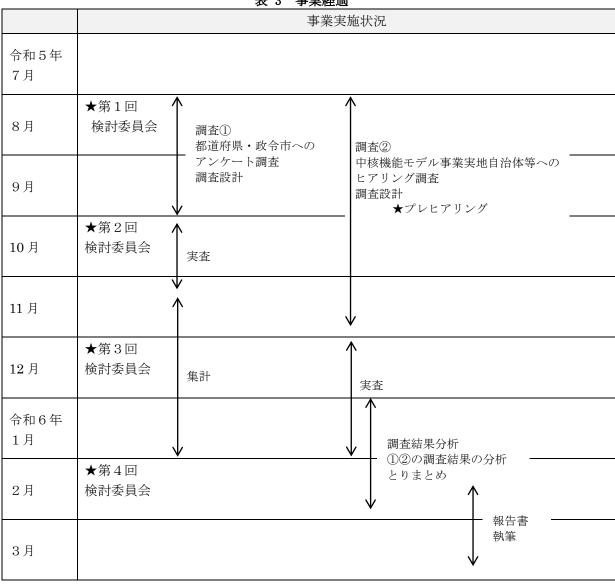
表 2 ヒアリング調査概要

	都道府県・政令市の 15 自治体
調査対象	✓ 中核機能モデル事業を実施している自治体
	✓ 上記モデル事業を実施していないが、独自に中核機能を構築していると推察された自治体
	✓ 原則オンラインにて実施(石川県のみ現場視察を同時に実施したために対面で実施)
方法	✓ ヒアリング実施までに、ヒアリング対象者は事前回答シートを提出
	✓ 1.5~2 時間程度
調査期間	2023年9月28日(木)~2024年1月25日(木) ※調査設計段階のプレヒアリングの実施時期を含む
	A WILLIAM TO THE TO THE TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TO T

(3)事業経過

本事業は令和5年6月14日に事業の内示を受け、令和6年3月31日まで、次の経過で事業 を実施した。

表 3 事業経過



1.3 検討委員会

難聴児支援について知見のある有識者による検討委員会を組成して議論を進めた。検討委員 会は全4回実施した。

(1)検討委員

検討委員は次のとおりである。なお、座長には福島氏が就任した。

表 4 検討委員会委員

氏名	所属		
北 義子	武蔵野大学 人間科学部専攻科 言語聴覚士養成課程 教授		
木村 利男	全国聾学校長会 会長、東京都立中央ろう学校 校長		
久世 高之	埼玉県障害者福祉推進課 障害福祉担当		
武居 渡	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授		
◎福島 邦博	医療法人さくら会 早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科 院長		
守本 倫子	国立成育医療研究センター耳鼻咽喉科 医師		
山根 昭治	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事		

(五十音順、敬称略、◎は座長)

検討委員会オブザーバーとして次の者が参画した。

表 5 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
鈴木 偲歩	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課 主査
岡田 麻央	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
岡崎 俊彦	こども家庭庁支援局障害児支援課 移行支援専門官

(順不同、敬称略)

本事業を実施した事務局は下記のとおりである。

表 6 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
大瀬 千紗	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
藤井 瞭	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
馬渕 萌咲	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

(2) 検討委員会開催状況

全4回の検討委員会は、原則オンライン開催として、必要に応じて対面・オンラインのハイブリッド開催とした。

表 7 委員会議題

次 / 安貝云酸超						
開催日	主な議題案					
第1回	• 事業概要					
^{第1回} 令和5年8月30日	中核機能について					
7年3年6月30日	● 調査設計					
第2回	• 事業進捗·検討状況					
^{第 2 四} 令和 5 年 10 月 11 日	• 成果物のとりまとめ方針					
7和3年10月11日	• ヒアリング調査設計					
	• 事業進捗・検討状況					
第3回	• アンケート調査の集計結果について					
令和5年12月14日	• ヒアリング調査の経過報告及び対象団体(追加分)について					
	• 報告書の骨子について					
第 4 同	• 事業進捗·検討状況					
第4回	ヒアリング調査結果について					
令和6年2月8日	• 報告書について					

2 アンケート調査

本章では、全国の都道府県・政令市を対象としたアンケート調査の内容とその結果について詳細を記載する。

2.1 実施概要

調査項目及び調査票の回収状況について記載する。

(1)調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

表8 調査項目 (アンケート調査)

1.	基礎項目	自治体名回答者名 回答者職名 回答者所属部局基本方針における「対応部局」
2.	早期発見・早期療育に向けた 取組	難聴早期発見のための手段の整備状況難聴早期診断のための手段の整備状況早期支援のための手段の整備状況療育及び教育につなげる手段の整備状況
3.	地域における支援主体として の、保健・医療・福祉及び教 育機関における取組	・ 関連団体の連携・ 専門職連携教育から多職種連携・ 寛容性の担保の手段
4.	学校や障害児通所支援事業所 等関係機関における取組	家族の不安軽減につながる、家族等を中心とした早期支援難聴児の支援に求められる関係者の専門性の担保通常の学級に在籍する児への支援
5.	切れ目ない支援に向けた取組	・ 発達段階に応じた支援体制の整理・情報発信・ 機関間連携
6.	現状の課題と今後の方策	• 現状の課題と今後の方策

(2)回収状況

調査票の回収状況は次のとおりである。

表 9 回収状況(アンケート調査)

調査対象自治体		67 自治体
回答数	回答数 有効回答数	57 自治体 57 自治体
有効回答率	有効回答率	85.1%

2.2 集計結果

以降より、アンケート調査の結果を記載する。

(1) 自治体の基本情報

43の都道府県及び14の政令市からの回答があった。

 回答数
 %

 都道府県
 43
 75.4

 政令市
 14
 24.6

 全体
 57
 100.0

表 10 基本情報

(2) 早期発見・早期療育に向けた取組

a. 難聴早期発見のための手段の整備状況

難聴児に対応する協議会設置・活動状況について尋ねたところ、「協議会を設置しており、定期的な活動を行っている」「協議会を設置しているが、令和5年度現在活動が行われていない」との回答がそれぞれ54.4%、1.8%であった。一方で「協議会を設置していない」との回答は21.1%であった。

協議会の構成員として含まれている機関・団体・専門家等について尋ねたところ、「医師、医療機関、医師会等」との回答が100.0%と最も多く、次いで「自治体の職員」が90.6%であった。

令和4年度における開催頻度について尋ねたところ、「1回」「2回」との回答がそれぞれ 43.8%であった。

協議会における主な取り扱い事項を尋ねたところ、「関連機関間の連携促進に向けた検討・取組」との回答が84.4%と最も多く、次いで「乳幼児期における早期療育につなげる手段の検討」が75.0%であった。

X 11 XENDOTONIAL / O MINA KE ILISINO							
	合計		都道府県		政令市		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
協議会を設置しており、定期的な活動を行っ	31	54.4	28	65.1	3	21.4	
ている							
協議会を設置しているが、令和5年度現在活	1	1.8	1	2.3	0	0.0	
動が行われていない							
協議会を設置していない	12	21.1	5	11.6	7	50.0	
その他	12	21.1	9	20.9	3	21.4	
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1	
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0	

表 11 難聴児に対応する協議会設置・活動状況

表 12 協議会の構成員として含まれている機関・団体・専門家等(複数回答)

	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
言語聴覚士	25	78.1	22	75.9	3	100.0
医師、医療機関、医師会等	32	100.0	29	100.0	3	100.0
聾学校・聴覚特別支援学校の小学部以上の教師	24	75.0	21	72.4	3	100.0
等						
聾学校の乳幼児教育相談の相談担当・教師等	16	50.0	15	51.7	1	33.3
地域の学校の特別支援学級・通級等の教師等	4	12.5	3	10.3	1	33.3
相談支援事業所等の相談員	6	18.8	6	20.7	0	0.0
手話通訳士、手話指導員等	3	9.4	2	6.9	1	33.3
放デイ等の療育施設・通所事業所の支援員・担	16	50.0	15	51.7	1	33.3
当者等						
自治体の職員	29	90.6	26	89.7	3	100.0
当事者団体、難聴児保護者等団体の団員・会員	21	65.6	18	62.1	3	100.0
等						
障害者支援団体の団員・会員等	7	21.9	7	24.1	0	0.0
その他	15	46.9	13	44.8	2	66.7
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体	32	100.0	29	100.0	3	100.0

表 13 令和 4年度における開催頻度

	合	計	都道	府県	政令	 市
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1回	14	43.8	13	44.8	1	33.3
2 回	14	43.8	12	41.4	2	66.7
3 回	2	6.3	2	6.9	0	0.0
4 回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6回以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	2	6.3	2	6.9	0	0.0
全体	32	100.0	29	100.0	3	100.0

表 14 協議会における主な取り扱い事項(複数回答)

双 14 励職云にわける。	合		都道	府県	政令	市
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
新生児聴覚スクリーニング等の早期発見のた	22	68.8	19	65.5	3	100.0
めの手段の整備状況の確認・検討						
新生児聴覚スクリーニングにおけるリファー	15	46.9	14	48.3	1	33.3
児のモニタリング・数値等の確認						
精密検査等の早期診断のための手段の整備状	18	56.3	15	51.7	3	100.0
況の確認・検討						
難聴診断児のモニタリング・数値等の確認	6	18.8	5	17.2	1	33.3
その他、新生児聴覚スクリーニングや精密検	7	21.9	7	24.1	0	0.0
査の有効性等の確認・検証						
乳幼児期における早期療育につなげる手段の	24	75.0	21	72.4	3	100.0
検討						
関連機関間の連携促進に向けた検討・取組	27	84.4	24	82.8	3	100.0
専門家育成・多職種連携に向けた検討・取組	14	43.8	12	41.4	2	66.7
寛容性の担保に関する理解促進に向けた検	4	12.5	3	10.3	1	33.3
討・取組						
情報発信のための検討・取組	16	50.0	13	44.8	3	100.0
コーディネーター等の配置・育成に関する検	5	15.6	4	13.8	1	33.3
討・取組						
学校教育(特別支援学校·特別学級·通級等含	9	28.1	8	27.6	1	33.3
む)における難聴児支援に関する検討						
就労支援等に関する検討	1	3.1	1	3.4	0	0.0
その他	8	25.0	8	27.6	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体	32	100.0	29	100.0	3	100.0

令和4年度における新生児スクリーニングの分娩医療機関のカバー率(スクリーニング実施機関数/分娩医療機関数)を尋ねたところ、平均は96.6%であった。

また、令和4年度における新生児スクリーニングの受検実績を尋ねたところ、平均は 95.6%であった。

表 15 令和 4 年度における新生児スクリーニングの分娩医療機関のカバー率

(スクリーニング実施機関数/分娩医療機関数)

平均	96.6%
中央値	100%3
標準偏差	7.1%
最大値	103.0%
最小値	63.0%

不明 ⁴	10
全体5	47

表 16 令和 4 年度における新生児スクリーニングの受検実績

平均	95.6%
中央値	95.9%
標準偏差	3.1%
最大値	99.9%
最小値	88.7%

不明	9
全体	48

³回答の多くが100%という回答であった。

⁴ 不明については、「不明」と回答した自治体数(表 16,20,21 においても同じ)

⁵回答数 57 から「不明」と回答した数を除いた数である。(表 16,20,21 においても同じ)

スクリーニング検査結果を把握しているか尋ねたところ、「はい」との回答が 84.2%であり、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答が 8.8%であった。一方で、「いいえ」との回答は 1.8%であった。

地域外で出産したケース(里帰り分娩)に関するスクリーニング結果を把握しているか尋ねたところ、「はい」との回答は47.4%であった。一方で「いいえ」との回答は12.3%であり、「分からない」との回答は31.6%であった。

		1214 - 1077				
	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	48	84.2	35	81.4	13	92.9
いいえ	1	1.8	1	2.3	0	0.0
分からない	1	1.8	1	2.3	0	0.0
実現のために取組を検討/進めているが未了	5	8.8	5	11.6	0	0.0
無回答	2	3.5	1	2.3	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

表 18 地域外で出産したケース(里帰り分娩)に関するスクリーニング結果の把握状況

	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	27	47.4	16	37.2	11	78.6
いいえ	7	12.3	6	14.0	1	7.1
分からない	18	31.6	18	41.9	0	0.0
実現のために取組を検討/進めているが未了	3	5.3	2	4.7	1	7.1
無回答	2	3.5	1	2.3	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

b. 難聴早期診断のための手段の整備状況

新生児聴覚スクリーニングから精密検査へのロードマップ⁶を整備しているか尋ねたところ、「はい」との回答は78.9%であった。一方で「いいえ」との回答は14.0%であった。

表 19 新生児聴覚スクリーニングから精密検査へのロードマップの整備状況

	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	45	78.9	36	83.7	9	64.3
いいえ	8	14.0	4	9.3	4	28.6
分からない	1	1.8	1	2.3	0	0.0
実現のために取組を検討/進めているが未了	1	1.8	1	2.3	0	0.0
無回答	2	3.5	1	2.3	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

⁶ ロードマップとは、スクリーニングリファー児の保護者等に対して、精密検査の受検時期や受検機関等の仕組みを行政として一律で提示できるものを指す。

13

難聴に対する精密検査に対応できる医療機関数を尋ねたところ、平均で 4.8 であった。また、人口 7100 万人あたりに換算した数値では、平均 3.0 であった。

表 20 難聴に対する精密検査に対応できる医療機関数 (ABR ないしは ASSR 等の検査に加えて、聴性行動を行うことで 聴力レベルの評価を行うことができる病院数)

7 7 7 F H I	men year te chilleson
平均	4.8
中央値	3
標準偏差	4.6
最大値	28
最小値	1

不明	8
全体	49

表 21 人口 100 万人あたりの数

平均	3.0
中央値	2.1
標準偏差	3.7
最大値	24.9
最小値	0.5

不明	8
全体	49

難聴に関する精密検査結果8を把握しているか尋ねたところ、「はい」との回答は 28.1%であり、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答は 17.5%であった。一方で「いいえ」との回答は 43.9%であった。

表 22 難聴に関する精密検査結果の把握状況

At an Albert May of the Members of Approximation								
	合計		都道府県		政令市			
	回答数	%	回答数	%	回答数	%		
はい	16	28.1	9	20.9	7	50.0		
いいえ	25	43.9	23	53.5	2	14.3		
分からない	4	7.0	4	9.3	0	0.0		
実現のために取組を検討/進めているが未了	10	17.5	6	14.0	4	28.6		
無回答	2	3.5	1	2.3	1	7.1		
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0		

⁷総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和5年1月1日現在)」を使用。

⁸ 精密検査の結果、難聴と診断された児・要経過観察と診断された児を個人として把握(名前を記録している) しており、地域内の全ての結果を把握している場合に「はい」と回答。

表 23 詳細内容(上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答)⁹ (自由記述回答)

- 県で統一された様式にて検査機関より市町村へ送付。年度ごとに市町村は県に報告。
- 共通の報告様式を使用し、医療機関から中核となる機関宛てに報告している。
- 令和6年3月からデータベースシステムの導入により県に情報を集約し、関係機関で リアルタイムに情報を共有する体制整備を進める予定。
- 検査実績報告事務の業務委託として、毎月の検査件数及び要精密検査児や、要療育児 の情報(氏名、生年月日、連絡先、検査結果等)を医療機関から保健所宛てに報告を していただいている。

c. 早期支援のための手段の整備状況

新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援につながっていない難聴児とその家族に対応できる療育施設・機関・団体等を把握しており、リスト・一覧等を作成しているか尋ねたところ、「はい」との回答は 52.6%であった。一方で「いいえ」との回答は 28.1%であった。

また、同様に教育相談の機関・施設等の把握やリスト・一覧等について尋ねたところ、「はい」との回答は 56.1%であった。一方で「いいえ」との回答は 31.6%であった。

また、同様にこれら以外の機関・団体・施設の把握やリスト・一覧等について尋ねたところ、「はい」との回答は 31.6%であった。一方で「いいえ」との回答は 54.4%であった。

表 24 新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援につながっていない難聴児とその家族に対応できる療育施設・機関・団体等を把握した上でのリスト・一覧等の作成状況

	合	計	都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	30	52.6	24	55.8	6	42.9
いいえ	16	28.1	12	27.9	4	28.6
分からない	3	5.3	2	4.7	1	7.1
実現のために取組を検討/進めているが未了	5	8.8	4	9.3	1	7.1
無回答	3	5.3	1	2.3	2	14.3
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

15

⁹ 主な内容を抽出し、固有名詞については表現を適宜修正の上掲載している。以降の自由記述回答に係る掲載 部分についても同様である。

表 25 新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援につながっていない難聴児とその家族に対応できる教育相談の機関・施設等を把握した上でのリスト・一覧等の作成状況

	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	32	56.1	27	62.8	5	35.7
いいえ	18	31.6	12	27.9	6	42.9
分からない	1	1.8	0	0.0	1	7.1
実現のために取組を検討/進めているが未了	4	7.0	3	7.0	1	7.1
無回答	2	3.5	1	2.3	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

表 26 新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援につながっていない難聴児とその家族に対応できる上記以外の機関・団体・施設を把握した上でのリスト・一覧等の作成状況

	合計		都道府県		政令	市
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	18	31.6	17	39.5	1	7.1
いいえ	31	54.4	21	48.8	10	71.4
分からない	1	1.8	0	0.0	1	7.1
実現のために取組を検討/進めているが未了	5	8.8	4	9.3	1	7.1
無回答	2	3.5	1	2.3	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

d. 療育及び教育につなげる手段の整備状況

療育及び教育につなげる手段として、難聴児の保護者等向けの支援に関する情報の内容を整理しているか尋ねたところ、「はい」との回答は 42.1%、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答は 14.0%であった。一方で「いいえ」との回答は 31.6%、「分からない」との回答は 10.5%であった。

また、上記について「はい」又は「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答をした自治体に対して、整理した情報を難聴児の保護者等に向けて発信しているかどうか尋ねたところ、「はい」との回答は 68.8%、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答は 18.8%であった。一方で「いいえ」との回答は 12.5%であった。

表 27 療育及び教育につなげる手段として、難聴児の保護者等向けの支援に関する情報(難聴児とその家族が実際に受けられる支援・補助の内容やルール等)の内容の整理状況

一	(A) 13/11. ()	* /* 1 1/	/・ サ/ ッ/ 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1					
	合計		都道府県		合計 都道府県 政令市		 市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%		
はい	24	42.1	18	41.9	6	42.9		
いいえ	18	31.6	14	32.6	4	28.6		
分からない	6	10.5	5	11.6	1	7.1		
実現のために取組を検討/進めているが未了	8	14.0	6	14.0	2	14.3		
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1		
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0		

表 28 上記の情報を難聴児の保護者等に向けた発信状況(上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答)

	合	合計		都道府県		市		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%		
はい	22	68.8	18	75.0	4	50.0		
いいえ	4	12.5	2	8.3	2	25.0		
分からない	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
実現のために取組を検討/進めているが未了	6	18.8	4	16.7	2	25.0		
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
全体	32	100.0	24	100.0	8	100.0		

表 29 具体的な内容 (上記情報の内容の整理に係る設問に対する回答が「はい」 「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答) (自由記述回答)

- 赤ちゃんのきこえと新生児聴覚検査について(ご案内)、新生児聴覚検査のお知らせ、新生児聴覚検査結果のお知らせ、新生児聴覚検査同意書などのパンフレット等を作成し医療機関に送付しており、適宜保護者に配布していただいている。また県のホームページにもアップしている。
- 手引きに公的助成制度等について記載。
- 療育機関であるセンター聴能訓練のリーフレットを作成し、今後受けられる支援内容 についてまとめている。またホームページにも掲載している。

(3) 地域における支援主体としての、保健・医療・福祉及び教育機関における取組

a. 関連団体の連携

難聴児支援において、地域内で中心的な役割をする機関・施設等を定めているか尋ねたところ、「はい」との回答は 40.4%であり、「検討中」との回答が 12.3%であった。一方で、「いいえ」との回答は 36.8%であった。

表 30 難聴児支援において、地域内で中心的な役割をする機関・施設等

	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	23	40.4	19	44.2	4	28.6
いいえ	21	36.8	15	34.9	6	42.9
分からない	5	8.8	3	7.0	2	14.3
検討中	7	12.3	6	14.0	1	7.1
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

難聴児支援において、地域内での療育及び教育機関等の関係機関を把握しているか尋ねたところ、「全て把握している」との回答は26.3%、「一部把握している」との回答は63.2%であった。一方で「いいえ」との回答は0.0%であった。

表 31 難聴児支援における地域内での療育及び教育機関等の関係機関の把握状況

711 1-2 1-2-1	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		P47118XP4 4=4=1710-			
	合計		合計都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
全て把握している	15	26.3	13	30.2	2	14.3
一部把握している	36	63.2	26	60.5	10	71.4
いいえ	0	0.0	0	0.0	0	0.0
分からない	4	7.0	3	7.0	1	7.1
実現のために取組を検討/進めているが未了	1	1.8	1	2.3	0	0.0
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

難聴児に対応できる医療機関等(医師会・こども病院・病院関係者参加の勉強会)を把握しており、リスト・一覧等を作成しているか尋ねたところ、「はい」との回答は 35.1%であった。一方で「いいえ」との回答は 42.1%であり、「分からない」との回答は 15.8%であった。

表 32 難聴児に対応できる医療機関等(医師会・こども病院・病院関係者参加の勉強会)を 把握した上でのリスト・一覧等の作成状況

12,2 0,12 0,12	10座の位立でかりが1 発りが11次次の							
	合計		都道府県		政令市			
	回答数	%	回答数	%	回答数	%		
はい	20	35.1	17	39.5	3	21.4		
いいえ	24	42.1	17	39.5	7	50.0		
分からない	9	15.8	7	16.3	2	14.3		
実現のために取組を検討/進めているが未了	3	5.3	2	4.7	1	7.1		
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1		
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0		

b. 専門職連携教育から多職種連携

保健、医療、福祉及び教育分野において、活動を行っている職員・従事者・スタッフ等の専門家が、他領域の職員・従事者・スタッフ等の専門家と共に、難聴児支援に関する知識や知見を深め共有するための取組を行っているか尋ねたところ、「はい」との回答は 56.1%であった。一方で「いいえ」との回答は 19.3%、「分からない」との回答は 17.5%であった。

表 33 保健、医療、福祉及び教育分野における専門家が、他領域の専門家と共に、 難聴児支援に関する知識や知見を深め共有するための取組

	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	32	56.1	25	58.1	7	50.0
いいえ	11	19.3	7	16.3	4	28.6
分からない	10	17.5	8	18.6	2	14.3
実現のために取組を検討/進めているが未了	3	5.3	3	7.0	0	0.0
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

表 34 令和4年度活動実績(上記が「はい」の場合に回答) (自由記述回答)

- 難聴児等実践研修(聾学校教諭や都道府県立施設の言語聴覚士を派遣し、地域の事業所での療育を個別に支援)。事業所養成研修:13回、個別療育研修:15回。
- ろう学校合同医療研修会1回。母子保健専門研修会1回。難聴児や関係者に関する支援(学習会・研修会)5回。
- オンラインセミナー小児と人工内耳1回、市町村保健師向けの研修会4回、難聴児に 関わる専門職種向け研修会2回、海外先進療育機関による講演会1回、精度管理研修 会1回
- 市町村担当者(保健師)向け研修会1回、保健師等母子保健研修1回 教員対象の研修1回 難聴学級等教職員向け講座2回。
- 難聴児を共に育む会3回(参加者:幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校(園長、校長、保育士、教員、支援員)、福祉関係者(保育士、言語聴覚士)、大学教授、医療関係者(言語聴覚士)、市町村教育行政担当者、保護者)。子どもの聞こえセミナー1回(参加者:保健師、保育士、幼稚園教諭、児童指導員、臨床心理士)。

その他の関係機関・行政・団体等における連携事例について尋ねたところ、「協議会の開催」との回答が52.6%と最も多く、次いで「専門家等の派遣」が26.3%であった。

表 35 その他の関係機関・行政・団体等における連携事例(複数回答)

	合	合計		府県	政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
協議会の開催	30	52.6	27	62.8	3	21.4
定期的な行政による見回り・訪問	4	7.0	3	7.0	1	7.1
定期的な活動報告やレポートの回収	4	7.0	4	9.3	0	0.0
行政による、専門機関等に向けたセミナーや	13	22.8	10	23.3	3	21.4
研修会の開催						
専門家等の派遣	15	26.3	10	23.3	5	35.7
その他	10	17.5	7	16.3	3	21.4
無回答	15	26.3	11	25.6	4	28.6
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

c. 寛容性の担保の手段

言語・コミュニケーション手段の選択とその獲得支援において、難聴児とその保護者が適切な支援施設・専門家へつながることが出来るように、選択肢の提示や支援機関・施設等の情報がまとめられ、発信されているか尋ねたところ、「はい」との回答は22.8%、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答は15.8%であった。一方で「いいえ」との回答は38.6%、「分からない」との回答は21.1%であった。

表 36 言語・コミュニケーション手段の選択とその獲得支援における選択肢の提示や 支援機関・施設等の情報のまとめ及び発信状況

大坂城内 旭队守り自私りよこの人 り元日が化								
	合	合計		都道府県		市		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%		
はい	13	22.8	11	25.6	2	14.3		
いいえ	22	38.6	16	37.2	6	42.9		
分からない	12	21.1	9	20.9	3	21.4		
実現のために取組を検討/進めているが未了	9	15.8	7	16.3	2	14.3		
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1		
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0		

表 37 詳細内容(上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答) (自由記述回答)

- 新生児聴覚スクリーニングで再検査となった場合には、医療機関との連携により、聴覚特別支援学校及び療育機関が保護者へのビデオによる情報提供と相談・支援を行っており、その中で言語・コミュニケーション手段の選択肢等の説明が行われる。
- 関係者ごとに実施している情報提供(支援施設・内容)を一覧にするなど、適切な情報提供について検討中。
- 難聴児とその保護者が適切な施設、専門家につながることができるように、選択肢の 提示や支援機関・施設などの情報がまとめられたハンドブックの作成を検討中。

(4) 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組

a. 家族の不安軽減につながる、家族等を中心とした早期支援

難聴と難聴児に対する情報提供として、施設利用者に対して対面やそれに近い形で、情報 提供や相談支援等を行っているか尋ねたところ、「はい」との回答は 61.4%であった。一方 で「いいえ」「分からない」との回答はそれぞれ 17.5%であった。

表 38 難聴と難聴児に対する情報提供として、施設利用者に対して 対面やそれに近い形(少人数のオンラインセミナー等)での情報提供や相談支援等の状況

	合	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
はい	35	61.4	28	65.1	7	50.0	
いいえ	10	17.5	5	11.6	5	35.7	
分からない	10	17.5	9	20.9	1	7.1	
実現のために取組を検討/進めているが未了	2	3.5	1	2.3	1	7.1	
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0	

情報提供を実施した後、難聴児・保護者等が受ける支援や支援機関を選択するためのサポートをするために、コーディネーター・相談窓口などを設置しているか尋ねたところ、「はい」との回答は56.1%であった。一方で「いいえ」との回答は19.3%、「分からない」との回答は17.5%であった。

表 39 情報提供を実施した後、難聴児・保護者等が受ける支援や支援機関を選択するための サポートをするためのコーディネーター・相談窓口の設置状況

	合	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
はい	32	56.1	27	62.8	5	35.7	
いいえ	11	19.3	5	11.6	6	42.9	
分からない	10	17.5	8	18.6	2	14.3	
実現のために取組を検討/進めているが未了	4	7.0	3	7.0	1	7.1	
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0	

b. 難聴児の支援に求められる関係者の専門性の担保

教育に関する専門家の専門性の担保・向上に関する取組が行われているか尋ねたところ、「はい」との回答は84.2%であった。一方で「いいえ」との回答は3.5%、「分からない」との回答は10.5%であった。

表 40 教育に関する専門家の専門性の担保・向上に関する取組

	合	合計		都道府県		市
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	48	84.2	39	90.7	9	64.3
いいえ	2	3.5	0	0.0	2	14.3
分からない	6	10.5	4	9.3	2	14.3
実現のために取組を検討/進めているが未了	1	1.8	0	0.0	1	7.1
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

表 41 詳細内容(上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答) (自由記述回答)

- 各聴覚特別支援学校主催の研修会(幼保こ園職員、小・中・高等学校教員、施設職員、市町村教育委員会等関係者全てに案内、年1~2回、数人~20人程度参加)
- 聴覚支援学校主催による①全校自立活動研修会 年1回 参加者50名(内8名は小中学校教諭)②自立活動学習会 年5回 参加者40人程度 ③手話学習会 年4回 参加者40人程度(内2名は小中学校教諭)④専門性プロジェクト 年6回 参加者30~40人
- 教職員対象手話講習会(聴覚障害特別支援学校に勤務する予定の教職員(事務職員、 寄宿舎指導員等を含む)のうち、手話の経験がなく、参加を希望する者)を年1回実施令和4年度参加人数24名。
- 「全国手話検定試験」のための補助。都道府県内特別支援学校(聴覚障害) 2 校に年間 198.000 円を補助。
- 聴覚特別支援学校において、主に新転任者や経験の浅い教職員向けの校内研修会(発音・発語研修会、日本語指導の実際など)を年間23回、各回20名~40名を対象に実施している。また、地域の教職員等を対象に、動画配信を活用したオンデマンド研修会を実施し、163名が参加した。
- 聴覚特別支援学校主催の「「きこえ」と「ことば」の研修会」を、保育所、小、中学校、高等学校教員、関係機関職員を対象に実施している。
- 都道府県総合学校教育センターにおける新任担当者のための講座(年2回、10名程 度)

通所支援事業所等に所属する専門家の専門性の担保・向上に関する取組が行われているか尋ねたところ、「はい」との回答は24.6%であった。一方で「いいえ」との回答は40.4%、「分からない」との回答は29.8%であった。

表 42 通所支援事業所等に所属する専門家の専門性の担保・向上に関する取組

	合	合計		都道府県		市
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	14	24.6	12	27.9	2	14.3
いいえ	23	40.4	14	32.6	9	64.3
分からない	17	29.8	15	34.9	2	14.3
実現のために取組を検討/進めているが未了	2	3.5	2	4.7	0	0.0
無回答	1	1.8	0	0.0	1	7.1
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

表 43 詳細内容(上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答) (自由記述回答)

- 公開講座の実施。
- 難聴児指導員を児童発達支援事業所へ派遣(6事業所)令和5年度10月現在。
- 難聴児が地域において利用する学校、保育所、幼稚園、児童発達支援所、相談支援事業所等に、専門療育機関の職員を派遣し、当該難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を実施 実施回数:30回(令和4年度)。
- 聴覚特別支援学校の乳幼児教育相談担当職員が福祉サービス事業所等へ出向き、難聴 児への対応について事業所のスタッフと共有して支援している。

c. 通常の学級に在籍する児への支援

通常の学級に在籍する児に関して、特別支援学校・特別支援学級が、その児童の存在や支援の状況を把握し、必要に応じて通常級と連携を行っているか尋ねたところ、「はい」との回答は 78.9%であった。一方で「いいえ」との回答は 7.0%、「分からない」との回答は 12.3%であった。

表 44 通常の学級に在籍する児に関して、特別支援学校・特別支援学級が、その児童の存在や支援の状況の把握、必要に応じた通常級との連携状況

	合	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
はい	45	78.9	36	83.7	9	64.3	
いいえ	4	7.0	1	2.3	3	21.4	
分からない	7	12.3	5	11.6	2	14.3	
実現のために取組を検討/進めているが未了	1	1.8	1	2.3	0	0.0	
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0	

表 45 詳細内容(上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合に回答) (自由記述回答)

- 学校からの要請に応じ特別支援教育巡回相談員を派遣し、支援している。
- 特別支援学校のセンター的機能では、児童への学習相談、職員研修支援。
- 定期的に公立の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校の聴覚障害のある幼児児童生徒数及び在籍校における取組状況に関する 調査を実施。
- 特別支援学校の教職員が定期的に子供の様子や支援の状況を把握するため、在籍する 学校に行っている。その後、ケース会議を開き、よりよい支援の在り方について話し 合いをしている。
- 聴覚特別支援学校では、各小、中学校等に対して案内を配付したり、ホームページに 掲載したりして、「きこえ」と「ことば」に関する教育相談活動について周知を図っ ている。教育相談を通して、必要に応じて通常級と連携を図っている。
- 特別支援学校教員による、難聴児在籍校の教員を対象とした研修会(難聴理解、通級 指導教室説明など)や、児童生徒を対象とした授業の実施(難聴理解など)。
- 難聴児在籍学級担任による、通級の授業参観や相談の実施。

(5) 切れ目ない支援に向けた取組

a. 発達段階に応じた支援体制の整理・情報発信

発達段階(新生児~成人期)に応じた難聴児支援について、どのような支援機関が中心として支援をしているかについて整理されて情報発信されているか尋ねたところ、「はい」との回答は28.1%、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答は17.5%であった。一方で「いいえ」との回答は35.1%、「分からない」との回答は15.8%であった。

表 46 発達段階(新生児〜成人期)に応じた難聴児支援について、中心となる支援機関に係る整理の情報発信状況

「もこよる人数個人に作る正式や情報が出版化								
	合計		都道府県		政令	市		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%		
はい	16	28.1	14	32.6	2	14.3		
いいえ	20	35.1	14	32.6	6	42.9		
分からない	9	15.8	7	16.3	2	14.3		
実現のために取組を検討/進めているが未了	10	17.5	8	18.6	2	14.3		
無回答	2	3.5	0	0.0	2	14.3		
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0		

b. 機関間連携

難聴児が地域内で多様な支援を受けるとともに、発達段階に応じて適切な支援機関につながれるように、地域間の支援機関・施設等がスムーズに連携できるための仕組みを構築しているか尋ねたところ、「はい」との回答は 31.6%、「実現のために取組を検討/進めているが未了」との回答は 21.1%であった。一方で「いいえ」との回答は 28.1%、「分からない」との回答は 15.8%であった。

表 47 難聴児が地域内で多様な支援を受けるとともに、発達段階に応じて適切な支援機関につながれるように、地域間の支援機関・施設等がスムーズに連携できるための仕組みを構築状況

	合	合計		都道府県		政令市	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
はい	18	31.6	15	34.9	3	21.4	
いいえ	16	28.1	11	25.6	5	35.7	
分からない	9	15.8	6	14.0	3	21.4	
実現のために取組を検討/進めているが未了	12	21.1	11	25.6	1	7.1	
無回答	2	3.5	0	0.0	2	14.3	
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0	

(6) 現状の課題と今後の方策 現状の課題と今後の方策

「難聴児支援のためのあるべき体制」を実現するための、課題としてあてはまるものを尋ねたところ、「予算や人的リソースが不足している」との回答が 70.2%と最も多く、次いで「専門的な人材がいない、見つけられない」との回答が 42.1%であった。

表 48 「難聴児支援のためのあるべき体制」を実現するための課題(複数回答)

	合	合計		都道府県		市
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
前例や他地域の事例等の取組推進の参考にで	20	35.1	17	39.5	3	21.4
きるものがない						
予算や人的リソースが不足している	40	70.2	31	72.1	9	64.3
関係機関・団体との連携ができない、難しい	22	38.6	17	39.5	5	35.7
専門的な人材がいない、見つけられない	24	42.1	21	48.8	3	21.4
支援現場の課題意識や重要性の認識が薄い	5	8.8	5	11.6	0	0.0
支援現場がひっ迫しており、将来を見据えた	9	15.8	6	14.0	3	21.4
取組が進められない						
地域内で難聴児支援の必要性や優先度が低	8	14.0	7	16.3	1	7.1
い、低いと認識されている						
その他	14	24.6	10	23.3	4	28.6
無回答	5	8.8	1	2.3	4	28.6
全体	57	100.0	43	100.0	14	100.0

「難聴児支援のためのあるべき体制」を実現するための、今後の方策について尋ねたところ、下表のような回答があった。

表 49 「難聴児支援のためのあるべき体制」を実現するための、今後の方策(自由記述回答)

- 難聴のある乳幼児及びその家族の支援のため、市町村、医療機関、聴覚特別支援学校 等が連携し、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、中核的機能を有 する体制を整備する。具体的には、聴覚障害児に対応する協議の場を設置する等、関 連部局の連携を強化する。
- ロードマップや相談機関一覧などを示したハンドブックなどを作成・配布する。
- 中核となる機関において、小児難聴を専門とする言語聴覚士を新たに採用し、相談支援、家族支援、巡回支援等の強化、検査機能の強化を図ることとしている。
- 障害児福祉計画において難聴児支援に関する活動指標を設定する。
- 障害者手帳の取得に至らない軽度・中等度難聴児に対する障害福祉サービス(補装具 や障害児通所支援事業所の利用等)の適用。
- 令和5年度中に難聴児支援コーディネーターを配置し、難聴児の家族への相談支援や 関係機関の連絡調整を行う。
- 聴覚障害に関する相談内容が多岐にわたることから、相談、問合せや情報を一元的に 受け付ける機関を明確にする。
- 追跡調査の実施や個別支援のケース検討、市町村保健師や保育士等などの支援者の育成等の実施。
- 難聴児を早期に発見し、早期に療育につなげるため、データベースシステムの導入により情報を集約し、関係機関でリアルタイムに情報を共有する体制整備を進める予定。
- 市町村における公費負担の推進。
- 県北における支援の体制づくり。
- 高等学校のきこえの通級指導教室の導入。

3 ヒアリング調査

本章では、国の中核機能モデル事業を実施している都道府県・政令市、及びアンケート調査の 回答から難聴児支援に当たり独自に中核機能を構築していると推察された都道府県・政令市を対 象としたヒアリング調査の内容とその結果について、詳細を記載する。

3.1 調査方法

原則オンラインにより実施した。

なお、石川県のみ現場視察を同時に実施したために対面で実施した。

3.2 調査対象

中核機能モデル事業を実施している都道府県・政令市、及びアンケート調査結果を踏まえ、 難聴児支援に当たり独自に中核機能を構築していると検討委員会等において推察された都道府 県・政令市のうち、調査協力を得られた以下の都道府県・政令市に対して調査を実施した。

表 50 調査対象

					がに対応いた 自治体の部署			
	自治体名	ヒアリング日	モデル事業 実施有無	障害部署	母子保健 部署 ¹⁰	教育部署	相談員等 同席有無	同席者の所属
1	岡山県	2023/9/28	0	0	_	_	0	児童発達支援センター岡山かなりや 学園
2	岩手県	2023/11/29	0	0	0	0	_	_
3	和歌山県	2023/12/4	0	0		_	0	乳幼児きこえとことば相談
4	鳥取県	2023/12/5	0	0	_	_	0	鳥取県きこえない・きこえにくい 子どものサポートセンター「きき」
5	大阪府	2023/12/7	0	0	0	_	_	_
6	静岡県	2023/12/8	0	0	0	0	0	静岡県乳幼児聴覚支援センター
7	神奈川県	2023/12/20	0	0	0	_	_	_
8	石川県	2023/12/21	0	0	0	_	\circ	みみずくクラブ
9	埼玉県	2023/12/22	0	0	0	_	0	そうか光生園・皆光園
10	山口県	2024/1/10	0	0	_	_	_	_
11	長野県	2024/1/11	_	_	0	_	0	長野県難聴児支援センター
12	岐阜県	2024/1/17	0	0	_	0	_	_
13	秋田県	2024/1/22	_	0	0	0	_	_
14	三重県	2024/1/25	_	_	0	_	_	_
15	横浜市	2024/1/12	0	0	_	_	0	横浜市総合リハビリテーション センター

_

¹⁰ 医療や保健衛生等の所管部署も一部含む。

3.3 調査項目

「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」やモデル事業の考え方をもとにした 中核機能の役割についての検討委員会による検討を踏まえ、以下のとおり設定した。

- 基礎情報
- ・ 中核となる機関・体制
- コーディネーターやキーパーソンの有無
- ・ 中核機能・コーディネーターの役割・機能
- 中核機能の設置経緯
- ・ 協議会(設置経緯・事務局・構成員・類似協議会との整理・活動状況)
- 機関間連携
- · 検査·把握
- 自治体内連携
- ・ 専門人材の確保育成
- ・ 相談支援・巡回相談の手法
- 寛容性の担保
- その他取組について
- 課題

3.4 調査結果

ヒアリング調査の結果については、ヒアリング録としてまとめた。詳細は付録 2 を参照されたい。

4 考察

本章では、第2章、第3章で記載した調査結果を踏まえ、1.1 背景・目的で記載した本事業の目的3つに対する考察をまとめる。

4.1 各地域(都道府県・政令市)における難聴児支援の実態

主にアンケート調査結果をもとに、各地域の難聴児支援の実態について考察する。考察に当たっては、本事業の目的の1つ目である「現状、全国の各地域(都道府県及び政令市)における難聴児支援の取組の違いはどれだけあるかについて、実態を把握すること」という調査目的を踏まえ、どれだけの地域で実施されているかという取組の実施率によって分類することにより、各取組の実施状況の差が見えるようにした。なお、各取組への実施状況の詳細は、アンケート調査での集計表の通り。

(1) 多数の地域で実施されている取組(概ね7割以上の地域で実施)

【都道府県における協議会の設置】

約7割の都道府県で協議会が設置されており、年に1,2回の頻度で医療関係者¹¹や言語聴覚士、聴覚特別支援学校教員、当事者団体・難聴児の保護者等団体などの様々な難聴児支援に携わる関係者によって、関連機関間の連携促進や早期療育につなげる手段の検討などについて協議されていることが明らかになった。

一方で、政令市において協議会を設置していると回答したのは約2割であり、都道府県の設置状況との差が見られた。

【新生児聴覚スクリーニング検査の体制整備・結果把握、精密検査へのロードマップ¹²作成】 新生児聴覚スクリーニング検査については、分娩医療機関のカバー率は平均約 96.6%、受検 実績は約 95.6%とそれぞれ高い水準であった。また、約8割の都道府県及び約9割の政令市に おいて、その検査結果の把握がなされていた。

また、その後の早期診断に向け、リファーとなった場合に保護者等に対して精密検査の検査 機関や仕組み等を提示するロードマップの作成についても、約8割の都道府県・政令市におい て実施されていた。

新生児聴覚スクリーニング検査や精密検査も含めた新生児聴覚検査の推進については、これまで国や地方において公的補助や手引書の作成など様々な取組がなされてきた。ヒアリング調査においても、中核機能の整備に先んじて、母子保健分野の担当部署や医療機関を中心に協議会の設置等を通じた連携体制の構築がされてきた様子が見られた。上記の結果は、これら国や地方の取組の効果によるものと考えられる。

-

¹¹ 医師、医療機関、医師会等

¹² 当項目におけるロードマップとは、スクリーニングリファー児の保護者等に対して、精密検査の受検時期 や受検機関等の仕組みを行政として一律で提示できるものを指す。

【聴覚特別支援学校による人材育成や通常級への支援】

教育分野の人材育成に関する取組については、約9割の都道府県及び約6割の政令市で実施されていた。その主な内容は、聴覚特別支援学校等が主催する保育園・幼稚園、学校等の職員に向けたセミナーや講習会の実施のほか、聴覚特別支援学校の教員を対象とした手話等の研修会等の実施であった。

また、聴覚特別支援学校等による通常の学級に在籍する児童への支援についても約8割の都道府県及び約6割の政令市において実施されていた。その主な内容は、通常学級等への職員巡回や職員派遣のほか、通常学級の担任等への研修会やケース会議の実施であった。この結果について、検討委員会においては、一人でも支援が行われていれば本質問には「支援している」という回答が可能であり、実態として管内のすべての通常級の在籍児について支援がなされているかどうかについては疑義があるとの指摘があった。

(2) 半数程度の地域で実施されている取組(概ね4~6割の地域で実施)

【中心機関の設置】

難聴児支援に当たっての中心的役割をする機関を決めているとした都道府県・政令市は約4割であった。ただし、ヒアリング調査において、相談支援や連携を図る上で実態上中心的な役割を果たしている機関があるものの行政としては中核となる機関を定めていないという立場であるとの声が複数あったことから、実態上中心的役割をしている機関がある自治体は、4割という結果よりも多い可能性がある。

【コーディネーターの配置・相談支援の実施】

約6割の都道府県及び約4割の政令市において、難聴児やその保護者等に対して支援機関等 を選択する際のサポートをするようなコーディネーターや相談窓口が設置されており、それら による相談支援がなされていることが明らかになった。

【難聴児の保護者等に向けた支援に関する情報整理・情報発信】

難聴児の保護者等向けの支援に関する情報整理を実施している都道府県・政令市は約4割であった。そのうち、情報発信をしている自治体は約7割であり、約2割の自治体においても、実現に向けた検討等を行っていると回答していたことから、情報整理をしている都道府県・政令市については、情報発信についても実施している、又はその予定があることが明らかになった。

【関係機関のリスト・一覧等の作成】

療育機関等のリスト・一覧等を作成している都道府県・政令市は約5割であり、教育相談機 関等のリスト・一覧等を作成している都道府県・政令市は約6割であった。

一方で、地域内の療育及び教育機関等の把握をしている都道府県・政令市は約9割に上るも

のの、その約7割¹³は一部の機関のみの把握にとどまっていた。このことから、網羅性の観点から、難聴児の保護者等への提供を見据えた場合のリスト・一覧等の作成に当たって困難さが生じている可能性が考えられる。

【専門職連携教育】

約6割の都道府県・政令市において、専門職連携教育¹⁴についての取組を実施していた。その主な手法は、多職種が参加するきこえなどに関する学習会・研修会の開催や、協議会や情報 交換会の開催というものであった。

(3) 少数の地域でしか実施されていない取組(概ね3割以下の地域で実施)

【精密検査結果の把握】

精密検査の結果を氏名などの個人情報を含む形で把握しているかどうかについては、約2割の都道府県及び約5割の政令市において把握しており、約1割の都道府県及び約3割の政令市において把握の実現のために検討等がされている状況であった。なお、ヒアリング調査においては、複数の自治体から、個人情報保護の観点による把握の困難性や課題について指摘がなされた。

【通所支援事業所等の人材育成】

難聴児の通所支援事業所として児童発達支援などの療育機関が考えられるが、それらにおける人材育成の取組については、約3割の都道府県及び約1割の政令市において実施されていた。ヒアリング調査では複数の自治体において難聴児の支援に対応できる療育機関の不足が課題として挙げられていたことから、そもそも難聴児に対応している又は対応できるポテンシャルのある通所支援事業所等がないことが、それらにおける難聴に関する専門性向上を図りにくい原因となっている可能性も考えられる。

-

 $^{^{13}}$ 把握しているとした 51 の回答のうち、全て把握しているとした回答数は 15 (29.4%)、一部把握しているとした回答数は 36 (70.6%) であった。

¹⁴ 複数の領域の専門職に就く者が連携及びケアの質を改善するために、同じ場所で共に学び、お互いのことを学び合うこと。(令和2年度障害者総合福祉推進事業「難聴児の言語発達(コミュニケーション)に資する療育に関する調査研究事業報告書」より引用)

4.2 「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」実施自治体等における取組状況

主にヒアリング調査結果をもとに、本事業の目的の2つ目である「中核機能モデル事業の活用実績のある自治体や難聴児支援に係る取組が進んでいると推察する自治体においては、どのような体制構築や支援が実施されているかについて、実態を把握すること」という調査目的を踏まえ、以下のとおりヒアリングした項目ごとに考察する。

表 51 体制構築や支援の実態

項目	表 51 体制構築や文族の美感 考察
中核となる機関・体制	 療育機関、病院、聴覚障害者関連施設¹⁵、聴覚特別支援学校の4パターンが見られた¹⁶ 体制としては、全対象に共通して相談員の配置がなされていた。相談員の属性は言語聴覚士が最多であったものの、当事者の保護者や聴覚特別支援学校教員、医師、臨床心理士、大学教授などの多様な属性が見られた
コーディネーター やキーパーソンの 有無	 相談員のうち中心的な役割を担う1名をコーディネーターとして位置付ける場合と、そのような位置づけをせず相談員全員又はチーム全体をコーディネーターとして考える場合の両方があった コーディネーターのほかにも、難聴児支援の在り方や施策の方向性を決める際の中心となる人物や、取組を実施する上での関連機関への働きかけ・とりまとめにおいて重要な役割を担う人物というようなキーパーソンがいる場合もあり、その多くは医師であった
中核機能・コーデ ィネーターの役 割・機能	 保護者からの相談に対して、悩み等への傾聴や情報提供をするとともに、支援が必要な場合には支援機関へのつなぎを実施するという相談支援が主であった 支援機関へのつなぎをする上では、協議会の場やコーディネーターによる巡回等を通じた顔の見える関係性構築や情報共有を図っている様子が見られた そのほか相談支援以外にも、市町村や保育・教育・療育機関等への巡回等支援、研修会や実態把握調査などの様々な取組の企画・実施が見られた
中核機能の設置経緯	 聴覚特別支援学校以外の新たな相談支援機関として、療育機関や病院、聴覚障害者 関連施設にセンターや相談窓口等を新設し、そのまま中核機能を持たせる場合が多 かった。そのほか、既存の療育機関に相談業務を委託する場合や、聴覚特別支援学 校が中核機能の役割を担うという場合も見られた 医師がキーパーソンや主導する立場となり関係機関調整がなされることで、中核と なる機関の設置や連携体制の構築が進むというケースが複数見られた
協議会	 設置経緯は、①新スク協議会や手話言語条例に基づく協議会などの既存の協議会を改変するケース、②新スク協議会等とは別に新たに設置するケース、③センター設置のためなど当初別の目的のために立ち上がった既存の協議会がそのまま中核機能に係る協議会として機能しているケースの3通りがあった 事務局は、自治体が担うケースが多いが、中核となる機関に協議会事務局を委託するケースも複数見られた 構成員については、その多くに当事者又は保護者が参画しており、ヒアリングをした15自治体のうち、それらの者が参画していない自治体は3自治体のみであった。また、アンケート調査において、協議会を設置している全自治体の協議会が医療機関等を構成員に含むことが明らかになったが、ヒアリング調査により、その属性としては、耳鼻咽喉科、小児科、産婦人科のような様々な診療科における医師が見られたほか、医師会や産婦人科医会、耳鼻咽喉科学会といった様々な専門医会も見られた 類似協議会との整理として、新スクに係る協議会との整理・統合については自治体によって様々であった。また、実務者・担当者による会議体を協議会とは別に設置

¹⁵ 聴覚障害者情報提供施設など、療育機関以外で聴覚障害に携わっている施設について、聴覚障害者関連施設として類型化した。

_

¹⁶ ヒアリングした全自治体の中核となる機関の一覧については、p39 に掲載。

項目	考察
	している自治体も複数あった • 活動状況については、対面又はオンラインの両方の実施方法により、検査結果や各機関の状況報告などの情報共有のほか、計画の策定・見直しや情報提供資材の内容検討、県施策の課題検討など、様々な内容の実施状況がなされていた
機関間連携	 検査医療機関⇒相談機関(中核となる機関や聴覚特別支援学校)⇒支援機関(療育機関や聴覚特別支援学校)という難聴児やその保護者等に対する支援の流れは概ね共通していた 保護者等が検査医療機関から相談機関へとつながる流れについては、中核となる機関や自治体が、検査医療機関に対して相談窓口の周知や相談窓口へつなぐよう働きかけをすることにより、検査医療機関はリファーや難聴の診断がされた子どもの保護者だけでなく、きこえに不安のある等の保護者に対しても相談窓口を紹介するようになるという状況が見られた また、一連の流れにおいては、市町村の保健師がつなぎや伴走支援をする上で役割を果たすという場合が複数見られた
検査・把握	個人情報保護や保護者による同意という制約から、都道府県や中核となる機関における検査結果の個別把握にハードルがあるという場合が複数見られた検査結果等の伝達の手法としては紙の利用が多い一方、システムやアプリなどの電子化を図っている場合も複数見られた
自治体内連携	自治体内連携については、障害担当部署が主導し、母子保健担当部署、教育担当部署と合わせた3部署が関係部署であるという自治体がほとんどであった多くの場合、それら3部署が協議会へ参画することを通じて、情報共有や連携を図っていた
専門人材の確保・育成	 ・聴覚や障害に係る専門人材(言語聴覚士や児童発達支援、聴覚特別支援学校等の職員)の育成の取組が、様々な手法で見られた17 ・非専門人材への難聴の理解醸成・支援ノウハウの伝授に関する取組について、出産後の母子保健分野で携わる保健師や市町村職員を対象とするものや、子育て支援・教育に携わる保育士や学校教員を対象とするものが見られた
相談支援の手法	• 相談支援の手法としては、申込みも含めた相談しやすい環境の構築、出張・巡回相談 ¹⁸ 等による広領域のカバー、保健師との併走支援などといった、様々な工夫が見られた ¹⁹
寛容性の担保	• 寛容性の担保としては、情報提供資料における手話や聴覚活用など様々なコミュニケーション手段の掲載や、第三者としての立ち位置から中立的に相談に乗る体制整備といった方法が多く見られた。一方で、検討委員会においては、地域によっては医療機関がないなどの地域資源の制約によって様々な選択肢を提示できない状況もあるため、コミュニケーション手段の選択後の寛容性を担保する以前の選択肢の保障という点に対する懸念があげられた
その他取組について	• 様々なその他取組が実施されていた20
課題	相談窓口や支援の仕組み構築ができたばかりであり、その円滑な運用のための関係機関等への周知や、相談機関の保護者等への周知が課題となっている場合が複数見られた人材面や予算面からの事業の継続性について不安視する声が複数見られた地域における療育機関不足の課題が複数見られた

_

¹⁷ 人材の育成に関する具体的な手法については、p43 に掲載

¹⁸「巡回相談」については、訪問による保護者等への相談支援と、療育機関や学校等の機関の職員への巡回支援の両者について見られたが、ここでは訪問による保護者等への相談支援を指す。

¹⁹ 相談支援体制に関する具体的な手法については、p41 に掲載

²⁰ ヒアリングした様々なその他取組の具体的な内容については、付録2のヒアリング録に掲載

4.3 中核機能の整備方法について

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果をもとに、本事業の目的の3つ目である「『難聴児支援のためのあるべき体制や支援』を実現するために、どのような手法が考えられるかについて、整理すること」という調査目的を踏まえ、各地域における中核機能の整備を念頭に以下のとおり考察する。

(1) 中核機能の整備において取り組むべき基本的事項の整理

こども家庭庁において実施の検討がされている令和6年度「聴覚障害児支援中核機能強化事業」では、都道府県及び政令市において、中核機能やコーディネーターの設置とともに、以下5つの取組を実施することが想定されている。

- ア 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- イ 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化
- ウ 家族支援の実施
- エ 巡回支援の実施
- オ 聴覚障害児に関する研修・啓発

また、本事業では、モデル事業実施自治体などのすでに中核機能の整備が進められている都道府県・政令市に対するヒアリング調査を実施し、これまでの経緯のほか、現在の支援や取組状況、中核機能やコーディネーターの役割等の現状について伺い、中核機能の整備に当たっての様々な参考となる事例を把握したところである。

以上を踏まえ、まず基本方針や中核機能モデル事業での考え方や、モデル事業実施等自治体のすでに取組を進めている自治体のこれまでの経緯等をもとにして、地域における難聴児支援の在り方と、その実現のために必要な対応を表 52 のとおり整理した。その上で、自治体が中核機能の整備の一環として実施すべき事項のみ抽出し、図 2 のとおり示すとともに、関係機関等について図 3 のとおり整理した。また、今回の調査結果をもとに考えられる事項ごとの詳細の手法等については後述することとする。

自治体においては、まず A. 「地域における難聴児支援の在り方」の「要素」に記載の内容の 充足状況を確認した上で、B「必要な対応」-a. 「自治体が中核機能の整備の一環として実施す べき事項」のうち何を実施する必要があるのかを知ることが望ましい。

なお、中核機能モデル事業が令和2年度から開始されていることや、基本方針が令和4年に示されたばかりであることを踏まえると、これらの国の動きを受けて中核機能を整備し始めた自治体や、これから整備を行う自治体が多数存在していることが推測される。よって、今回の整理に当たっては、それらの自治体にとって参考となるよう、中核機能の果たすべき事項としてのあらゆる要素を盛り込むのではなく、基本的な事項として立ち上げ期において実施すべきものと考えられるもののみを整理したところであり、これが中核機能におけるすべての役割・

機能等ではないことに留意されたい21。

表 52 地域における難聴児支援の在り方と、その実現のために必要な対応

A.地域における難聴児支援の在り方		B.必要な対応			
		要素	a.自治体が中核機能の整備の一環として実施すべき事項	b.中核となる機関 が実施可能な事項	c. B·a.について、 R6「聴覚障害児支援中核機能強化事業」での取り組むべき事項での該当項目
1. 体制が整備 されている	01)	難聴児支援の関係者 が協議や顔の見える 関係構築等を行う協 議会がある	① 協議会の設置	-	ア)聴覚障害児に対応する協議会の設置
	02)	難聴児やその保護者 等への支援に当たり 中核を担う機関がある	② 中核となる機 関の設置	-	-
	03)	支援機関同士が連携 しあえる文化・環境 がある	③ 連携体制の仕 組み構築	•情報連携等における主導	イ) 聴覚障害児支援 の関係機関の連携 強化
2. 体制に組み 込まれた各機関 の役割の発揮	04)	適切に家族支援を行 う ²²	④ 家族への相談 支援体制の構築⑤ 家族への情報 提供の仕組み の構築	家族への相談支援家族への情報提供	ウ)家族支援の実施
	05)	各支援機関が地域で 適切に難聴児への支 援を行う	⑥ 既存の支援機 関の人材の育 成	•既存の支援機関 の人材の育成	エ)巡回支援の実施 オ) 聴覚障害児に関 する研修・啓発

_

²¹ 検討委員会において中核機能の整備に当たりまず何から始めたほうが良いかがわかることの重要性について指摘があった。

²² 家族支援については、基本方針において「情報提供」、「相談対応」、「交流の機会確保・周囲の理解促進」の3点が具体的な取組としてあげられているが、ヒアリング調査結果から多くの自治体で実施されていた「相談対応」及びその一環としての「情報提供」について、今回基本的事項として取り扱うこととした。

図2 自治体が中核機能の整備の一環として実施すべき事項

あり方 自治体が 中核機能の整備 の一環として 実施すべき事項

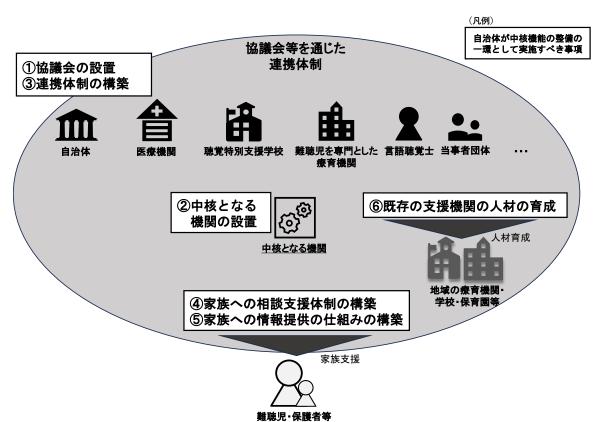
難聴児支援の

1. 体制の整備

2. 各機関の役割の発揮

- ① 協議会の設置
- ② 中核となる機関の設置
- ③ 連携体制の仕組み構築
- ④ 家族への相談支援体制の構築
- ⑤ 家族への情報提供の仕組みの構築
- ⑥ 既存の支援機関の人材の育成

図3 関係機関等の整理



36

(2) 各事項における考えられる手法等

1. 体制整備

①協議会の設置

アンケート調査結果では、協議会の設置について、都道府県における設置率は約 67.4%、 政令市における設置率は約21.4%であった。以下の事項を踏まえて、未設置の自治体にお いては設置に向けた検討をすることや、すでに設置済みの自治体においても見直し等をする ことが考えられる。

表 53 協議会設置に当たっての考えられる手法等

事項	表 53 協議会設置に当たっての考えられる手法等 考えられる手法等
尹垻	
設置までの流れ	 新設又は既存の協議会活用が考えられる。モデル事業実施自治体等では、①新スク協議会や手話言語条例に基づく協議会などの既存の協議会を改変するケース、②新スク協議会等とは別に新たに設置するケース、③センター設置のためなど当初別の目的のために立ち上がった既存の協議会がそのまま中核機能に係る協議会として機能しているケースの3通りがあった特に新スク協議会を改変させるケースでは、単なる整理統合のほか、改変後の協議会の一つのワーキンググループにおいて新スクに係る検討を続けているという工夫もモデル事業実施等自治体において見られた モデル事業実施等自治体において見られた モデル事業実施自治体等の中には、精密検査医療機関等の医師がキーパーソンとなり、関連機関への働きかけやとりまとめにおいて重要な役割を担っている自治体が複数あり、協議会を設置する上では、そのようなキーパーソンになり得る医師に働きかけをすることも有効であると考えられる
構成員	 ・アンケート調査結果における上位5位の属性は以下のとおりであった(括弧内の数値は、協議会を設置していると回答した自治体において構成員として含まれている率。「協議内容」の項目においても同様。)²³。 ▶ 医療関係者(100%)²⁴ ▶ 自治体職員(90.6%)²⁵ ▶ 言語聴覚士(78.1%) ▶ 聴覚特別支援学校の教師等(75.0%) ▶ 当事者・保護者等団体等(65.6%) ・ 当事者の参画について、基本方針では「当事者を含めて、関係機関で顔の見える関係を構築すること」「当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努めること」といった記載があるほか、障害者権利条約の策定過程においても「Nothing about us without us(私たち抜きに私たちのことを決めるな)」というスローガンが重要視されている。よって、協議会の設置において、当事者等がきちんと参画することが非常に重要であると考える。なお、ヒアリング調査を行ったモデル事業実施自治体等15自治体では、12自治体で当事者やその保護者等が構成員に含まれていた。
協議内容	 アンケート調査結果における上位5位の属性は以下のとおりであった 関連機関間の連携促進に向けた検討・取組(84.4%) 乳幼児期における早期療育につなげる手段の検討(75.0%) 新生児聴覚スクリーニング等の早期発見のための手段の整備状況の確認・検討(68.8%) 精密検査等の早期診断のための手段の整備状況の確認・検討(56.3%) 情報発信のための検討・取組(50.0%)
一年あたりの開催 頻度	• アンケート調査結果では1回の開催、2回の開催がそれぞれ約4割であった

²³ その他のアンケート調査結果の詳細は、p9 以降に記載している。

²⁴ 医師、医療機関、医師会等を指す。

²⁵ モデル事業実施等自治体では、自治体職員が協議会構成員ではなく事務局となっている場合が複数あった。

事項	考えられる手法等
事務局	• モデル事業実施等自治体では、自治体が事務局となっている場合のほか、中核と なる機関などの自治体以外の機関が委託等により事務局となっている場合が複数 あった
自治体関係部署の 参画	• 多くのモデル事業実施等自治体では、障害福祉部署、母子保健部署、教育部署の 3部署全てが協議会の参画することにより、情報共有や施策の方向性に係る認識 合わせ等を図っていた
その他の工夫	• 協議会とは別に、個別のケースも取り扱うような担当者レベルでの実務者会議等 を開催しているモデル事業実施等自治体が複数あった

②中核となる機関の設置

アンケート調査結果では、都道府県では約44.2%、政令市では約28.6%が、地域内で中心的な役割をする機関・施設等を定めているという状況であった。

また、モデル事業実施等自治体では、中核となる機関及びその設置形態・所属職員は表54のとおり様々なパターンがあった。その設置方法については、①新たに場所を設けて開設する方法、②相談業務等の委託により既存の療育機関等を中核となる機関として位置付ける方法、③聴覚特別支援学校を中核となる機関として位置付ける方法の3パターンが見られた。

よって、中核となる機関の設置に当たっては、各地域において、既存の地域資源や地域人 材の状況を踏まえた上で、地域の実情に応じた設置方法を協議会等を通じて検討することが 望ましいと考える。

なお、中核となる機関におけるコーディネーターの設置については、モデル事業実施等自 治体においては、相談員のうち中心的な役割を担う1名をコーディネーターとして位置付け る場合と、そのような位置づけをせず相談員全員又はチーム全体をコーディネーターとして 考える場合の両方があった。

表 54 モデル事業実施等自治体における中核となる機関等一覧

-10	表 54 モデル事業実施等自治体における中核となる機関等一覧							
ID	自治体	設置機関	機関類型26	設置形態	職員の属性			
1	岡山県	・ 児童発達支援センター岡山か なりや学園	療育機関	社会福祉法人岡山かなりや会 へ委託	言語聴覚士			
2	岩手県	・ 岩手県立療育センター	療育機関	岩手県社会福祉事業団へ指定 管理により委託	言語聴覚士			
3	和歌山県	・ 和歌山県聴覚障害者情報セン ター内「乳幼児きこえとこと ば相談」	聴覚障害者 関連施設	県聴覚障害者協会に委託	手話通訳士、言語聴覚 士、臨床発達心理士・ 公認心理師・元ろう学 校教員			
4	鳥取県	鳥取県きこえない・きこえに くい子どものサポートセンタ ー「きき」	聴覚障害者 関連施設	県聴覚障害者協会に委託	当事者、 当事者の保護者			
5	大阪府	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内相談支援 機関(通称「ひだまり・ MOE」)	聴覚障害者 関連施設	特定非営利活動法人手話言語 獲得習得支援研究機構 (NPO こめっこ) にセンタ ーの指定管理者より再委託	臨床心理士、 大学教授(臨床心理)			
6	静岡県	・ 乳幼児聴覚支援センター	病院	静岡県立総合病院に委託し、 病院内に設置	言語聴覚士、保健師			
7	神奈川県	・ 神奈川県聴覚障害者福祉センター	聴覚障害者 関連施設	社会福祉法人神奈川聴覚障害 者総合福祉協会へ指定管理に より委託	言語聴覚士			
8	石川県	いしかわ難聴児相談支援センター「みみずくクラブ」	病院	金沢大学附属病院に委託し、 病院内に設置	医師、言語聴覚士、 大学教授(聾教育)			
9	埼玉県	そうか光生園皆光園	療育機関	埼玉県社会福祉事業団に委託	言語聴覚士、特別支援 学校教諭、中·高等学 校教諭、幼稚園教諭			
10	山口県	なし	_	_	_			
11	長野県	・ 難聴児支援センター	病院	信州大学医学部附属病院に 委託。病院に隣接する県施設 内に設置	医師、言語聴覚士、 ろう学校教員、保健師			
12	岐阜県	・ 岐阜県難聴児支援センター	病院	岐阜大学医学部附属病院に 委託し、病院内に設置	医師、言語聴覚士、 聴覚特別支援学校元教 員、保健師			
13	秋田県	・ 聴覚支援学校 ・ オリブ園	聴覚特別 支援学校・ 療育機関	_	聴覚支援学校: 言語聴覚士資格を有す る聴覚支援学校教員			
14	三重県	(三重県子ども・福祉部)	_	_				
15	横浜市	・ 横浜市総合リハビリテーショ ンセンター 児童発達支援セ ンター (難聴)	療育機関	社会福祉法人横浜市リハビリ テーション事業団へ指定管理 により委託	言語聴覚士			

-

²⁶ 聴覚障害者情報提供施設など、療育機関以外で聴覚障害に携わっている施設について、聴覚障害者聴覚障害者関連施設として類型化した。

③連携体制の仕組み構築

アンケート調査結果では、新生児聴覚検査に係る体制については全国的に概ね整備されている状況が明らかになった。体制整備がなされた状況下においては、協議会の設置目的として基本方針にも記載されているように、「新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援」が今後ますます重要になってくるものと考えられる。その流れや連携については、多くのモデル事業実施等自治体において、中核機能を担う中核となる機関が保護者等への相談支援を通じて、医療機関による「検査・診断」から医療機関や支援機関による「治療・療育・教育」へのつなぎを実施している状況が見られた(図 4 参照)。

 (氏例)

 支援内容

 大塚

 お療

 大塚機関

 大塚機関

 大塚機関

図4 中核となる機関によるつなぎ

また、上記の流れにおいては、特に検査・診断から相談支援につながることが重要である。 モデル事業実施等自治体における検査・診断から相談支援へのつながりとしては、中核となる機関や自治体が、検査医療機関等に対して相談窓口の周知や相談窓口へつなぐよう働きかけをすることにより、検査医療機関等はきこえに不安のある等の保護者やリファーや難聴の診断がされた子どもの保護者に対して、相談窓口を必ず紹介するようになるという状況が見られた。なお、上記の図においては中核となる機関による相談支援のみを記載しているが、相談支援に当たっては、中核となる機関だけではなく、聴覚特別支援学校が実施する乳幼児教育相談などの様々な相談機関によって実施されていくことも考えられる。

また、基本方針にも記載されている手引き書において、検査医療機関等による相談支援へのつなぎやその後の支援機関等による支援までの流れについて記載することも有効だと考えられ、モデル事業実施等自治体においては、既存の新生児聴覚検査に係る手引書について、支援までを見据えた形に拡大して作成し直したというケースも見られた。

また、一連の流れにおいては、市町村の保健師がつなぎや伴走支援をする上で役割を果たしているという状況がモデル事業実施等自治体において複数見られたため、保健師への一連の流れや相談窓口の周知等により、中核となる機関等の相談支援機関と保健師の連携強化を図ることも有効であると考えられる。

2. 各支援機関の役割の発揮

④家族への相談支援体制の構築

中核となる機関による丁寧な相談支援が実施されることが望ましい。また圏域が広域にわたる場合の工夫として、他地域における出張相談会の開催や訪問による相談対応²⁷、オンラインでの相談対応などが、モデル事業実施等自治体において見られた。そのほか、相談支援体制については、表 55 のとおり様々な工夫等が見られたところである。

また、基本方針においては「多様性と寛容性の観点に留意しつつ、複数の療育方法の選択肢を提示し、どの時期においても中立的な立場での相談対応」が求められており、モデル事業実施等自治体においても中立的な助言の心がけについて多くの自治体で意識されていた。よって、相談支援に当たっては、中核となる機関が病院や療育機関等のいかなる場所に設置されていたとしても、それら機関の特徴に寄ることなく、中立的な相談が実施されることが必要であると考えられる。

また、中核となる機関以外にも、聴覚特別支援学校における乳幼児教育相談や地域の療育機関などの相談支援の場が考えられる。モデル事業実施等自治体からは、教育や福祉など様々な観点による相談対応や各地域での相談対応が可能になるなど、相談窓口の複数化・多様化することの効果が言及されていたため、必ずしもワンストップの集約した相談窓口が望ましいとは限らない。ただし、相談窓口同士の連携や役割分担等をすることにより、検査・診断から相談、その後の支援機関等での支援という一連の流れにおいて、難聴児及びその保護者等が適切に必要な機関等につながっていく相談支援体制を整備することが必要だと考えられる。

表 55 家族への相談支援体制に関する参考事例

モデル事業実施等自治体へのヒアリング調査における把握事例

- ◆ 相談の申込においては、相談機関への直接の申込に加え、県のホームページでも取次窓口を設けることで、多様な相談先を用意するという工夫をしている。
- ◆ 電話・来所・出張・オンラインで相談に対応している。
- ◆ 2か所の他地域において、それぞれ3ヶ月に1回程度、出張相談を実施している。
- ◆ 相談場面では、耳鼻科医、言語聴覚士、聾教育を専門とする大学教授が同席 し、あらゆる相談に対応できるようにしている。
- ◆ 広域をカバーするため、窓口ではなく、巡回による保護者支援に特化している。また、巡回の相談場面では担当保健師にも同席してもらい、相談後の保健師とのカンファレンスも丁寧に実施するなど、日頃の見守りの役割を担う保健師との連携を図っている。
- ◆ 相談員が1時間という十分な枠を設けて子どもや保護者と一緒に遊びながら様子を観察し、気になることがある場合は医療受診を勧める。その際、観察の様子等をまとめた「状況報告書」を作成し、それを保護者が医療機関受診時に持参することで円滑な受診につなげている。
- ◆ 難聴外来の受診に相談員も同席するようにしているとともに、状況により診察 終了後に保護者の相談に乗るようにしている。

²⁷ ヒアリング調査結果における「巡回相談」は、訪問による保護者等への相談支援と療育機関や学校等の機関の職員への巡回支援の両者が混在していたが、本章では、前者を「④家族への相談支援体制構築」における取組として位置づけ、後者を「⑥既存の支援機関の人材の育成」における取組として位置付けた。

⑤家族への情報提供の仕組みの構築

モデル事業実施等自治体においては、相談支援に当たり、他機関により発行されている又は独自に作成しているリーフレットや DVD など、様々な情報提供資材を活用している状況が見られた。

また、それら情報提供資材は、相談支援の際だけでなく、検査医療機関や保健師等に配布することで、様々な場面で活用されている状況も見られた。

情報提供資材の作成に当たっての内容については、基本方針において下記のとおり項目例が並べられており参考になるほか、各地域の実情を反映すべきものであることから、協議会においてきちんと検討されることが望ましいと考えられる²⁸。

<基本方針に掲載されている家族等の学びにつながる教材の内容例>

- 新生児聴覚検査の意義、目的、精度の限界
- 情報提供機関等、家族等の相談先
- ・ 子どもの言語・コミュニケーション手段の発達・獲得や聞こえの状態や本人及び家族等 の希望に応じた多様な療育方法に関する情報
- ・ 難聴の原因、治療(薬、補聴器、人工内耳等)、経過に関する情報
- ・ 地域の療育・教育機関

なお、令和4年度障害者総合福祉推進事業『難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究』においては、全国の支援機関や自治体が発行している既存の情報提供資料を調査・収集し、それらをもとに行政機関等が必要な情報提供ができるような参考資料が作成され、PwCコンサルティング合同会社のホームページに掲載されていることから、各地域において情報提供資材を作成するに当たっては、参考になるものと考える。

⑥既存の支援機関の人材の育成

モデル事業実施等自治体においては、様々な研修等が実施されているが、①聴覚や障害に係る専門人材として、言語聴覚士や児童発達支援等職員、聴覚特別支援学校教員等を対象とする専門性を高める研修等と、②出産後の母子保健分野で携わる保健師や市町村職員、又は子育て支援・教育に携わる保育士や学校教員等への難聴の理解醸成や支援ノウハウの提供等を目的とした研修等が見られ、その実施主体は、行政や中核となる機関、聴覚特別支援学校など様々であった。

また、中核となる機関等における難聴児支援等を専門とする職員が、様々な機関を訪問して職員等の支援を実施する巡回支援についても、有効な人材育成の手法として実施されていた。

研修等の実施や巡回支援に係る取組については、表 56 のようなものがモデル事業実施等

²⁸ アンケート調査結果においては、協議会を設置している自治体の半数が情報発信のための検討・取組を協議会事項として取り扱っていた。

表 56 既存の支援機関の人材の育成に関する参考事例

モデル事業実施等自治体へのヒアリング調査における把握事例

【研修等の実施】

- ◆ 市町村の母子保健担当者や学校関係者による参加の多いオンラインでの研修会を実施。内容については、あるケース例を作成して、病院や地元の支援機関、幼稚園、学校といった登場人物の役割を作り、情報共有の仕方について共有するという模擬支援会議を実施。また、研修会の様子はYouTube 配信もして後日視聴できるようにするという工夫もしている。
- ◆ 中核となる機関において、難聴児が在籍している幼稚園や保育の職員を対象 に、申し込み制のオンライン研修を実施しており、動画の URL を展開するこ とで、難聴に関する説明や補聴器の扱い方、日常の保育の中での接し方などに ついて配信している。内容は毎年更新している。
- ◆ 保健師向け説明会について、保健担当部署と障害福祉部署の共催にて実施して いる。
- ◆ 聴覚特別支援学校が、教職員向けの公開講座を実施している。
- ◆ 中核となる機関が実施している保護者教室について、療育の様々な現場職員の 参加を可能としている。

【巡回支援】

- ◆ 中核となる機関の専門職員が児童発達支援センターや保育所等に赴いており、 それら職員への相談対応だけでなく、難聴児支援に関する取組の周知や情報共 有も兼ねて訪問している。
- ◆ 難聴児が通う保育所・幼稚園・小中学校・高校からの相談があれば、中核となる機関の職員が巡回相談に出向いている。
- ◆ 難聴児が在籍する保育園や幼稚園を担当する言語聴覚士が訪問し、補聴器の付け方やその意義、子どもへの接し方のほか、難聴という障害の説明も行っている。保護者からの申し込みを受けて園の許可を取った上で行うほか、訪問を園に申し出て訪問する場合もある。
- ◆ 専門療育機関の職員が地域の児童発達支援事業所・児童発達支援センターに出 張して研修を実施しており、その報酬費を県が支払うという事業を実施してい る。

難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究 地域における難聴児支援に関する調査調査票

<調査の趣旨等>

※ 本調査は、各地域における難聴児の支援の実態・状況・課題等を把握し、

今後の地域における難聴児支援の質の向上に繋げるものです。

貴自治体における、難聴児支援の取組状況等について、ご回答を頂けますと幸いです。

調査対象:都道府県および、政令指定都市の障害福祉部局等

調査期間:10月2日(月)~10月27日(金)

ご回答方法:本Excelに回答を記入し、提出してください

※ ご回答内容については自治体名が特定されない形で集計・分析を行い、事業報告書にとりまとめます。 事業報告書は、令和6年4月以降に、PWCコンサルティング合同会社のウェブサイトにPDF版を掲載予定です。

<調査の回答に関するお願い>

※ 調査票にご回答いただき、令和5年10月27日(金)までに次のメールアドレスまでご返信ください。

事務局	地域における難聴児支援に関する調査 回収事務局(株式会社リサーチワークス)
メールアドレス	nanchoji@researchworks.co.jp
(view senior)	

※ 注意事項1

本調査は、各地域における難聴児支援に関して、行政機関がどの程度実態を把握し 主導しているかについて、主にお伺いしております。設問において特に指定がない場合は、 自治体において把握・実施しているデータ・取組内容等をご回答ください。 回答が不明な場合や、不確かな場合はその旨をご回答頂いて差し支えありません。 その他、ご不明点は下記の問い合わせ先へご連絡下さい。

COMES, CAMP

アンケート内にて、「関係機関等のリストを作成しているか」についてお伺いする設問が 含まれております。「はい」とお答えいただいた場合は、対象リストもメールに添付・送付を お願いいたします。その際のファイル形式(Excel, PDF, Word等)は問いませんが、 メールに添付できない場合は、下記のアドレスまでお問い合わせください。

※ 注意事項3

※ 注意事項2

回答は原則必須回答ですが、選択した回答によっては回答が不要の設問もあります。 回答不要の場合、設問内に進んでいただく先の質問を示しておりますので、指示に従って 回答をお願いいたします。

<お問合せ先・調査実施主体>

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、 以下までお問合せください。

事務局	地域における難聴児支援に関する調査 回収事務局 (株式会社リサーチワークス)
メールアドレス	nanchoji@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

調査実施主体

「難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究」事務局 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 東海林、大瀬、藤井 メールアドレス: jp_mhlw_r5-childsupport@pwc.com

1.		15.6	H-V	=
No. of Concession, Name of Street, or other Designation, Name of Street, Original Property and Street,	1.5	100.5	88.0	155

貴自治体の基本的な情報について何います。

		▼ 回答欄に文字または数値を入力してください
1-1.	自治体名を回答してください	
1-2.	回答者名・回答者職名・回答者所属部局を回答	してください
	回答者名	
	回答者職名	
	回答者所属部局	
	児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(! 部局」について伺います。	以下、「基本方針」とする。)」における
1-3.	貴自治体において、「基本方針」における「対応部」	同」の名称を回答してください

2. 早期発見・早期療育に向けた取り組み

難聴早期発見のための手段の整備状況について何います。

2-1. 難聴児に対応する協議会設置・活動状況について選択してください(一つを選択)

<選択肢>

- (1) 協議会を設置しており、定期的な活動を行っている
- ② 協議会を設置しているが、令和5年度現在活動が行われていない
- ③ 協議会を設置していない
- ④ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください



▼ 上記 <選択肢 > からあてはまるものを一つ選択して伏さい

回台		
	④その他の内容	

2-2. 2-1.で①もしくは②と回答した方に伺います

協議会の構成員として含まれている機関・団体・専門家等を選択してください(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 国語聴覚士
- ② 医師、医療機関、医師会等
- ③ 聾学校・聴覚特別支援学校の小学部以上の教師等
- ④ 聾学校の乳幼児教育相談の相談担当・教師等
- ⑤ 地域の学校の特別支援学級・通級等の教師等
- 値 相談支援事業所等の相談員
- ② 手話通訳士、手話指導員等
- ⑧ 放デイ等の療育施設・通所事業所の支援員・担当者等
- ⑨ 自治体の職員
- ⑩ 当事者団体、難聴児保護者等団体の団員・会員等
- ① 障害者支援団体の団員・会員等
- ② その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください

▼ 上記 <選択部>からあてはまるものを全て選択してください



2-3. 2-1.で①もしくは②と回答した方に伺います

令和4年度における開催回数を選択してください(一つを選択)

<選択肢>

- 10
- ② 2回
- ③ 3回
- 4 40
- (S) 500
- ⑥ 6回以上

▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

2-4	2-1	でのお	KITONE.	司答证	た方に伺い	はず
ALC: YES	2-1		27 No. 10 No.	The state of the s	COLUMN TO SERVICE	100

協議会における主な取り扱い事項を選択してください(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 新生児聴覚スクリーニング等の早期発見のための手段の整備状況の確認・検討
- ② 新生児聴覚スクリーニングにおけるリファー児のモニタリング・数値等の確認
- ③ 精密検査等の早期診断のための手段の整備状況の確認・検討
- ④ 難聴診断児のモニタリング・数値等の確認
- ⑤ その他、新生児聴覚スクリーニングや精密検査の有効性等の確認・検証
- ⑥ 乳幼児期における早期療育につなげる手段の検討
- ② 関連機関間の連携促進に向けた検討・取組
- (8) 専門家育成・多職種連携に向けた検討・取組
- 寛容性の担保に関する理解促進に向けた検討・取組
- ⑩ 情報発信のための検討・取組
- ① コーディネーター等の配置・育成に関する検討・取組
- 02 学校教育(特別支援学校・特別学級・通級等含む)における難聴児支援に関する検討
- (3) 就労支援等に関する検討
- ® その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください

▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください



2-5. 令和4年度における、貴自治体の新生児聴覚スクリーニングの分娩医療機関の カバー率(スクリーニング実施機関数/分娩医療機関数)数値にて回答してください 不明な場合は、「不明」と回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください	<u> </u>
	0/
	20

2-6. 令和4年度における、貴自治体の新生児聴覚スクリーニングの受検実績を数値にて回答してください 不明な場合は、「不明」と回答してください

w	回答欄に又字または数値を入力してください	
		0,0

2-7.	責自治	a体における、新生児聴覚スクリーニング検査結果を把握していますか(一つを選択)
	<選択	R肢>
	(i)	IDV
	(2)	บเนร
	(3)	分からない
	(4)	実現のために取組を検討/進めているが未了

▼ 上記 <道択肢>からあてはまるものを一つ道択してください 回答



2-8. 責自治体に住民票があるが地域外で出産したケース(里帰り分娩)に関して、 新生児聴覚スクリーニングの結果を把握していますか (一つを選択)

<選択肢>

- ① Itu
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <通択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



難聴早期診断のための手段の整備状況について伺います。

- 2-9. 新生児聴覚スクリーニングから精密検査へのロードマップを整備していますか(一つを選択)
 - ※ ロードマップとは、スクリーニングリファー児の保護者等に対して、 精密検査の受検時期や受検機関等の仕組みを行政として一律で提示できるものを指す

- (I) (III)
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



2-10. 貴自治体の中で難聴に対する精密検査に対応できる医療機関数

(ABRないしはASSR等の検査に加えて、聴性行動を行うことで聴力レベルの評価を行うことができる病院数) を数値にて回答してください

不明な場合は、「不明」と回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください 機関

2-11. 難聴に関する精密検査結果を把握していますか (一つを選択)

※ 精密検査の結果、難聴と診断された児・要経過観察と診断された児を個人として把握 (名前を記録している)しており、地域内の全ての結果を把握している場合は、①を選択してください。 一部の結果のみを把握している場合、もしくは全体の割合(〇%が難聴と診断された。等)を 把握している等の場合は、②・④の中から近しいものを選択してください。

<選択肢>

- (I) はい
- ② いいえ ⇒ 2-13. へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 2-13. へお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択版>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

2-12. 2-11.で①もしくは④と回答した方に何います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、その詳細を回答してください

- ※ モニタリングの仕組み(報告や情報管理の担当者・仕組み等を含む)が分かるように回答してください
- ▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

早期支援のための手段の整備状況について伺います。

- 2-13. 新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援に繋がっていない難聴児とその家族に対応できる 療育施設・機関・団体等(児童発達支援事業所・自治体整備の障害児センター・こども病院など)を 把握しており、リスト・一覧等を作成していますか (一つを選択)
 - ※ リスト・一覧等は外部提供を前提としていない内部的な情報でも問題ありません
 - ※ 「①はい」の場合は、提供にご協力頂けますと幸いです ⇒ 表紙「注意事項2」をご確認ください

<選択肢>

- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択版>からあてはまるものを一つ選択してください



- 2-14. 新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援に繋がっていない難聴児とその家族に対応できる 教育相談の機関・施設等(特別支援学校の教育相談など、文部科学省管轄の教育施設由来の 相談施設等)を把握しており、リスト・一覧等を作成してますか(一つを選択)
 - ※ リスト・一覧等は外部提供を前提としていない内部的な情報でも問題ありません
 - ※ 「①はい」の場合は、提供にご協力頂けますと幸いです ⇒ 表紙「注意事項2」をご確認ください

- (i) はい
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



- 2-15. 新生児聴覚スクリーニング・精密検査診断直後の、まだ支援に繋がっていない雑聴児とその家族に対応できる 上記以外の機関・団体・施設(児童発達支援事業所・親の会などの支援あるいは 自助グループ・障害者団体など)を把握しており、リスト・一覧等を作成していますか(一つを選択)
 - ※ リスト・一覧等は外部提供を前提としていない内部的な情報でも問題ありません
 - ※ 「①はい」の場合は、提供にご協力頂けますと幸いです ⇒ 表紙「注意事項2」をご確認ください

<選択肢>

- (1) Itu
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 < 選択版>からあてはまるものを一つ選択してください



療育及び教育につなげる手段の整備状況について伺います。

2-16. 療育及び教育につなげる手段として、難聴児の保護者等向けの支援に関する情報(難聴児と その家族が実際に受けられる支援・補助の内容やルール等)の内容を整理していますか(一つを選択)

- (i) はい
- ② いいえ ⇒ 2-19. へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 2-19. へお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 < 選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



\$ 1 m		①もしくは④と回答した方に伺います
上書	己の作	青報を難聴児の保護者等に向けて発信していますか(一つを選択)
699)	webでの公開、バンフレット作成、ポスター作成
<i< td=""><td>夏沢!</td><td>伎></td></i<>	夏沢!	伎>
G	i)	はい
C	2)	いいえ
C	3)	分からない
9	4)	実現のために取組を検討/進めているが未了
v	EIR.	<適択肢>からあてはよるものを一つ選択してください
	11111	8
100		
-18. 2-1	6.0	①もしくは②と回答した方に伺います
		いずれかが「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合。
101/0010		な詳細を回答してください(支援に関連する職域・専門職種等も含めて回答して下さい)
367	40000	を計画を開号のCVCCい、「X 深に関係する動命、共口動係も0号ので同号のでしてい
w 1	712S.4	間に文字法とは数値を入力してください
₩ [D254	制に文字または数値を入力してください
* [F1254	制に文字または数値を入力してください
▼ [D254	間に文字または数値を入力してください
v [025 A	制に文字または数値を入力してください
▼ [0254	間に文字または数値を入力してください
▼ [133	間に文字または数値を入力してください
▼ [0254	間に文字または数値を入力してください
2-19. 2-1	16 . Ø	D回答に関わらず、療育及び教育に「つながらなかった」事例を把握している場合、
:-19. 2-1 ද ග	L6.の 選挙組	の回答に関わらず、療育及び教育に「つながらなかった」事例を把握している場合、 関や原因を回答してください
2-19. 2-1	L6.の 選挙組 ()	回答に関わらず、療育及び教育に「つながらなかった」事例を把握している場合、 中原因を回答してください 保護者が難聴の存在を拒否してそれ以上の精査を希望されず、
2-19. 2-1 その 例	L6.の詳細 ()	回答に関わらず、療育及び教育に「つながらなかった」事例を把握している場合、 で原因を回答してください 保護者が難聴の存在を拒否してそれ以上の精査を希望されず、 前会も困難になったためフォロー中止となった
2-19. 2-1 その 例	L6.の詳細 ()	回答に関わらず、療育及び教育に「つながらなかった」事例を把握している場合、 中原因を回答してください 保護者が難聴の存在を拒否してそれ以上の精査を希望されず、
2-19. 2-1 その 例	L6.の詳細 ()	回答に関わらず、療育及び教育に「つながらなかった」事例を把握している場合、 で原因を回答してください 保護者が難聴の存在を拒否してそれ以上の精査を希望されず、 前会も困難になったためフォロー中止となった

3. 地域における支援主体としての、保健・医療・福祉及び教育機関における取組

関連団体の連携について伺います。

3-1. 行政において、難聴児の保健、医療、福祉及び教育に関する行政上の部局を回答してください

	▼ 回答欄に○○部○○課のように入力してください
保健:	
医療:	
福祉:	
教育;	
その他:	

- 3-2. 難聴児支援において、地域内で中心的な役割をする機関・施設等を定めていますか(一つを選択)
 - ※ 中心的な役割とは、基本方針で「中核的機能」と定められたものを想定しておりますが、 それに当てはまらないものでも、地域における難聴児支援の中心的な支援主体として 行政が何らかのかたちで定めている場合も「はい」と回答してください。

<選択肢>

- ① (#U)
- ② いいえ ⇒ 3-4. へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 3-4. へお進みください
- ④ 検討中
- ▼ 上記 < 選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



3-3. 3-2.で①もしくは②と回答した方に何します 上記が「はい」「検討中」の場合、施設名を回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

3-4. 難聴児支援において、地域内での療育及び参	育機関等の関係機関を把握していますか(一つを選択)
---------------------------	---------------------------

- <選択肢>
 (選択肢)
- ② 一部把握している
- ③ いいえ ⇒ 3-5、ヘお進みください
- ④ 分からない ⇒ 3-6. へお進みください
- ⑤ 実現のために取組を検討/進めているが未了 ⇒ 3-6. へお進みください
- ▼ 上記 < 選択肢>からあてはまるものを一つ進択してください



3-5. 3-4.で①もしくは②と回答した方に伺います

上記が「全て把握している」「一部把握している」の場合、施設名を回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください



- 3-6. 難聴児に対応できる医療機関等(医師会・こども病院・病院関係者参加の勉強会)を把握しており、 リスト・一覧等を作成していますか(一つを選択)
 - ※ リスト・一覧等は外部提供を前提としていない内部的な情報でも問題ありません
 - ※ 「はい」の場合は、提供にご協力頂けますと幸いです

- ① I#U
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記〈選択肢〉からあてはまるものを一つ選択してください



•	回答欄に文字または数値を入力してください			
tim!	身教育から多職種連携について何います。			
他	壁、医療、福祉及び教育分野において、活動を行っている職員・従事者・スタッフ等の専門家が、 領域の職員・従事者・スタッフ等の専門家と共に、難聴児支援に関する知識や知見を深め 有するための取組(=多職種連携)を行っていますか (一つを選択)			
ě	間こえの講演会、言語発達評価法の講習会、聴覚検査事業講習会 等			
	署択肢>			
	西がR2~ ① (はい			
	2) いいえ ⇒ 3-10. へお進みください			
	③ 分からない ⇒ 3-10. へお進みください			
	④ 実現のために取組を検討/進めているが未了 ⇒ 3-10. へお進みください			
-2				
Ť	上記 <適択版 > からあてはまるものを一つ選択してください 回答			
	8			
2	8.で①と回答した方に伺います			
_	記がはいJの場合、令和4年度活動実績について回答してください			
(セミナーやイベント等の名称と、その回数等を回答してください)			
▼ 回答欄に文字または数値を入力してください				
î				
ı				
ш				
ш				

3-10、その他の関係機関・行政・団体等における連携事例について回答してください(あてはまるもの全てを選	3-10.	その他の関係機関・	行政·団体等的	における連携事例だ	ついて回答してください	(あてはまるもの全てを)	庭报?
--	-------	-----------	---------	-----------	-------------	--------------	-----

<選択肢>

- ① 協議会の開催
- ② 定期的な行政による見回り・訪問
- ③ 定期的な活動報告やレポートの回収
- ④ 行政による、専門機関等に向けたセミナーや研修会の開催
- ⑤ 専門家等の派遣
- ⑥ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはよるものを全て選択してください



寛容性の担保の手段について伺います。

3-11. 言語・コミュニケーション手段の選択とその獲得支援において、 難聴児とその保護者が適切な支援施設・専門家へ繋がることが出来るように、 選択肢の提示や支援機関・施設等の情報がまとめられ、発信されていますか (一つを選択)

<選択肢>

- ① IIU
- ② いいえ ⇒ 4-1. へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 4-1. へお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <適択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



3-12. 3-11.で①もしくは④と回答した方に伺います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、その詳細を回答してください

※ 選択肢と各類型ごとに支援主体となる機関・施設などの名称を含めて回答してください

7	「回答欄に文字または数値を入力してください」
ш	
ш	
-11	
ш	
ш	
Ш	

4. 学校や障害児递所支援事業所等関係機関における取組

家族の不安軽減につながる、家族等を中心とした早期支援について伺います。

- 4-1. 難聴と難聴児に対する情報提供として、施設利用者に対して対面や それに近い形(少人数のオンラインセミナー等)で、情報提供や相談支援等を行っていますか(一つを選択)
 - 例) 両親議座用バンフレットの配布や解説・療育施設利用者に対する勉強会・教育相談での公開講演会

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <進択版>からあてはまるものを一つ進択してください



4-2. 情報提供を実施した後、難聴児・保護者等が受ける支援や支援機関を選択するための サポートをするために、コーディネーター・相談窓口などを設置していますか (一つを選択)

- (1)(2)
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



難聴児の支援に求められる関係者の専門性の担保について何います。

- 4-3. 教育に関する専門家の専門性の担保・向上に関する取組が行われていますか (一つを選択)
 - 例) 襲学校主催の教員対象の研修会、地域における資質向上のための講演会開催などの 取り組み、他地域への見学や講習会参加のための補助

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ ⇒ 4-5. へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 4-5. へお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <道択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



4-4. 4-3.で①もしくは②と回答した方に何います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、その詳細を回答してください

- ※ 上記の例示のような取組の概要、及び直近一年間を目安にした 開催実績(実施回数や、参加人数など)を含めて回答してください
- ▼ 回答欄に文字または数値を入力してください



- 4-5. 通所支援事業所等に所属する専門家の専門性の担保・向上に関する取組が行われていますか (一つを選択)
 - 例) 事業所を対象とした研修会・管理者養成講座などへの講義内容の取り入れ

- (1) Itu
- ② いいえ ⇒ 4-7、へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 4-7. へお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択版>からあてはまるものを一つ選択してください



4-6.	4-5,で①もしくは②と回答した方に伺います	

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、その詳細を回答してください

※ 上記の例示のような取組の概要、及び直近一年間を目安にした 開催実績(実施回数や、参加人数など)を含めて回答してください

通常の学級に在籍する児への支援について伺います。

- 4-7. 通常の学級に在籍する児に関して、特別支援学校・特別支援学級が、その児童の存在や 支援の状況を把握し、必要に応じて通常級と連携を行っていますか(一つを選択)
 - 例) 通常の学級に在離する児童の現況調査 一般教員を対象にした研修会 一般教員を対象にしたケース会議

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ ⇒ 4-10, へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 4-10、ヘお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択版>からあてはまるものを一つ選択してください



4-8. 4-7.で①もしくは④と回答した方に伺います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、担当となる部局を回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

4-9. 4-7.で①もしくは④と回答した方に伺います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、その詳細を回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

4-10.	通常の学級に在籍する児に関して、難聴特別支援学級以外の専門的な知見を活用した
	支援を行っていますか (一つを選択)

例) ケース会議の定期開催 研修会の実施 連絡会議の実施 講演会など

<選択肢>

- ① I#U
- ② いいえ ⇒ 5-1. へお進みください
- ③ 分からない ⇒ 5-1. へお進みください
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



4-11. 4-10、で①もしくは②と回答した方に伺います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合、担当となる部局を回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください



4-12. 4-10.で①もしくは④と回答した方に伺います

上記が「はい」「実現のために取組を検討/進めているが未了」の場合。 通級による指導や障害児通所支援事業所の活用等の実態を含めて、詳細を回答してください

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

5. 切れ目ない支援に向けた取組

発達段階に応じた支援体制の整理・情報発信について伺います。

- 5-1. 発達段階(新生児〜成人期)に応じた難聴児支援について、どのような支援機関が中心として支援をしているか、整理されて情報発信されていますか(一つを選択)
 - 例) 新生児期は児童発達支援センターが支援しているが、就学以降は特別学級が相談・支援を しているという状況が、チラシやHP等で発信されており、家族等が難聴児の成長に合わせて 支援団体を選択できる

〈選択肢〉

- ① はい
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <適択肢>からあてはまるものを一つ選択して(ださい)



機関間連携について伺います。

- 5-2. 難聴児が地域内で多様な支援を受けるとともに、発達段階に応じて適切な支援機関に繋がれるように、 地域間の支援機関・施設等がスムーズに運携できるための仕組みを構築していますか (一つを選択)
 - 例) 定期的な情報交換会や連携のためのブラットフォーム、機関横断的なコーディネーターの配置等

- (1) ItU
- ② いいえ
- ③ 分からない
- ④ 実現のために取組を検討/進めているが未了
- ▼ 上記 <選択談>からあてはまるものを一つ選択してください



6. 現状の課題と今後の方策

現状の課題と今後の方策について伺います。

6-1. 「難聴児支援のためのあるべき体制」を実現するための、課題としてあてはまるものを 選択してください(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 前例や他地域の事例等の取組推進の参考にできるものがない
- ② 予算や人的リソースが不足している
- ③ 関係機関・団体との連携ができない、難しい
- ④ 専門的な人材がいない、見つけられない
- ⑤ 支援現場の課題意識や重要性の認識が薄い
- ⑥ 支援現場がひつ迫しており、将来を見据えた取組が進められない
- ② 地域内で難聴児支援の必要性や優先度が低い、低いと認識されている
- ⑧ その他 ⇒その他の内容欄に具体的だご記入ください
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

	回答		
-		その他の内容	

6-2. 地域における「難聴児支援のためのあるべき体制」を実現するための、

今後の方策や計画等について回答してください

-	FFISS.II	Of Street	TOTAL IN	day	36h Ltd	T CE	Alex E	-	to det

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、こちらの電子ファイルの調査票 (Excel) を電子メールに添付して、 令和5年10月27日(金) までに次の宛先にご提出していただくようお願いいたします。

事務局	地域における難聴児支援に関する調査 回収事務局(株式会社リサーチワークス)
メールアドレス	nanchoji@researchworks.co.jp

19ページ

※岡山県は、ヒアリング調査設計の検討段階において、検討の参考とするためのプレヒアリングという形で 実施した。以下のヒアリング録は、その調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出 席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	1
自治体名	岡山県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ²⁹	実施あり(令和4年度)
ヒアリング 対応者	● 岡山県障害福祉課:幸坂様● 児童発達支援センター岡山かなりや学園:問田様
ヒアリング日	2023/9/28(木)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

児童発達支援センター 岡山かなりや学園

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

児童発達支援センター岡山かなりや学園の言語聴覚士

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

機関間連携の促進・家族支援実施・研修を行っている。

② コーディネーター

中核機能としては機関連携が主目的であると考えており、それに向けた活動が、コーディネーターの役割として中心となる。

岡山かなりや学園における現在の役割としては、園長として園児の様子を見ることや職員の話を聞きながらの運営業務が中心となっているが、今後は、外部に向けた発信・機関間連携促進にも注力したいと考えている。

コーディネーター選出の際には、園長という現在の立ち位置がコーディネーターに当てはまりやすいことから決定した。何か新しい役割を一から作ることは難しく、現在ある資源をどのように活用すべきかを考える方が進めやすいことも、理由の一つである。

4. 中核機能の設置経緯

国の指針に沿い、令和5年度末までに県における中核機能体制を整備することになっており、 令和4年度から「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を開始した。令和3年度に、岡山県の

²⁹ 令和4年度までの実施状況について記載している。

病院の医師からモデル事業実施の提案があったことに加えて、モデル事業の予算取得の観点からも取り組みやすい背景があったため、令和4年度より本事業に参画した。

岡山かなりや学園や県立岡山聾学校は、自発的に支援を受けている難聴児とその家族への支援を中心に行っている。一方で、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」は、「困り感」を自覚していない難聴児とその家族に対して支援を届ける目的でスタートした。「本当は困っている子に支援が届いていない。難聴の専門家が実態を把握していない学校にも、支援を届ける必要がある」という関係者からの声があり、県全体の難聴児支援にしっかりと取り組むべきだという考えが背景にある。

中核機能モデル事業への参画前の岡山かなりや学園は、一児童発達支援センターという立場では教育領域(行政・学校等含む)と積極的に関わりを持ち・協働することが難しいという課題があった。しかしながら、中核機能モデル事業という県の事業という枠組みによって他領域とも関わりやすくなったため、県としてより全体的な支援が可能になると考えている。

5. 協議会(協議会名:岡山県聴覚障害児支援連携協議会)

① 設置経緯

県内の聴覚障害児に対して、保健、医療、福祉及び教育の各機関による切れ目のない支援体制を実現し、早期療育につなげるための協議の場として、令和4年8月に新たに設置した。

② 事務局

岡山県障害福祉課

③ 構成員

障害のある者が参画している背景として、聴覚障害児の診療に長年従事している医師より、当事者が協議会に加わることの重要性について助言があったことがある。そのため、 聾学校教員に参加を打診した。

【構成員】

- a) 耳鼻咽喉科及び小児科 医師
- b) 市町村 保健所長、保健師
- c) 児童発達支援センター岡山かなりや学園 言語聴覚士
- d) 聴覚特別支援学校 教員
- e) 障害のある人(聾学校教員で、ろう者の方)
- f) 岡山県(障害、保健、教育)

④ 類似協議会等との整理

「岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会」において、新生児聴覚スクリーニング検査を 実施するに当たっての、検査制度の維持向上や検査から療育体制の充実を図るための協議 を実施している。

⑤ 活動状況

聴覚障害児の支援に係る現状や課題を話し合い、お互いの情報を共有しながら支援の協力体制を検討している。年に2回を目安に開催している。

6. 機関間連携

岡山県では聴覚障害者の支援を行っている場所が限定されているため、療育機関の関係者は 顔見知りの状態であった。一方で、聾学校の教師・行政の担当者等は転勤・異動があるため、 都度、連携する必要が生じていた。また、これまでは、難聴児を対象とした児童発達支援事 業・放課後等デイサービス事業の事業所「キッズファースト」と行政のつながりが無かったた め、本事業を通じて連携を強固にしていきたいと考えている。

岡山県では、新生児聴覚スクリーニング検査により、精密検査機関にて難聴または難聴疑いとわかると、岡山かなりや学園が紹介される流れになっている。なお、岡山かなりや学園に併設されている診療所でも精密検査が可能である。その後、岡山かなりや学園や聾学校などで療育や支援を行っている。このようなフローで、難聴児が小学校に入学するまでの支援を行っている。

7. 寛容性の担保

それぞれの療養機関でどのような療育を受けるかどうかは、保護者も交えて療育機関から話をしており、そこに県が介入することはない。また、療育に関する情報発信・周知等は各機関が行っている。

8. 課題

① 中核機能全体における課題

コーディネーターは言語聴覚士であるが、難聴児支援においては心理領域の有資格者も 支援に携わることが望ましい。日常や学校生活での様々な悩みに対するサポートは、心理 の専門家の対応も必要であると考えられるためである。

② 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

岡山かなりや学園では聴力検査や補聴機器の調整は継続しているが、年齢が大きくなるにつれて部活、塾、習い事などで忙しくなり、定期的な来園が困難になってくる。また、思春期には保護者と一緒に出かけること自体を嫌がる場合もある。来園しなくても学校での適応状況などが把握できるようにするとともに、相談窓口としての機能の強化や周知を進めることで必要な支援が届けられるように、今後取り組んで行きたいと考えている。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	2
自治体名	岩手県
「聴覚障害児	実施あり(令和2年度、令和3年度、令和4年度)
支援中核機能	
モデル事業」	
実施状況30	
ヒアリング	● 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課:内藤様
対応者	● 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課:西村様
	● 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室:下川様、三田地様
	● 岩手県教育委員会事務局学校教育室:熊谷様
ヒアリング日	2023/11/29(水)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

岩手県立療育センター(以降、療育センター)、岩手医科大学附属病院、岩手県立盛岡 聴覚支援学校

2 体制

療育センターでは、発達障害等も対象とした総合的な相談窓口で相談に対応している。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

療育センターでは言語聴覚士が、岩手医科大学附属病院では耳鼻科・臨床遺伝科の医師が、盛岡聴覚支援学校は特別支援教育コーディネーターが、相談対応や支援へのつなぎを担うという意味でコーディネーターに位置付けられる。

② キーパーソン

岩手医科大学臨床遺伝学科に所属し、療育センター耳鼻咽喉科で、診療応援により週1 回の診療を行っている医師が難聴児支援に関して熱心に関わっており、キーパーソンと言 える。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

特定の機関にコーディネート業務を集中させず、医療、地域相談、教育相談の分野の中でそれぞれ支援しつつ、他の分野にまたがる場合には、分野間でやり取りして対応していくスタイルを取りたいと考えている。

³⁰ 令和4年度までの実施状況について記載している。

② コーディネーターの役割

療育センターのコーディネーターは、以下の取組を実施している。

- a) 関係機関との連携(市町村関係者ミーティング、岩手医科大学附属病院や盛岡聴覚 支援学校の巡回、定期カンファレンス等)
- b) 相談対応及び最適な支援へのつなぎ
- c) 市町村巡回支援(きこえとことばの相談)、派遣相談
- d) 言語聴覚療法
- e) 難聴児支援研修会の企画・開催

4. 中核機能の設置経緯

従前より、盛岡聴覚支援学校にきこえとことばの支援センターが設置され、相談支援が行われていたほか、岩手医科大学附属病院と盛岡聴覚支援学校で連携を取りながら支援を進めていた。

しかし、盛岡聴覚支援学校の相談内容の対象が主に教育に関するものであったことから、医療や福祉分野の相談窓口が必要だということを協議会で話し合っていた。そのような中、障害児支援に関する総合的な相談窓口を療育センターに設置することとなった。

療育センターは、児童福祉法に基づく福祉サービスである医療型障害児入所施設や児童発達 支援センターの機能も有しており、障害児や医療的ケア児の受入れを行っている。また、岩手 医科大学附属病院で難聴児支援に取り組んでいる医師が、療育センターの耳鼻科のサポートに 入っている。

総合的な相談窓口に難聴児支援の相談機能も付した形であるが、現状は発達障害に関する相談が多い。今後は聴覚障がいの担当者も配置し難聴児支援の相談支援もさらに進めていきたいと考えている。

5. 協議会について (協議会名:聴覚障がい児支援体制検討協議会)

① 設置経緯

平成25年度に聴覚障がいの早期発見のための新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)の充実を図る目的で、関連分野の医師等を委員として「新生児聴覚検査体制検討委員会」が設置された。

その後、令和2年度に「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を開始したことをきっかけにして、当委員会を改編する形で新たな協議会「聴覚障がい児支援体制検討協議会」を設置し、中核機能等について協議を行っている。

改変前の委員会は医師を中心とした委員会であったが、現在の協議会はそのほかの領域 の難聴児の支援者を中心としたものとなり、主には検査後の療育が課題となっている。

② 事務局

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

③ 構成員

国の基本方針に従い、当事者や当事者団体を構成員に入れる方向で検討をした結果、令和4年度から難聴児の保護者3名が協議会に参加している。選定に当たっては、岩手医科大学附属病院やみずかわ耳鼻咽喉科医院、盛岡聴覚支援学校に相談し、推薦をもらって決定した。そのうち1名は当事者であり、補聴器と手話を使用している。難聴児の保護者である構成員からは、協議会において、特に求める支援や療育センターに求める機能について意見をもらっている。

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業実績報告」より

- a) 岩手医科大学臨床遺伝学科 講師
- b) 岩手医科大学耳鼻咽喉科学講座 名誉教授
- c) 一般社団法人全国手話通訳問題研究会 理事
- d) 岩手県立宮古病院 副院長
- e) 岩手県立療育センター 相談支援部長
- f) みずかわ耳鼻咽喉科医院 言語聴覚士
- g) 盛岡市子ども未来部母子保健課 課長
- h) 岩手県産婦人科医会 副会長
- i) 岩手県立盛岡聴覚支援学校 指導教諭
- j) 岩手県きこえ・ことば・LD 等教育研究会 小学校教諭
- k) 聴覚障がい児を持つ保護者3名

④ 類似協議会等の整理

協議会設置以前より岩手医科大学附属病院と盛岡聴覚支援学校で行ってきた月に1回の 定例カンファレンスがある。学校の教育相談へのつなぎなどを実施している場である。令 和6年度以降は、療育センターにおける言語聴覚士も参画を予定している。

⑤ 活動状況

協議会においては、各関係機関の連携や、療育センターの機能強化等について議論を行っているほか、新スクの結果、何人がリファーになったかという数値の確認を行っている。 リファーの数値については共有する場があまりないため、支援者や医療機関に県として数字を公表する場となっている。

6. 機関間連携

長い間、盛岡聴覚支援学校のきこえとことばのセンターが相談窓口を実施してきたため、岩 手医科大学附属病院で精密検査が実施された場合は、ほとんどのケースが盛岡聴覚支援学校の 方につながっていると考えられる。

療育センターで実施した相談支援の内容については、岩手医科大学附属病院と盛岡聴覚支援 学校による定例カンファレンスの中で情報共有するとともに、定例カンファレンスで課題が見 つかった場合には、地域の保健師や療育施設、学校の支援会議で検討を発展させていくように している。

また、県では、当事者団体と年に1回、意見交換をする機会を設けている。

各関係機関には、以下のような役割がある。

- a) 岩手医科大学附属病院:精密検査、診療、人工内耳手術、補聴器調整、言語聴覚療 法の実施
- b) 岩手県立病院、盛岡日赤病院、北上済生会病院:二次精査
- c) 岩手県立療育センター:相談対応(つなぐ機能)、当事者支援、巡回支援、診療、 言語聴覚療法の実施、研修会等の企画・開催
- d) みずかわ耳鼻咽喉科医院:診療、言語聴覚療法の実施
- e) 岩手県立聴覚支援学校:きこえとことばの相談窓口における教育相談、機関相談、 乳幼児相談
- f) 各市町村:聴覚障がい児の把握、身近な相談役

7. 自治体内連携

以下3課が、聴覚障がい児支援体制検討協議会や難聴児研修会の開催に当たり連携している。

- a) 保健福祉部障がい保健福祉課
- b) 保健福祉部子ども子育て支援室
- c) 教育委員会事務局学校教育室

子ども子育て支援室は、市町村の母子保健部署のとりまとめ担当でもあり、乳幼児検査などで難聴児を見つける段階を担当している。

8. 専門人材の確保育成

療育センターでは、年に2回難聴児支援研修会を開催している。

令和4年度はオンラインで開催し、参加者数については、第1回が当日参加19機関25名 (YouTube 配信視聴 65機関223回再生)、第2回当日参加18機関35名 (YouTube 配信視聴32機関88回再生)であった。特に、市町村の母子保健担当者や、学校関係者の参加が多い。一般県民の参加もある。

令和4年度の第2回研修会では、岩手医科大学附属病院が企画をして模擬支援会議を実施した。ケース例を作成し、病院や地元の支援機関、幼稚園、学校といった登場人物の役割を作り、情報共有の仕方について共有した。実際の支援現場において、新スクを受けていなかったお子さんがいたことから、模擬支援会議を実施するに至った。

現地開催をしていた際の研修会は、市町村の横のつながりを作るのにも良い機会であった。 自由時間や休憩時間で積極的に意見交換が行われ、そこで出た意見を市町村に持ち帰っていた ということがあった。例えば、元々新スクの助成をしていた市町村は少なかったが、この研修 でのつながりを機会に増え始めて、最終的に全市町村に広がったということがあった。

令和5年度は、ハイブリッド開催とし、第1回を支援者向け研修として8月に開催した。サイトメガロウイルスに関する発表などをした。第2回は公開講座として12月に開催し、手話

やろう者の世界に学ぶ育児・コミュニケーションというテーマで、難聴当事者に登壇してもらった。

9. 相談支援・巡回相談の手法

① 情報提供・情報発信

精密検査医療機関である岩手医科大学附属病院において、聴覚障害またはその疑いのある子どもや家族に対して、検査結果の説明と医学的フォロー、療育施設の紹介等を行っている。

また、試験的に、令和4年度より、岩手医科大学附属病院と聴覚障害者協会との連携により、岩手医科大学附属病院において難聴当事者による保護者支援、手話の情報提供を開始したところである。岩手医科大学附属病院の医師が主導したものであり、手話について取り組めていなかったことについて医師自身が課題認識を持ち、開始した経緯がある。病院の研究費で運用し、情報提供の場については、これまでに数回開催された。

② 巡回相談

療育センターにより市町村巡回支援(きこえとことばの相談)を行っており、令和4年 度は、県内25市町村に対して92回実施した。

10. 寛容性の担保

手話については、手話団体から意見をもらっているほか、手話言語条例(令和6年2月議会 提案)の制定に合わせて、手話を学ぶ機会の確保、手話の習得の機会の提供等の取組みを行う こととしている。

11. その他取組について

難聴児に特化したシステムではないが、医療機関や市町村の保健師が利用できる、岩手県独自の「いーはとーぶ」というシステムがある。通常は医師は患者をカルテで管理し、保健師は市町村の記録で管理するところであるが、岩手県では「いーはとーぶ」に情報を入力することで関係者が情報を閲覧可能となる。現状では難聴児支援について特別な項目を設けてはおらず、備考欄に状況を記載してもらっているが、今後難聴児支援に関する部分も記載できるようにしていきたいと考えている。

12. 課題

① 専門人材確保に当たっての課題

小児難聴に対応できる言語聴覚士や教員 OB 等の専門職員の確保が課題である。

② 相談支援や情報提供などの支援に当たっての課題

県内で難聴児支援を実施している機関・施設・団体の名称や連絡先等の取りまとめをして、情報発信していく必要性を感じている。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PWC コンサルティング合同会社からの質問に対して 出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	3
自治体名	和歌山県
「聴覚障害児	実施あり (令和4年度)
支援中核機能	
モデル事業」	
実施状況31	
ヒアリング	● 和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課在宅福祉班:主査 大内様
対応者	● 乳幼児きこえとことば相談:相談コーディネーター 酒井様
	● 乳幼児きこえとことば相談:相談員 三反田様
	● 乳幼児きこえとことば相談:相談員 中野様
ヒアリング日	2023/12/4(月)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

和歌山県聴覚障害者情報センター内「乳幼児きこえとことば相談」

2 体制

- a) 相談コーディネーター (常勤。従前は、県内社会福祉協議会で手話通訳をしていた。)
- b) 相談員(非常勤。元和歌山ろう学校の教員で相談業務に従事していた。また、臨床 発達心理士及び公認心理師の資格を有している。)
- c) 相談員(非常勤。言語聴覚士の資格を有している。)

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

相談コーディネーターという呼称で1名いる。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

難聴児支援に関する巡回相談を主な役割として実施している。和歌山県では医療や教育 (療育)などの社会資源が限られているため、地域を巡回する相談により、新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)でリファーとなった子どもの保護者支援を行うととも に、きこえとことばに課題のある子どもを地域で発見し、必要に応じて医療や教育につなぐという重要な役割を担っていると考える。医療や教育などの社会資源が集中している県北から県南までは片道3時間かかるため、戦略的に巡回相談に特化している。

³¹ 令和4年度までの実施状況について記載している。

② コーディネーター

相談コーディネーターは、相談業務は担わず、8圏域30市町村との連絡調整や和歌山ろう学校等の関係機関との連携を業務としている。

4. 中核機能の設置経緯

従来、和歌山ろう学校以外にきこえについて相談ができる機関はなかった。和歌山ろう学校は難聴の確定診断の有無にかかわらず相談に対応できるが、実際には確定診断後の相談が多かった。このような状況を踏まえ、確定診断前の疑いの時点であっても、保護者が安心して子育てに向き合えるよう支援するとともに、医療や教育などの専門機関に漏れなく繋がるための体制を、相談希望者の居住地での巡回相談を柱とする形で構築した。中核拠点となっている和歌山県聴覚障害者情報センターは県の施設だが、乳幼児きこえとことば相談は巡回相談という形をとっているので、事務的な所在として設置している状況である。

5. 協議会(協議会名:和歌山県難聴児支援協議会)

① 設置経緯

和歌山県では、昭和の時代から、医療と教育(和歌山ろう学校)が連携し、難聴児のケース会議等を通じて難聴児支援に取り組んでいた。

その後、新スクに係る国の動きが始まったことを契機に、新スクに係る協議会を少人数で立ち上げた。

その後、平成26年に医療・保健・福祉・教育による連携をさらに強化するため、再度 組織を構築して和歌山県難聴児支援協議会(以降、協議会)を設立し、難聴児の実態把握 や早期発見・早期教育(療育)体制の確立を目指し現在も活動を継続している。

現在の協議会の姿は、国の「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」で想定している協議会の姿とマッチしているため、県では新たな協議会は立ち上げず、本協議会をモデル事業における「協議会」として位置付け、関係機関の連携の場として活用している。

② 事務局

協議会の事務局は、和歌山ろう学校が務めている。

③ 構成員

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書」より

- a) 精密聴力検査機関(3機関)
- b) 和歌山県健康推進課
- c) 和歌山県立和歌山ろう学校
- d) 和歌山県教育委員会特別支援教育室
- e) 和歌山県障害福祉課
- f) 和歌山市障害者支援課

④ 類似協議会等の整理

協議の場としては既存の協議会を活用しているが、年3回、1回1時間程度の開催であり、他の議題も多数あるため、乳幼児きこえとことば相談について十分議論できる時間的余裕がないこともある。そのため、県では、関係機関の一層の連携体制の構築を目的として、聴覚障害児支援実務者連携会議(以降、実務者会議)を立ち上げ、実務者レベルでの課題整理、情報交換等、よりきめ細やかな議論をしたいと考えている。実務者会議での協議内容等は、協議会においても共有し、関係機関にフィードバックする予定。なお、実務者会議の構成員は、協議会と同等のイメージである。

また、県健康推進課(母子保健担当)が事務局を務める和歌山県新生児聴覚検査関係機関連携会議が令和4年度に設置され、『新生児聴覚スクリーニング検査の手引き』の作成等が行われている。

⑤ 活動状況

県内の難聴児の実態把握、早期発見・早期教育(療育)についてが主な議題になっている。具体的には、福祉制度の活用状況の共有や、事例報告などが行われている。

6. 機関間連携

母子保健担当である市町村保健師をキーパーソンとし、地域で難聴児を見守る体制の構築に 努めている。乳幼児きこえとことば相談の趣旨や利用方法等を保健師に理解してもらうととも に、地域の実情を把握するため、相談員が市町村へ出向き、保健師との顔合わせを進めている。

7. 検査・把握

県は、新スクの検査体制及び相談支援体制を整備し、市町村は精密検査が必要となった子どもの保護者への個別支援及び保護者への情報提供を行うこととしている。

新スクでリファーとなった場合、医療機関は保護者の同意を得た上で育児支援連絡票(県統一様式)を市町村へ送付し、市町村は保護者への相談・育児支援のため電話や個別訪問等により情報を把握し、育児支援報告書(県統一様式)により医療機関へ報告することとしている。

その他の関係者も、母子健康手帳または育児支援連絡票により検査結果や支援の状況を把握することとしている。また、県においても、県統一様式の内容については把握が可能である。

8. 自治体内連携

以下の3課が協議会に出席している。3課は、研修会や会議の開催時など、必要に応じて相 互に協力している。

- a) 健康推進課 (新生児聴覚スクリーニング検査担当)
- b) 障害福祉課(聴覚障害児支援中核機能強化担当)
- c) 県立学校教育課特別支援教育室(特別支援学校のセンター的機能担当)

9. 専門人材の確保育成

乳幼児きこえとことば相談による8圏域への月1回の巡回相談により、市町村保健師と協働しながら支援することが保健師の難聴についての学びの機会にもなっており、巡回相談のメリットと考えている。なお、個別相談が入らない時間帯には保健師への個別研修を提案しており、集合型の研修会の理解を深めるとともに、保健師の疑問や悩みにきめ細やかに対応できている。集合型の研修会は、県北および県南の地域で年1回ずつ実施しており、小児難聴を専門とする医師の講演や医療と教育(療育)グループに分かれた実習を行っている。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

巡回による保護者支援に特化している。

日頃の見守りは市町村保健師の役割であるため、相談の申込みは市町村経由としており、 担当保健師には相談場面への同席を依頼している。また、相談前には子どもの基本情報の 確認を行い、相談後には保健師とのカンファレンスを丁寧に実施している。相談員だけで 相談対応する場合であっても、終了後はカンファレンスを必ず実施して、担当保健師にフィードバックするようにしている。

巡回相談の結果、医療機関や和歌山ろう学校に橋渡しをすることもある。

新スクでリファーになったケースの相談はまだまだ少なく、乳幼児健診できこえについて気になった場合に、保健師が巡回相談を紹介して、相談につながるというケースが大半である。保健師は、保護者の同意を得て、相談を申し込む。

相談場面では、1時間という十分な枠を設けて、時間をかけて子どもや保護者と一緒に遊びながら様子を観察する。その際、音への反応がみられることもしばしばあり、その様子を保護者と共有することで安心につながる。ただし、様子を観察しただけでは「聞こえている」と言い切ることはできないため、相談の中では「この場ではどれくらい聞こえているかは判断できないので、詳しい検査をするためには医療機関を受診してください。相談はいつでも何度でも利用できるので、気になることがあればまた来てください。」と伝えている。

相談場面において、音への反応がない、反応がわかりにくい、ことばが出ていないなど、気になる場合は医療受診を勧める。保護者が希望する場合は、相談員が相談場面での観察の様子等をまとめた「状況報告書」を作成し、保護者に提供することができる。同書を受診時に持参してもらうことで保護者の説明の負担を軽減するとともに円滑に受診をすすめ、医師に子どもの様子と保護者の主訴を適切に伝達することを目的としている。

② 情報提供・情報発信

協議会の構成員の協力を得て、巡回相談で保護者に提供するための冊子を作成中である。 難聴の正しい知識や県の難聴児支援体制等の情報提供を目的としている。

11. 寛容性の担保

「乳幼児きこえとことば相談」は基本的には保護者の疑問や不安に寄り添った助言や情報提供を行うが、医療や教育等の専門領域には立ち入りすぎないよう配慮しており、保護者自らが 選択できるよう、様々な情報とともに選択肢を提示している。

医療や教育といった他の機関についても、協議会等を通じて相互に取組状況を認識するとと もに、それぞれの専門性を活かして意見交換が行われていると感じている。

12. 課題

① 中核機能全体における課題

聴覚障害児支援中核機能モデル事業を活用し、中核機能の仕組みは整ったが、実態としては発展途上な部分もある。例えば、新スクリファー児への早期支援や進行性・遅発性難聴の早期発見などが課題となっている。

また、予算面での不安定さがあり、国の事業が変更や終了した際に、現行の体制を確保できる担保がない。巡回相談を柱としているため、人件費や活動費の確保が大きな課題である。

② 専門人材確保に当たっての課題

中核機能を担う専門職(言語聴覚士等)の確保が大変難しい。小児難聴に関わるためには、難聴についての専門性はもとより、子どもの発達についての知識、保護者支援のためのカウンセリング技術等が必須である。また、子どもにどのように聞こえているか、子どもがどう聞いているかといったきこえの反応を、遊びの場面をとおして見極められる能力(経験値)が求められる。そのうえで、きこえについて初めて向き合う保護者に対して、具体例を示しつつわかりやすく説明し、我が子のきこえについて考えられるよう導くことが必要であるが、言語聴覚士等の専門職の育成においては、難聴についての専門性を身につけるための現場経験や研修等の機会が不十分であると考える。まずは、既に資格を保有している言語聴覚士に対して、難聴をはじめ聴覚障害全般への興味関心を高めてもらえるようなアプローチができれば良いのではないかと考える。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	4
自治体名	鳥取県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ³²	実施あり(令和4年度)
ヒアリング 対応者	 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課:保健師 赤瀬様 鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」:所長 石橋様 鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」:相談員兼コーディネーター 須崎様
ヒアリング日	2023/12/5(火)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」

2 体制

「きき」の体制は、以下のとおりである。

【現在の体制】

- a) 所長(「鳥取県聴覚障害者協会」事務局長も兼務している。)
- b) 相談員・コーディネーター2人
- c) 支援員2人
- d) 事務員1人

【開設時の体制】

- a) 所長
- b) 相談員・コーディネーター1人(聾学校の元校長、現在の方とは異なる方)
- c) 支援員3人(難聴児を育てた保護者2人、当事者1人)
- d) 事務員1人

上記の通り、「きき」には、医師や言語聴覚士のような専門職がいるわけではない。

「きき」と同じ建物内には、地域活動支援センター「ほっこり」がある。きこえない高齢者の居場所づくりとして活用されている。スタッフには、聴覚障害の当事者の方もいる。

79

³² 令和4年度までの実施状況について記載している。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

コーディネーターとして、難聴児の保護者であり、難聴児の子育ての経験がある者を配置している。当人物は手話通訳の資格を保有しているほか、聴覚障害者協会に約11年間携わっており、大人のきこえない・きこえにくい人に関わった経験も多く持つ。

② キーパーソン

鳥取大学耳鼻咽喉科の医師が、当事者にも関わりを持ちながら、中核機能に関するあらゆることについての専門的知見からの助言者の役割を担っている。また、当医師の存在により、難聴児支援に関する医療分野からの意見を収集しやすい状況となっている。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

難聴が疑われてから、保護者の最初の相談窓口となり、必要な支援につなげていくことが主要な役割である。

② コーディネーター

以下が役割である。

- a) 相談内容等に応じた関係機関へのつなぎ
- b) ほかのスタッフのまとめ・情報共有
- c) 協議会の運営・連絡調整
- d) オンラインでの手話の学習会の企画、開催 など

4. 中核機能の設置経緯

令和4年7月12日に「鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』」を開設した。「きき」が連携拠点及び総合相談窓口として、関係機関の専門性を活かした支援機能を結びつける役割を担うことで、「きき」を中心とする中核機能を整備した。

開設の経緯として、国の基本方針が出る前から国の動向をとらえて、令和3年度に「きこえない・きこえにくい子の支援検討会(以降、検討会)」を設置し、医療・保健・福祉・教育の各分野が集結して、鳥取県における中核機能の在り方について検討を始めたことが始めである。検討会は、石橋氏が全日本ろうあ連盟の副理事長を担っていた中で、国の動きを踏まえた鳥取県での対応の必要性を感じ、鳥取大学の耳鼻咽喉科や聾学校、言語聴覚士協会等に出向き、個別の話し合いをしたことから、立ち上げに至った。

検討会では、中核機能の在り方について、どこに拠点を設置するべきか、どのような機能や 役割をもたせるかなどを議論したほか、既存の資源の中で対応できる形式について協議し、最 終的には各分野の支援機能の役割を大きく変えず、一体的に結び付けるような拠点整備をする 方向性となった。また、相談窓口がわかりづらいという意見も挙げられていたことから、総合 的な相談窓口についても必要性を認識していた。そのような議論を経て、連携拠点及び総合相 談窓口となるセンターを設置することとなった。委託先は「鳥取県聴覚障害者協会」に決まった。なお、運営に当たっては、聴覚障害者協会の名称はあえて使用せず、「きき」という名称だけで運営することとなった。

相談体制について、従来、きこえに関する専門的な相談は、鳥取聾学校が主になって受けていた。しかし、聾学校だと、聴覚障害の診断がされた子どもであれば相談につながりやすいが、まだ診断がされていない場合には相談のハードルが高いなどの理由から相談につながりにくいという状況があった。「きき」ができたことで、相談窓口が増えたという点でより相談しやすい環境となった。現在も聾学校の相談窓口は存在しており、保護者が判断していずれにも自由に相談ができる状況にある。子どもが新生児聴覚検査でリファーになったとき、保護者は不安を抱くことが多いが、きこえないと決まっているわけではない状況では聾学校には行きづらい。しかし、そのような状況でも「きき」であれば相談に行ってみようと思ってもらうことができる。

「きき」の開設時には、「きき」には専門職が配置されていないため相談にどこまで対応していけるか不安である、という意見が検討会で挙げられていた。そのため、鳥取大学耳鼻咽喉科の小児難聴の専門医が、 $1\sim2$ か月に1回「きき」に訪れ、アドバイザーの立場で様子を見たり助言を行ったりしていた。

鳥取県の体制整備の特徴は、中核機能を担う機関における中心の立場に「当事者」「保護者」が配置されていることである。このことにより、支援者自身が難聴児のロールモデルの役割を果たしているほか、相談対応や支援の検討に当たり当事者の意見を取り入れやすい体制が整備されている。

協議会について(協議会名:きこえない・きこえにくい子どもの支援協議会)

① 設置経緯

元々新生児聴覚検査に係る検討会が開催されており、その検討会と中核機能に関する在り方の検討を行った、きこえない・きこえにくい子の支援検討会を合体して、現在開催している協議会を設置した経緯がある。そのため、構成員に医療機関の者が多い。

② 事務局

協議会の運営・開催事務は、「きき」に委託している。これにより、特定の専門性に偏ることがなく、様々な専門領域から幅広く意見聴取ができている。

③ 構成員

当事者としては、「きき」の所長と聴覚障がい者センターのセンター長が2名いる。また、支援員として当事者がもう1名いる。

保護者としては、聾学校のPTAの方が参画しているほか、「きき」の相談員兼コーディネーターである須崎氏もきこえにくい子どもを育てた保護者として参画している。「きき」の他の支援員の一人も同様であり、支援員として参加している。

当事者が手話通訳を通して協議会に参加していることには、関係者は聴覚障害の有無を 問わず対等であることを意識しながら協議を行えることや、難聴児の将来のロールモデル の立場から意見を言ってもらえることなどの観点から大きな意味がある。

また、きこえにくい子どもを育てた保護者が構成員として入っていることは、子育ての 経験について話せるという点で効果がある。

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業 事業報告」より

- a) 耳鼻咽喉科医会 会長
- b) 鳥取大学医学部附属病院耳鼻咽喉科 医師
- c) 鳥取県産婦人科医会 会長
- d) 鎌沢マタニティークリニック 医師
- e) 鳥取県小児科医会 会長
- f) 鳥取県立中央病院小児科 医師
- g) 鳥取県立厚生病院小児科 医師
- h) 鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター 医師
- i) 鳥取県言語聴覚士協会 副会長
- j) 鳥取市保健所 保健師
- k) 鳥取県子育て・人財局(現子ども家庭部)家庭支援課 参事、保健師
- 1) 鳥取療育園 言語聴覚主任
- m) 聴覚障がい者センター センター長
- n) 鳥取県福祉保健部 (現子ども家庭部) 子ども発達支援課 課長、課長補佐、保健師
- o) 鳥取聾学校 校長
- p) 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長、指導主事
- q) 鳥取県聴覚障害者協会(きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター)所 長、相談員兼コーディネーター、支援員、事務員
- r) 鳥取聾学校 PTA 保護者

④ 活動状況

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、オンラインで2回開催し、医師が多く参加していることから、医師の業務時間を避けて夜間(18:30~20:00頃)に開催した。ほとんどの構成員が各回に参加した。

令和4年度に実施した「幼稚園・保育所・学校におけるきこえない・きこえにくい子どもの状況調査」は、『きき』で内容のたたき台を作った上で、協議会で協議し、その後「きき」から約450か所の保育園、幼稚園、小・中学校、高校といった関係機関に配布した。アンケートの作り方、質問の仕方、実査のタイミングについては、県教育委員会からも助言を受けた。「きき」の認知度が低い状況であったため、回収率を上げるために県からの文書も同封して送付した。回収率は63.5%にもなり、県と「きき」が一緒に行うことでの効果は大きかった。また、「きき」を知ってもらういい機会にもなった。

6. 検査・把握

新生児聴覚検査の結果や難聴児の受診状況については、市町村が、新生児訪問時の確認や公費負担の受診票を通じて把握している。

医療機関が保護者に新生児聴覚検査の結果について伝えたとき、保護者の不安感が強く、支援が必要と判断した場合は、医療機関から市町村へ連絡票が届くようになっている。

精密検査により難聴の確定診断がなされた児のうち、保護者の同意が得られた場合には、難聴児の名前や個人情報を含めた様々な情報が「きき」に送付される。保護者の同意が得られなければ、個人情報を抜いた形で情報が「きき」に送付される。

毎年、「きき」では、県内における新生児聴覚検査の実施状況を把握するため、医療機関へ 実施状況調査を実施している。

7. 自治体内連携

難聴児支援の関係部局は以下のとおり。令和5年度に行政の組織改正が行われた。元々子ども発達支援課は福祉保健部に属し、障がい福祉課と同じ部であったが、家庭支援課とは別の部だった

- a) 子ども家庭部子ども発達支援課(モデル事業における予算担当課。新生児聴覚スクリーニング検査も担当している。)
- b) 子ども家庭部家庭支援課(乳幼児健診等、母子保健事業の担当課。)
- c) 教育委員会事務局特別支援教育課(特別支援教育担当課。なお、特別支援教育(聴 覚障がい)のセンター的機能をもつ県立鳥取聾学校では、モデル事業の一部(巡回 支援等)を担当している)

各関係部局は、日頃から難聴児の支援に関して随時情報共有等を行っているほか、支援協議 会に各課が参加している。

「きき」スタッフがいずれかの課に話をしに行くと、その内容について他の課とも連携を取ってくれている。

各関係部局における支援の方向性については、協議会で集まる機会があることから、統一で きていると捉えている。

8. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

「きき」スタッフは、相談を受けた後、支援機関や保育園などへ同行することも多い。 若い母親が一人で関係機関に行きづらい場面もあることから、経験あるスタッフが同行す ることで安心を感じてもらえる。

月に一回、日曜相談として日曜日に相談機会を担保している。また、セミナーなどでの情報提供や、保護者同士の交流会の開催などもしている。

出張相談についても、中部地域および米子地域において、それぞれ3カ月に1回程度実施している。開催場所はその時々で決めており、家に訪問されることに抵抗感を抱かれる場合もあるので、基本的に場所を借りて実施している。

② 情報提供・情報発信

「きき」の周知について、「きき」開設直後に、市町村の窓口や精密検査医療機関、鳥取聾学校等に直接リーフレットを持って説明に回ったり、市町村に広報誌などへの掲載を依頼したりした。県では、地元のメディアにとりあげてもらったほか、地道にセミナーや講演機会を捉えて周知した。

「きき」では SNS を立ち上げ、情報発信を図っている。

「きき」では相談内容に応じて、適切な資料を相談者に渡している。「きき」や日本ろ うあ連盟が発行するチラシ等のほか、インターネット上で公開されている関連資料を渡す こともある。

9. 寛容性の担保

具体的な方針や取組はないが、「きき」では、あらゆる選択を保障するという考え方を大切にしている。例えば、人工内耳の子どもが増えているが、同時に手話言語の学びも保障するためのできるような促しが大切だと考えている。日本語や聴覚活用の選択も、視覚活用して手話言語を行う選択肢も尊重しており、いずれの支援も行っている。

10. 課題

① 中核機能全体における課題

関係機関との連携、人材育成、地域に埋もれている難聴児の把握と適切な支援、個人情報の取扱いなどが課題である

支援につなげるための情報をどんどん収集して活用していきたい気持ちはあるが、「きき」は行政でもなく、医療機関でもない第三の機関であるため、「きき」に情報提供を行うには保護者の同意が必要になる。そのような中では、まだ「きき」の理解が県民に浸透していないことが課題である。

② 相談支援に当たっての課題

出張相談について、対象は幅広く想定しているが、参加者がほぼいない状態である。また、相談窓口や段階に応じて必要な情報・制度等について、総合的に案内できる資料が必要であり、作成を検討している。

③ その他の課題

モデル事業が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことから、事業検討の過程で事業が終わる懸念がある。きこえない・きこえにくい子どもの支援における中核機能については、法的な根拠との結びつけが必要であると考えている。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	5
自治体名	大阪府
「聴覚障害児 支援中 核機能 モデル 事業」 実施状況 ³³	実施あり(令和2年度)
ヒアリング 対応者 ヒアリング日	● 福祉部障がい福祉室自立支援課 2名● 健康医療部保健医療室地域保健課 2名2023/12/7(木)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内相談支援機関「ひだまり・MOE」

② 体制

「ひだまり・MOE」の相談員は3名であり、うち1名は常駐である。また、全員が臨床 心理士の資格を持っているほか、教員免許を持っている者もいる。

また、3名のうち非常駐の1名は聴覚障がい児の心理発達と家族支援を主研究としている大学の教授である。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

聴覚障がい児の心理発達と家族支援を主研究としている大学の教授をコーディネーターとして位置付けている。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

新生児聴覚スクリーニング検査や精密検査を受検した医療機関から相談支援機関(通称「ひだまり・MOE」)につながり、そこから療育機関や他の支援機関に繋がる流れを理想としている。

② コーディネーターの役割

大阪府手話言語条例評価部会の部会長として、府手話言語条例施策及び関係機関に対し、 評価や助言を行い、大阪府と関係機関との連携強化、関係機関相互の調整等を行う。

³³ 令和4年度までの実施状況について記載している。

4. 中核機能の設置経緯

平成29年3月29日に「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」(以降、手話言語条例)が公布・施行され、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを当条例に基づく中核拠点として位置付けた。

また、国(厚労省・文科省)における「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の最終報告(令和元年度)及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和4年2月)を踏まえ、令和5年度の第5次大阪府障がい者計画の見直しに当たり、難聴児支援も同計画に盛り込むこととしているほか、当センターを難聴児支援の中核機能拠点として位置付けることとしている。(令和6年3月に、計画内にて位置づけ)

当センターは、元々府内3か所に点在していた、視覚、聴覚、盲ろうの3つの障がいに対する、手話通訳の派遣など意思疎通に係る支援機関を1か所に集約させたもので、指定管理施設として指定管理者が運営している。難聴児支援中核機能拠点については、指定管理者が特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構(NPOこめっこ)に再委託する形で、難聴児に関する相談支援、通称「ひだまり・MOE」を窓口とし、ワンストップで様々な支援へのつなぎなどを実施している。

手話言語条例の制定後、条例に基づき、きこえない・きこえにくい子どもに対して、乳幼児期、就学以降、就学後という3段階で手話言語の獲得を保障していく事業を実施してきた。また、乳幼児期の手話言語の獲得に加えて、保護者の学びも必要なほか、不安を抱える保護者のための相談支援を実施している。

「ひだまり・MOE」では、手話言語と療育とは「両輪」との考えのもと、府内療育機関と連携しながら相談支援を実施しており、手話言語のみならず、音声言語を活用する療育という形も含め、保護者の様々なニーズに応えることが必要であると考えている。そのため、当センターにつながることで、福祉分野のサービスのみならず、支援学校の早期支援なども含め、ワンストップであらゆる情報を提供できるように、相談支援を展開している。

5. 協議会について (協議会名: 大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例評価部会)

① 設置経緯

手話言語条例制定に合わせ設置された、大阪府障害者施策推進協議会の下位組織である 手話言語条例評価部会の審議調査事項に、令和5年3月に難聴児支援の早期発見・早期支 援を包含する形で、検討対象を拡大した。従来は福祉領域を専門とする委員を主とした協 議会であったが、拡大後は、医師など医療機関の関係者や支援学校の教員など教育機関か らの関係者も構成員として加わった。

② 事務局

府障がい福祉室自立支援課

③ 構成員

部会長は、聴覚障がい児の心理発達と家族支援を主研究としている大学の教授が担っている。

【構成員】

- a) 地方独立行政法人 大阪府立病院機構大阪母子医療センター耳鼻咽喉科 主任部長
- b) 大阪公立大学大学院医学研究科耳鼻咽喉病態学 病院教授
- c) 一般社団法人大阪府言語聴覚士会理事兼大阪人間科学大学保健医療学部言語聴覚学 科 助教
- d) 国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
- e) 府立だいせん聴覚高等支援学校 校長
- f) 社会福祉法人愛徳福祉会 ゆうなぎ園 科長
- g) 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
- h) 大東市福祉・子ども部障害福祉課長(大阪府市長会)
- i) 河南町高齢障がい福祉課長(大阪府町村長会)

④ 類似協議会等の整理

療育や教育、当事者団体などの関係者が有志で集まる連携体(乳幼児期手話言語獲得ネットワーク)がある。

⑤ 活動状況

第5次大阪府障がい者計画の見直しに当たり、令和5年度の本会において、難聴児支援 も同計画に盛り込むことについて協議を行った。

6. 機関間連携

難聴児中核機能拠点の相談支援窓口(通称「ひだまり・MOE」)を中心に、難聴児支援に関する府内の代表的な2つの療育機関と組んだ相談支援ネットワーク(聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク)を構築し、福祉分野での連携のほか、教育や医療の分野との連携も図っている。

また、月に複数回、相談支援ネットワークの構成メンバーである療育機関は難聴児中核機能 拠点(府立福祉情報コミュニケーションセンター)において、相談支援を実施している。

7. 検査・把握

市町村において、新生児訪問や乳幼児健康診査等の母子保健活動の際に、母子健康手帳等で 検査結果の把握を行っているほか、初回検査・確認検査について、公費負担で検査を実施して いる市町村においては検査費用の助成を通じた把握も行っている。

8. 自治体内連携

手話言語条例に関係する、4課(健康医療部(地域保健課)、福祉部(自立支援課)、教育庁(支援教育課)、商工労働部(就業促進課))による庁内の連絡会議「手話言語条例関連施策連携会議」を開催していたが、国の「難聴児の早期発見・早期療育のための基本方針」を受け、関係課 10課(福祉部(自立支援課、地域生活支援課、子育て支援課)、健康医療部(地域保健課)、商工労働部(就業促進課)、教育庁(支援教育課、小中学校課、高校教育改革課、高等学校課、私学課))に拡大したほか、平素からの密な情報共有・連携体制を確保している。また、令和4年度より、福祉部自立支援課と健康医療部地域保健課の共催により、「聴覚に障がいのある子どもの支援に係る市町村担当者向け説明会(保健師向け説明会)」を開催し情報提供を実施している。

9. 専門人材の確保育成

保健師は、保護者や当事者を身近な立場で支援し、医療機関と連携を図る重要な役割を担っているため、上記説明会を通じ、保健師に対する知識習得機会の確保に努めている。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

臨床心理士を配置し、確定診断前から保護者等の相談支援が行えるよう「ひだまり・MOE」を設置し、手話言語獲得支援、療育、教育、医療等のあらゆる支援や制度等がワンストップでわかるよう情報提供を実施している。

② 情報提供・情報発信

「大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き」の中で、関係機関リストとして、検査医療機関や相談機関、療育機関、聴覚支援学校、市町村保健センターなどの連絡先や所在地など、母子保健、福祉、教育庁の各関係部署が所管する情報を一覧化している。

当手引きは、健康医療部が作成した主に保健・医療分野における「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」の続編として、保健・医療分野から福祉分野の早期支援へより適切に遅滞なくつなげることを目的に作成した。

11. 寛容性の担保

家族の意思を尊重した中立的立場での情報発信を実施している。

12. 課題

① 中核機能全体における課題

手話が言語であるという認知度の低さや、手話に出会うことで、聴覚活用による訓練や 日本語習得の邪魔をするといった手話に対する誤解など、手話そのものに関する課題を感 じている。 また、府において、難聴児中核機能拠点の相談窓口である通称「ひだまり・MOE」を整備しているが、医療機関や教育分野への当該中核機能拠点に関する周知不足も課題である。特に医療機関等で「ひだまり・MOE」の認知度が低く、保護者への紹介等がいき渡らない場合がある。また、予算や人材の確保についても課題を感じている。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	6
自治体名	静岡県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ³⁴	実施あり(令和2年度、令和3年度、令和4年度)
ヒアリング 対応者	 ● 静岡県こども家庭課:石野様 ● 静岡県障害福祉課:杉本様 ● 静岡県教育委員会特別支援教育課:松本様 ● 静岡県乳幼児聴覚支援センター:言語聴覚士 増原様 ● 静岡県乳幼児聴覚支援センター:金丸様
ヒアリング日	2023/12/8(金)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

静岡県乳幼児聴覚支援センター

2 体制

県立総合病院として「きこえとことばのセンター」を設置しており、そのセンター内に 県が病院に委託事業として実施している「乳幼児聴覚支援センター」がある。「きこえと ことばのセンター」自体は相談対応は行わず、研究が主な役割である。乳幼児聴覚支援セ ンターのセンター長は明確に決まっていないが、実質的にはきこえとことばのセンター長 が兼務している。

「乳幼児聴覚支援センター」は、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」と新生児聴覚 スクリーニング検査(以降、新スク)に係る母子保健の事業を統合して進めている。

【現在の体制】

- a) 言語聴覚士3名
- b) 事務員1名
- c) 保健師1名

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

コーディネーターという役割はなく、言語聴覚士3名は相談員という役割の方が合っている。いずれの職員も県立総合病院に勤めているため、医師とも緻密に連絡は取っている。

② キーパーソン

県立総合病院の耳鼻咽喉科医師が、県の難聴児支援を先導している。

³⁴ 令和4年度までの実施状況について記載している。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

乳幼児聴覚支援センターは継続的に支援やリハビリを行う場ではなく、保護者や子ども の悩み・課題に対応ができるように専門機関につなぐことが役割となっている。

② コーディネーター

リファー後の相談を中心に、幅広く相談を受けている。県立総合病院以外の病院に繋がっている場合には、その病院の言語聴覚士が相談に対応しているはずなので、そのような言語聴覚士とつながっていないケースを主にセンターで受けている。

言語聴覚士は、県内4か所(西部2、中部1、東部1)の精密検査機関にそれぞれ配置されているものの、場合によっては、すぐに言語聴覚士につながらないこともあるため、そのような場合に、乳幼児聴覚支援センターの言語聴覚士が紹介されることがもある。

4. 中核機能の設置経緯

乳幼児聴覚支援センターは、平成22年度に県立総合病院に設置された。厚生労働省の母子保健衛生費という補助金の項目に新スクの体制整備があり、それを活用してセンターを運営してきた。

乳幼児聴覚支援センターは、当初は新スクを前提に、相談体制の整備や検査体制の整備を目的としていた。その後、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」や「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、元々のセンターの機能を拡大したほか、協議会の新たな位置づけなどを行い、現在の形となった。

5. 協議会について(協議会名:聴覚障害児を考える医療と保健・福祉と教育の会)

① 設置経緯

平成11年から有志の会として実施していた会議体を、令和2年度から自治体の補助金をもとにした協議会として新たに位置付けた。県立総合病院の医師を中心として、協議会の運営が進められてきた。

協議会名は、「聴覚障害児を考える医療と保健・福祉と教育の会」であり、略して「考える会」と呼んでいる。福祉領域の人材も参画している。

今も、有志での開催というスタンスは変わらず、報償費はなく、一部に交通費を支払っている程度である。

構成員は少しずつ増えている。

② 事務局

運営は、令和2年度以前から、「乳幼児聴覚支援センター」の事務員と県立総合病院の 医師が行っている。議題は持ち寄っている。

③ 構成員

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書」より

- a) 日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会(理事·医療福祉委員·精密聴力検査機関担当 医)
- b) 静岡県産婦人科医会事務局
- c) 新生児科医静岡県言語聴覚士会(会長)
- d) 精密聴力検査機関(言語聴覚士)
- e) 静岡県立聴覚特別支援学校(学校長·教育相談担当)
- f) 静岡市·浜松市母子保健課
- g) 静岡県乳幼児聴覚支援センター
- h) 静岡県(教育委員会特別支援教育課、障害福祉課、こども家庭課)

④ 類似協議会等の整理

「聴覚障害児支援対策委員会」という、担当者級が集まって意見交換を行う会議体がある。

また、その他にも「月例運営委員会」や「就学支援ワーキンググループ」、「聴力検査 結果の情報共有に関するワーキンググループ」がある。

「月例運営委員会」は、昨年度までは毎月実施していたが、今年度からは年に4回になった。定期的に顔を合わせて、実務者での情報共有や意見交換をする場である。病院の会議室で実施している。

月齢運営委員会で課題を取り上げて、個別で検討すべき事項があればワーキンググループを開催している。例えば、新スク検査については当初から課題に上げていたが、確かなデータを取りたいことや受検率 100%を達成したいことといったニーズの中でアプリケーションの開発が提案され、ワーキンググループを別途立ち上げた。

⑤ 活動状況

今年度は6月に1回、12月に1回の計2回の開催をした。対面のみで実施しており、 $14:30\sim16:45$ が開催時間の基本となっている。開催場所は、県立総合病院のホールとなっている。

協議会の議題は、報告事項が多い。医療、保健、教育、の分野から順に報告する形をとっている。また、協議会の主導は、県立総合病院の耳鼻咽喉科医師によってなされている。

6. 機関間連携

連携機関の把握は、協議会の構成員との連携を通じて図っている。なお、協議会の構成員については、病院に選定などを任せている。

聴覚特別支援学校の乳幼児教育相談と乳幼児聴覚支援センターは、情報連携している。静岡県には3つの聴覚特別支援学校があり、それぞれに乳幼児教育相談マネージャーの加配がある。経験豊富な元教員を配置し、校内研修や0,JTでの育成もしている。

センターでは補聴援助システム「ロジャー」を貸出しており、状況に応じて地域の学校への 訪問を行っている。

7. 検査・把握

「新生児聴覚スクリーニング検査情報管理システム」というアプリを通じ、医療機関が検査情報を入力し、市町、乳幼児聴覚支援センターが、タイムラグなく検査結果を把握することができる。アプリは令和3年度から県の単独事業で構築した後、令和4年度に一部医療機関でテスト運用し、令和5年度には静岡市で試用している。

以前は、医療機関が、新スクの受検時に医療機関に提出される受診券に新スクの結果を記載して、市町に送っていた。これにより医療機関は補助金を得ていた。その際、1か月に1度、まとめて市町に共有されていたため、市町が把握するまで最大1か月遅れることがあった。アプリ導入により、市町がタイムリーな把握ができるようになった。また、県としては紙で1年に1回の把握という状況であったが、県としてもタイムリーな把握が可能となった。難聴は早期介入が大切であるため、アプリ導入のメリットは大きい。

乳幼児聴覚支援センターは把握後、ヒアリング ID で情報を管理するため、個人情報を特定 していない形で情報管理をしている。一方、市町の保健師は個人情報を取得でき、個人が特定 ができるので具体的な支援を行ううえでの支障もない。

アプリには、相談支援の仕組みを保護者にメールで送るシステムも搭載されている。具体的には、ヒアリング ID の登録がされると、乳幼児聴覚支援センターで電話番号の把握はできるので、センターで相談を受けられることの案内が SMS で通知され、受診勧奨がされるようになっている。

乳幼児聴覚支援センターにおいては、リファーの総数や各産科におけるリファー率の傾向を 把握している。また、新スクの受検拒否の件数が多くなっている場合には、乳幼児聴覚支援セ ンターからフォローに入っている。乳幼児聴覚支援センターには、事務員や保健師もいるので、 3人の言語聴覚士以外のメンバーもフォローに関わっている。

このシステムが円滑に運用されているのは、産科に協力をしてもらえるような体制が取れていることが背景にあるが、これは協議会を通じて約7年間の関係性を築いてきたからだと考えている。

8. 自治体内連携

月例運営員会で担当者級職員が集まり、事業の進捗状況などを報告し合っている。

- a) こども家庭課
- b) 障害福祉課
- c) 教育委員会特別支援教育課

9. 専門人材の確保育成

① 静岡社会健康医学大学大学院の聴覚専門コースの設置

「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の取組ではなく、県全体の取組として、令和5年度から、静岡社会健康医学大学大学院に聴覚専門コースを設置した。

設置の背景に、海外のオーディオロジストという聴覚専門家の存在がある。協議会の一部構成員より、海外では聴覚障害者が音声言語を獲得している事例が多く聞かれる一方、日本の言語聴覚士は言語および聴覚に関して広く扱う専門家であり、音声言語の獲得支援に特化した専門家がいない指摘があった。県立総合病院の耳鼻咽喉科医師の課題意識にも同様のことがあった。オーディオロジストのような聴覚の専門家がいるとよいという意見もあり、県として日本でもそのような存在を育成したいと考え、設置に至った。

日本の言語聴覚士がマッピング、検査、保護者のサポートのすべてを求められ、実際の対応がするのが難しいなか、オーストラリアではオーディオロジスト、スピーチセラピスト (言語聴覚士)、社会的なフォローの担当のそれぞれが対応していた。日本の現場においても、専門領域を区切った専門家を増やせたらという思いがある。

② 乳幼児聴覚支援センターによる研修等

「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の一環として、研修を実施している。

専門人材の育成のための基本は、各病院で難聴児を担当している言語聴覚士や、聴覚特別支援学校で指導している先生たちの研修や勉強会への参加・学習である。行政がそれらの機会を提供している。

10. 寛容性の担保

手話に関しては、乳幼児聴覚支援センターに、直接手話に関する相談が来ることは少ない。 静岡県には手話団体があるので、そちらに直接相談に行っているのではないかと思う。ただし、 乳幼児聴覚支援センターに手話についての相談があった場合には、手話団体の方につないでい る。

11. その他取組について

人工内耳の装用や音声言語の習得については、積極的に進めている。オーストラリアに視察 に行くという取組もしている。

また、新スクにより発見された聴覚障害(疑いを含む)児の聴力検査結果等を経年的に記録できる手帳として「きこえの手帳」の仕組みを構築している。「きこえの手帳」の内容は、治療や支援に活用している。(※「令和4年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書」より)

12. 課題

① 中核機能全体における課題

乳幼児期における聴覚障害児の療育体制がないことを過大に感じている。

② 専門人材確保に当たっての課題

海外で言うオーディオロジストのような専門人材がいないことが課題である。

③ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

通常校に在籍する難聴児の把握が困難である点が課題である。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	7
自治体名	神奈川県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ³⁵	実施あり(令和4年度)
ヒアリング 対応者	 神奈川県福祉こどもみらい局障害福祉課:グループリーダー 長谷部様 神奈川県福祉こどもみらい局障害福祉課:副主幹 水谷様 神奈川県健康医療局健康増進課:グループリーダー 久保倉様 神奈川県健康医療局健康増進課:主事 乗松様
ヒアリング日	2023/12/20(水)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

神奈川県聴覚障害者福祉センター

2 体制

専門相談員2名(非常勤1、常勤1)、言語聴覚士1名(非常勤)

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

配置していない。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

県聴覚障害者福祉センターは、難聴児支援に関する相談に対応し、必要な機関につなぐ。 また、難聴児支援の中核機能として、関係機関とのネットワークを構築し、家族相談、家 族教室、支援者に対する研修等を実施している。

4. 中核機能の設置経緯

国から「難聴児の早期支援・早期療育のための基本方針」が発出されたことを受け、神奈川県では、令和元年度から令和5年度までの障がい福祉計画において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を令和5年度末までに確保することとしている。こうした状況を踏まえ、令和4年12月から、藤沢市にある県聴覚障害者福祉センターを中核として「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施している。

県聴覚障害者福祉センターは元々聴覚障害者を主な対象としていた。相談については、高齢者の補聴器フィッティングなどの相談が7割ほどを占めており、中途失聴者からの相談も多か

³⁵ 令和4年度までの実施状況について記載している。

った。乳幼児の相談にも対応はしていたものの、そのことが浸透しておらず、難聴児の相談支援は平塚ろう学校が主に実施していたという状況であった。

当モデル事業を開始してからは、センターに難聴児支援担当の職員を配置するとともに、乳 幼児を対象とした家族相談を実施するようになった。

当初は行政が中心となって中核機能を整備し、県障害福祉課がセンターや各機関に働きかけながら関係機関の連携体制を構築していたが、現在はセンター自体も能動的に各機関への働きかけや様々な取組を進めている。

5. 協議会について(協議会名:神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会)

① 設置経緯

令和4年度に設置した。

② 事務局

県障害福祉課

③ 構成員

【構成員】

- a) 元大学教員 教授
- b) 全国早期支援研究協議会 会長
- c) 社会福祉法人十愛療育会 横浜医療福祉センター港南 耳鼻咽喉科科長
- d) 北里大学医療衛生学部リハビリテーション学科言語聴覚療法学専攻 教授
- e) 公益社団法人神奈川県医師会 理事
- f) 北里大学医療衛生学部リハビリテーション学科言語聴覚療法学専攻 教授
- g) 県聴覚障害者福祉センター 施設長
- h) 社会福祉法人宝安寺社会事業部 児童発達支援センターほうあんうみ 園長
- i) 県立平塚ろう学校支援連携グループ グループリーダー
- j) 一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟 理事長
- k) 湘南聴覚障害児親の会 役員
- 1) 特定非営利活動神奈川県中途失聴・難聴者協会 副理事長
- m) 藤沢市健康医療部健康づくり課 参事
- n) 藤沢市子ども青少年部子ども家庭課 課長
- o) 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 課長
- p) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 課長
- g) 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 課長
- r) 横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課長

④ 類似協議会等の整理

平成30年度に、新生児聴覚検査に係る手引きの作成や新生児聴覚検査体制についての協議のために、神奈川県母子保健対策検討会の中の部会として新生児聴覚検査に係る協議会(新生児聴覚検査体制整備部会。以下、部会)を立ち上げた。手引きは令和元年度に完成し、県内の関係機関に配布された。

現在は、新生児聴覚検査の受検率向上やリファー児のフォローアップ体制、全市町村での公費負担の実施に向けた課題検討の議論を行っている。

中核機能に係る協議会が設置された際、上述の課題があり新生児聴覚検査の体制整備が完全ではなかったことから、協議会の統合を行うのではなく、新生児聴覚検査に係る協議会として継続するということとなった。

他にも、年に1,2回、県聴覚障害者福祉センターが主導して、平塚ろう学校、小田原市の病院などと実務者レベルの情報交換等の打合せを行っている。

⑤ 活動状況

令和5年度は2回開催しており、委員が参加しやすいようにオンラインで実施している。 新生児聴覚検査の結果の件数確認もしているほか、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」 が2年目を迎えているため、課題や次年度に向けた協議をしている。

6. 機関間連携

保健師による家庭訪問において何かあれば県聴覚障害者福祉センターへ情報連携するように、 当センターが市町村に訪問した際にお願いしている。また、当センターが訪問したろう学校が 家族教室を見学するとともに、家族教室についての周知にも協力してもらっている。

7. 検査・把握

新生児聴覚検査及びその精密検査の把握は、市町村が実施する新生児訪問、乳幼児健診等を 通じて把握を行っている。新生児聴覚検査の未受検児に対しては受診勧奨をしている。

県では、国調査「母子保健事業の実施状況調査」を活用し、県内の検査・療育状況を統計的 に把握している。

また、県が作成した手引きにおいて、新生児聴覚検査から療育支援までの行政機関、医療機関、療育機関の役割を掲載することで、各機関が連携して、早期発見・早期治療につなげられるようにしている。

8. 自治体内連携

障害福祉課が、協議会に加えて、庁内の内部連携会議も主導している。開催頻度は随時であり、出席者は担当者レベルである。令和4年度は1回開催した。

令和5年度は協議会の中で連携している。協議会について、議題を障害福祉課で選定しており、関係各課に資料作成等の協力も仰いでいる。

以下が関係課である。

- a) 福祉子どもみらい局・障害福祉課
- b) 福祉子どもみらい局・地域福祉課
- c) 福祉子どもみらい局・障害サービス課
- d) 福祉子どもみらい局・子ども家庭課
- e) 福祉子どもみらい局・私学振興課
- f) 健康医療局·健康増進課
- g) 教育局·特別支援教育課
- h) 教育局・子ども教育支援課

9. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

県聴覚障害者福祉センターでは、言葉の発達が遅い、呼びかけても反応がないなどの難 聴の疑いのある乳幼児から、医療機関で難聴診断を受けた乳幼児まで、市町村や医療機関、 保護者からの相談に応じている。

また、県障害者福祉センターでは家族教室での個別相談会も実施している。家族教室は、 センター (藤沢市)、小田原市など様々な場所で実施している。令和4年度は1回の開催 であったが、令和5年度は、試行的に毎月1回開催している。

保護者の相談場面においては、障害受容について丁寧な対応が必要だと考えており、状況に応じて、寄り添いながら支援を行っている。

② 情報提供・情報発信

県聴覚障害者福祉センターの公式 LINE でのイベント紹介を実施している。また情報提供資料としては、全日本ろうあ連盟の冊子を利用している。

③ 巡回相談

児童発達支援センターや保育所等に、県聴覚障害者福祉センターの専門職員が支援に赴いている。相談だけでなく取組の周知や情報共有も兼ねている。

10. 寛容性の担保

家族に、ことばや支援の選択肢についてご案内し、家族の意思にあったサポートを進めている。一つの選択肢として、手話に関する講座についてご案内している。県聴覚障害者福祉センター内で一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟が開催する「しゅわまる」という手話に親しむことを目的にした講座があり、乳幼児を対象とした読み聞かせや手遊びを行っている。

11. その他取組について

家族教室において、同じ立場にある保護者の交流支援や、専門家によるアドバイスを実施しており、今後の見通しを立てる機会につなげている。

12. 課題

① 中核機能全体における課題

県全体では相談後の具体的に療育や治療をしていく機関が少ない。もっと身近にあると いいという声を聞くことがある。

② 地域内の関係機関・関係者の把握に当たっての課題

公的な機関は把握しやすいが、それ以外の機関は把握しづらい。県聴覚障害者福祉センターが巡回相談も実施しているが、現状、地域資源の発掘は困難な状況である。

③ 専門人材確保に当たっての課題

聴覚障害の学びをしている言語聴覚士が少ない。また、難聴に特化した専門人材がいる 機関が不足している。

④ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

令和4年度に、国が要綱に定める「新生児聴覚検査管理等事業」として、県内産科医療機関等において実施した新生児聴覚検査の検査結果について、県で一元的管理ができないかの検討を行い、神奈川県産科婦人科医会にも相談した。しかし、人口規模が大きく、データ数が膨大になることから、県内の産科医療機関等から検査結果等を集約し、リファー児を漏れなく精密検査につなげるなどのファローを実施できる中核的な産科医療機関が確保できないため実現していない。

⑤ 相談支援や情報提供などの支援に当たっての課題

難聴児の相談支援は、対象が乳幼児であることから、体調の変化や当日のコンディションなど、子どもや保護者の様子に合わせて、丁寧な対応が求められる。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	8
自治体名	石川県
「聴覚障害児 支援中 核機能 モデル 事業」 実施状況 ³⁶	実施あり (令和4年度)
ヒアリング 対応者	 ● 石川県健康福祉部障害保健福祉課:津田様 ● 石川県健康福祉部少子化対策監室:中田様 ● みみずくクラブ:金沢大学人間社会研究域学校教育系(学校教育学類担当)教授武居様 ● みみずくクラブ:言語聴覚士 永井様
ヒアリング日	2023/12/21(木)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

石川県難聴児支援協議会

中核機能に関しては、体制整備に関する意思決定を行う協議会を中核となる機関として 位置づけるとともに、いしかわ難聴児相談支援センター「みみずくクラブ」(以降、みみ ずくクラブ)を相談支援の実働部隊として設置している。

2 体制

みみずくクラブのセンター長は耳鼻咽喉科の医師である。直接相談に対応することはないが、背後で様々なサポートをしており、その存在意義は大きい。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

みみずくクラブは、チームとしてコーディネーターの機能を果たしている。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

みみずくクラブは、難聴が判明した子ども等の保護者からの相談対応の役割を担う。

具体的には、難聴が見つかった乳児について、確定診断を行った精密検査機関からみみずくクラブにつながるようになっている。また、きこえについて不安のある保護者が、ろう学校や耳鼻咽喉科医師、保健師等からの紹介を受けて、みみずくクラブにつながることもある。

-

³⁶ 令和4年度までの実施状況について記載している。

石川県では、みみずくクラブを中核機能として、新生児聴覚スクリーニング検査(以降、 新スク)から確定診断、療育開始までの支援体制が構築されている。

4. 中核機能の設置経緯

みみずくクラブが設立される前から、金沢大学附属病院または金沢医療センターにおいて、 県全体のうちの8~9割の確定診断が行われており、それぞれにきこえのことについて説明で きる言語聴覚士がいた。一方、支援体制が構築できていないことを耳鼻科・産科・行政・教育 のいずれの分野の関係者も問題視していた。

そこで、平成16年に、現在の協議会の前身とも言える難聴児ネットワーク研究会を構成して検討を進めることとなった。研究会での検討は、金沢大学において特別支援教育を専門とする武居教授が中心となって進められていた。武居教授により、秋田県や岡山県などの事例について石川県への情報提供が行われ、県における体制が整備されていった。県には、現在は保健所の所長でもある小児科医がおり、研究会において顔を合わせていた。県は新スクの観点で研究会に参加しており、当小児科医を中心に、行政内でも勉強をしていた。県が主導していたというよりは、耳鼻科・産科・教育で考えたことを行政に伝えていた。

当時は、療育が受けられる場所に関する情報提供に偏りがあったことが特に問題であった。 具体的には、金沢大学附属病院で難聴が診断された場合には、療育機関として金沢方式研究会 が保護者に紹介され、金沢医療センターで難聴が診断された場合には、療育機関としてろう学 校が保護者に紹介をされていた。そこで、難聴の診断機関によって偏りのない情報提供を行う ために、耳鼻咽喉科の医師による働きかけで、平成22年に、金沢医療センターに併設する形 でみみずくクラブが設立された。難聴児ネットワーク研究会の議論の中で進められた体制整備 のうち、みみずくクラブの設置は最後の実施事項であった。みみずくクラブの最大の役割は、 療育施設を選ぶための知識提供と位置付けられた。

みみずくクラブの運営上重視したことは、療育施設2か所から独立していることであった。 みみずくクラブの設立当時は、金沢医療センターの耳鼻咽喉科医師、言語聴覚士2名、武居 教授の4名が有志で相談対応を進めていた。そして、設立後、約3年をかけて、難聴の診断後 に一度みみずくクラブを紹介されるという体制を整えた。

有志で運営していた時代は、ケース数が年間に10件ほどと人口と比べて少なかったためになんとか運営できていた。最初のうちは1ケースあたり3回の面談を必ず実施していたが、次第に必要に応じて回数の調整を行うようになった。みみずくクラブの運営が病院の収入につながらない中言語聴覚士が相談業務にあたれるのは、病院の理解があったからだと考えている。また、医師が現在でも長時間の相談に報酬なしで対応できているのは、みみずくクラブの活動をしていく中で、その重要性の理解が深まっていったためである。

みみずくクラブは有志での活動であり、明確な組織ではなかったために、県からの助成は受けられない状況であった。しかし、現在は県から金沢大学附属病院にみみずくクラブを委託し、 耳鼻咽喉科の下にみみずくクラブを設置する形を取ることで、県からの助成を受けられるようになった。助成を受けたことにより、事務員の配置や研修の実施が可能となった。さらに、国による「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の開始により、対応できる業務の幅が広がった。 なお、国では、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、「難聴児 支援の中核的機能を有する体制」の確保を求めているため、石川県においても障害児福祉計画 (令和3年3月策定)に、令和5年までの目標として「体制整備」を明記している。

5. 協議会(協議会名:石川県難聴児支援協議会)

① 設置経緯

従来の難聴児の発見から療育に繋げるまでの体制を協議する「聴覚障害児の早期発見・早期療育支援体制検討会」を母体として、当事者や療育関係者等の委員を追加した上で、新たな設置要綱を制定し、令和4年9月1日をもって「石川県難聴児支援協議会」を設置した。検討会の時代は少子化対策監室が主導していたが、協議会となってからは障害保健福祉課が主導している。

従来は、主に新生児聴覚スクリーニング検査における早期発見・早期療育という視点での検討会であったが、協議会に形を変えることで、より多分野の県の難聴児支援に関わる 医療・保健・福祉・教育等の機関が一堂に会し、顔の見える関係を築く場ができ、お互いの現状や課題を情報共有することが可能となった。

② 事務局

石川県健康福祉部障害保健福祉課

また、石川県健康福祉部少子化対策監室、石川県教育委員会学校指導課も事務局に加わっている。

③ 構成員

各団体・組織からの構成員について、比較的管理職級の人材が参画している。

一義的な早期発見・早期支援である担い手として市町も構成員になっている。金沢市は、中核市であり母子保健分野において県と横並びで事業を展開しているため、構成員になっている。白山市は、障害分野において知見があり、手話も対応可能な職員が構成員になっている。母子保健・障害福祉の観点から難聴児に直接的な支援を行うのは市町であるため、協議会の体制上必要な立場である。実際、リファーになった難聴児の経過観察やフォローアップについては、市町が行っている。

構成員である石川県聴覚障害者センターのセンター長(石川県聴覚障害者協会)は、難聴当事者である。みみずくクラブの運営について、2つの療育機関の紹介と同時に、センターの紹介もするようにと助言をもらっている。センターの支援対象は成人の難聴者が主だが、みみずくクラブでも、相談対応の中で保護者が手話を学びたい、手話を中心に育てたいという意向があった場合にセンターを紹介するようにしている。

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業報告書」より

- a) 金沢大学医薬保健研究域医学系 耳鼻咽喉科·頭頸部外科学 准教授
- b) 金沢医療センター耳鼻いんこう科 部長
- c) 金沢医科大学 耳鼻咽喉科学 教授

- d) 石川県医師会 会長
- e) 石川県小児科医会 会長
- f) 石川県産婦人科医会 会長
- g) 石川県耳鼻咽喉科医会 医師
- h) 石川県言語聴覚士会 理事
- i) 石川県立ろう学校 教諭
- j) 金沢方式研究会 会長
- k) 金沢大学人間社会研究域学校教育系 教授
- 1) いしかわ難聴児相談支援センター(みみずくクラブ) 言語聴覚士
- m) 石川県聴覚障害者協会 業務執行理事
- n) 金沢市健康政策課 課長補佐
- o) 白山市障害福祉課 課長
- p) 石川県南加賀保健福祉センター 所長

④ 類似協議会等の整理

従来少子化対策監室が主導していた「聴覚障害児の早期発見・早期療育支援体制検討会」 は現在存在しないが、その機能は協議会のワーキンググループとして維持している。ワー キンググループは、その時々の課題等の状況に応じて開催することとしている。

⑤ 活動状況

年に1回開催しており、今年度は2月に開催予定である。

ワーキンググループについては、議論の内容に応じてメンバーを選定する予定としている。今年度は既に1回実施しており、先天性サイトメガロウイルス感染症が疑われるケースについての新スク結果の告知方法等を主な議題とした。実務者会議は実施していない。

6. 機関間連携

顔の見える関係ができている。行政とも対等な関係で、一緒に進めているという印象がある。 各機関の役割や特徴は以下のとおりである。

- a) 【石川県難聴児支援協議会】中核的役割。医療・保健・福祉・教育等の関係機関が一堂に会する協議の場として、難聴児支援の現状や課題の共有、意見交換、関係機関が連携した支援体制等について検討
- b) 【いしかわ難聴児相談支援センター(みみずくクラブ)】相談支援(個別・家族)、 コーディネートする役割。中立的な立場として、難聴児と家族に対する適切な情報 提供、相談対応や療育機関決定等への支援
- c) 【NPO 法人金沢方式研究会、石川県立ろう学校、石川県聴覚障害者センター】相談 支援(個別・家族)。療育機関や相談機関としての支援
- d) 【産科医療機関・耳鼻科医療機関】検査の実施。新生児聴覚検査の勧奨や検査の実施、リファー児の精密検査の勧奨及び精密検査結果等の情報連携

e) 【市町母子保健担当課】相談支援(個別・家族)。新生児聴覚検査の勧奨、リファー児の追跡調査(状況把握)や相談支援

連携手法や仕組み・工夫は以下のとおりである。

- a) 【マニュアルの策定】関係機関が共通の認識や対応ができるよう、新スクの実施から療育につなげるまでの支援体制や関係機関の役割、情報共有の仕組み等を記載したマニュアルを作成
- b) 【保護者向け説明用媒体の作成】マニュアルに基づき、関係機関において統一した 対応ができるよう検査勧奨・実施・結果説明等に関する媒体を作成
- c) 【リファー児に関する情報共有の仕組みづくり】精密検査受診票を活用して産科・ 耳鼻科・市町母子保健担当課が情報共有できる仕組みを構築

7. 検査・把握

市町が事業の実施主体となり、検査の勧奨や個別支援、リファー児の追跡調査等を実施し、 県では、関係機関との連携・支援体制の整備や市町への支援を実施している。リファー児の精 密検査結果やその後の医療・療育について把握できるよう、県で統一の台帳を作成し、市町に おいて乳幼児健診等の機会に確認して、記録するよう依頼している。

県で作成した新スクの実施から療育につなげるまでの支援体制や関係機関の役割、情報共 有の仕組み等のマニュアルは、医療機関も活用している。

関係機関が検査結果を確認できるよう、母子健康手帳に添付する検査結果記載用リーフレット作成し、現場で活用している。この結果は、市町が赤ちゃん訪問時に確認している。

リファー児の情報把握ができるよう、統一した精密検査受診票を作成し、産科・耳鼻科・市 町が精密検査結果を共有できる仕組みを構築している。

8. 自治体内連携

関係部局は以下のとおり。

a) 障害:石川県健康福祉部障害保健福祉課

b) 保健:石川県健康福祉部少子化対策監室

c) 教育:石川県教育委員会学校指導課

これからの教育や福祉の現場で出てくる課題については、障害保健福祉課の役割が大きくなってくると考えている。

9. 専門人材の確保育成

地域の専門人材としては、耳鼻科医、小児科医、産科医、ろう学校教員、保健師、言語聴覚 士、ろう教育を専門とする大学教授、聴覚障害当事者があげられる。 耳鼻科医や保健師、ろう学校教員の所属機関における各専門人材については、専門性の継承 や複数での担当などにより、人材育成が図られている。

通常学級や難聴学級の教員の専門性を維持するために、ろう学校での研修が開かれている。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

中立的立場であるみみずくクラブにおいて、難聴に関する情報提供や、県内の療育機関の情報提供や見学等のコーディネートを実施している。

今後は、みみずくクラブに同行してくれることもある保健師とのより密接な連携を進めていきたいと考えている。

現状、保健師へのみみずくクラブの浸透はある程度進んでいるが、知らない保健師もいる。各市町の母子保健部署としては認識があっても、保健師個人レベルでの認識に差があるように感じている。みみずくクラブと保健師との連携としては、相談のあった保護者の居住する市町の保健師に直接電話して、連携の接触を試みるときもあるが、仕組み化されているわけではない。保健師は心配なケースを大体把握している上に、みみずくクラブでの様子も知りたいはずなので、情報連携は有意義であると考えている。

みみずくクラブでは、ケースカンファレンスを行っていたこともある。関与している全員で集合して実施した。今後も困難事例があれば、ケースカンファレンスを開くことを考えている。

また、みみずくクラブでは新生児のみならず、遅発性難聴児や片側難聴の子どもの相談 も受けている。

② 情報提供・情報発信

リーフレットをはじめ、保護者向け説明用媒体など、様々なものを作成しており、医療機関にも活用してもらっている。

内容は、難聴児の発達の理解や支援の必要性の普及啓発、新生児聴覚検査の啓発、検査 結果の理解、難聴に関する基本的な知識やコミュニケーション手段、療育の必要性や療育 機関情報、相談機関情報等であり、協議会において検討されたものである。

③ 巡回相談

ろう学校での通級指導やサテライト教室にて奥能登地区の幼児児童生徒への相談等が実施されているほか、ろう学校の専門相談員が県内幼小中高等学校へ派遣されている。

11. 寛容性の担保

みみずくクラブでは、多様性と寛容性に留意し中立的立場での相談対応を実施している。

12. その他取組について

難聴児支援を行う放課後等デイサービスひなげし(以降、ひなげし)がある。これは武居教授とろう学校が話し合い、すでに聴覚障害以外を対象とした放課後等デイサービスなどを運営していた法人に対して、難聴児を対象とする放課後等デイサービスを作ってもらうように依頼し、2018年頃に立ち上げたものである。

ろう学校の近くに立地し、通所児はろう学校の児童やろう学校に関わりのある児童がほとんどとなっているが、ろう学校に関係なく利用できる。3歳以降が通うろう学校の幼稚部は14時が下校時刻のため、福祉の枠組みで放課後に過ごせる場所として設置したものである。ろう学校の幼稚部・小学部の6~7割の児童は、ひなげしに通所している模様である。

運営者は、重度の障害に対応している機関である。ろう学校、武居教授、ひなげしの指導員の三者で、ケースカンファレンスも2か月に1回開催している。

また、ひなげしでは年に1度、聴覚障害のある当事者が来て餅つきをしている。ろう学校と 密接な関係の下で設立した事例は非常に珍しいと思われる。指導員は、知的障害やこどもの発 達のこともよくわかっている。

13. 課題

① 中核機能全体における課題

県の難聴児支援体制について、関係機関に対し周知を図るほか、難聴児の発達の理解や 支援の必要性の普及啓発に取り組む必要がある。

② 地域内の関係機関・関係者の把握に当たっての課題

遅発性難聴児の発見が課題である。

③ 連携に当たっての経緯・課題

新スクから療育につなげるまでの体制は整備されているが、みみずくクラブにつながらないケースについては、その後の療育継続の状況は把握できていない。また、遅発性難聴児に対する支援体制の整備はこれからの課題である。

④ 専門人材確保に当たっての課題

みみずくクラブの運営は、相談対応者の個人的な資質によるところが大きく、人が変わると体制が維持できなくなる可能性がある。

⑤ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

新スクに関して、精密検査受診票を活用した医療機関との情報把握の仕組みを構築しているが、受診票の返書がない場合もあり、全数の情報を把握できていない。また、市町においてリファー児のその後の状況把握を行っているが、保護者からの聞き取りが主であるため、情報に濃淡がある。その他、遅発性難聴児の情報は把握が難しい場合がある。

⑥ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

療育機関につながったものの通所しなくなってしまったケースや、遅発性難聴など、把 握が困難なケースがあった。 ※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	9
自治体名	埼玉県
「聴覚障害児 支援中 核機能 モデル 事業」	実施あり(令和2年度、令和3年度、令和4年度)
実施状況37	
ヒアリング	● 埼玉県福祉部 障害者福祉推進課:主幹 久世様
対応者	● 埼玉県福祉部 障害者福祉推進課:主査 栗原様
	● 埼玉県保健医療部 健康長寿課:主任 谷川様
	● 埼玉県社会福祉事業団 そうか光生園:副園長 盛様
	● 埼玉県社会福祉事業団 そうか光生園:聴能訓練担当主査 松田様
	● 埼玉県社会福祉事業団 皆光園:聴能訓練担当主査 宮本様
ヒアリング日	2023/12/22(金)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

障害者支援施設そうか光生園・皆光園 (運営者:埼玉県社会福祉事業団)

2 体制

そうか光生園には3名、皆光園には2名の担当者がいる。5名のうち、2名(そうか光生園:1名、皆光園:1名)が言語聴覚士であり、1名(皆光園)が特別支援学校教諭の資格を、1名(そうか光生園)が中・高等学校教諭の資格を、1名(そうか光生園)が幼稚園教諭の資格をそれぞれ有している。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

5名の職員のうち、そうか光生園における1名が中心的な役割を果たしている。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

相談を受けるとともに、関係者間の情報共有や連携を図ることが役割である。社会福祉 事業団が運営する施設で聴覚障害児の療育に実績のあるそうか光生園・皆光園を、県聴覚 障害児支援センターとして指定するとともに、相談支援などの中核機能としての業務を同 事業団に委託している。

_

³⁷ 令和4年度までの実施状況について記載している。

② コーディネーター

主な業務は相談業務である。

4. 中核機能の設置経緯

令和2年度に、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」への参画を機に、難聴児支援の中核機能整備に取り組むこととした。福祉、教育、保健医療等の領域での通常業務は、中核機能の有無にかかわらず従来どおり実施されているが、重要な取組については、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を機に設置した協議会において、情報共有や連携を図っている。

5. 協議会

① 設置経緯

令和2年度に新たに発足した。

② 事務局

障害者支援施設そうか光生園・皆光園

③ 構成員

医療や保健、教育の専門分野の人材が構成員になっているのと同じように、当事者や保護者も構成員になっている。協議会においては、具体的な取組やその背景となる考え方に関することが議題となるが、当事者や保護者からの意見により行政も気づきを得られるため、当事者や保護者の参画は必須だと考えている。

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業報告」より

- a) 埼玉県医師会(小児科)
- b) 埼玉県産婦人科医会(産婦人科)
- c) 国立障害者リハビリテーションセンター病院(耳鼻咽喉科)
- d) 埼玉県立小児医療センター(耳鼻咽喉科)
- e) 埼玉医科大学病院(耳鼻咽喉科)
- f) 川口市保健所地域保健センター
- g) 埼玉県保健医療部健康長寿課
- h) 児童発達支援事業所エント
- i) 三芳町福祉課
- j) 埼玉県福祉部障害者福祉推進課
- k) 一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
- 1) 埼玉県難聴児(者)を持つ親の会
- m) 埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園
- n) 埼玉県教育局 県立学校部 特別支援教育課

④ 類似協議会等の整理

新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)に係る協議会として「埼玉県母子保健 運営協議会」があり、新スク含む母子保健を取り巻く諸課題について、報告や意見交換を 行っている。

別途実務者レベルの会議体である連携会議を設立している。今年度は1回開催した。協議会とほぼ同じメンバーで構成されている

⑤ 活動状況

年に3回開催している。

事業計画や事業活動に対する意見交換や事例紹介、様々な分野での幅広い情報交換・情報共有を行っている。

6. 機関間連携

そうか光生園と皆光園の間では、月に1度オンラインで情報共有を図っている。

また、両園が、児童発達支援センターや保健センター等を回って難聴児支援に関する取組について周知している。

精密検査医療機関からの相談だけでなく、地域の耳鼻科や小児科からの相談を受けることも ある。直接電話でやり取りをすることがほとんどであるが、時々メールでの相談もある。

そうか光生園や皆光園が相談を受けた後、相談者の居住地域の他機関に連絡を入れ、保護者からの相談を受けてもらうようにしている。

7. 検査・把握

市町村の乳幼児健診において、聞こえの確認検査を実施するなど、新生児聴覚スクリーニング検査以降も定期的に検査結果の把握に努め、場合により療育機関につなげている。

8. 自治体内連携

以下の3課が協議会の委員として参加し、協議会の場で情報共有をしている。

- a) 保健医療部 健康長寿課
- b) 福祉部 障害者福祉推進課
- c) 教育局 県立学校部 特別支援教育課

9. 専門人材の確保育成

今後、言語聴覚士(聴覚障害を専門としていない言語聴覚士)が配置されている事業所に、 難聴児支援のノウハウを伝える研修を行う見込みである。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

電話・来所・出張・オンラインで相談に対応をしている。出張相談では、過去には市町 村の保健センターを場として借りて保護者の相談対応を行うこともあった。

② 情報提供・情報発信

令和3年度から実務者レベルの会議体連携会議で議論を重ねながら、「子育て応援ブック」というきこえについてのリーフレット説明資料を作成し、令和4年度に完成させた。 当リーフレットは精密検査医療機関に配布しており、難聴児の発見時には精密検査医療機関から配布している。

③ 巡回相談

難聴児が通う保育所・幼稚園・小中高からの相談があれば、巡回相談に出向いている。

11. 寛容性の担保

「子育て応援ブック」や市町村職員向けの研修資料の中で、寛容性の担保についても触れている。現場レベルで具体的な取組を把握していない。

12. 課題

① 中核機能全体における課題

県内で療育を受けられる施設が限られていることも課題である。中核機能を担う施設が 巡回支援などを通じて地域の児童発達支援センター等を支援し、聴覚障害児が身近な地域 で支援を受けられる体制づくりを進めているところである。

② 専門人材確保に当たっての課題

聴覚を専門とした言語聴覚士が不足していることが最重要課題である。県内の 10 圏域 いずれにおいても、聴覚障害を専門とした言語聴覚士は少ない状況である。 ※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	10	
自治体名	山口県	
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ³⁸	実施あり(令和4年度)	
ヒアリング 対応者 ヒアリング日	● 山口県健康福祉部 障害者支援課 在宅福祉推進班:班長● 山口県健康福祉部 障害者支援課 在宅福祉推進班:主任2024/1/10(水)	金子様 濱崎様

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

中核機能の役割を果たす特定の機関を指定・設置しているものではない。本県では、関係分野で構成する協議会や庁内関係課室、さらにはコーディネーターを配置して家族等への相談支援業務を実施する県内2箇所の機関(児童発達支援センター鼓ヶ浦つばさ園、山口大学医学部附属病院)がそれぞれ連携することで難聴児支援に係る中核的機能を果たすこととしている。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

「聴覚障害児中核機能モデル事業」における相談支援を実施する上でのコーディネーターとしては、以下のとおり。

- a) 児童発達支援センター鼓ヶ浦つばさ園 1名(言語聴覚士)
- b) 山口大学医学部附属病院 3名

なお、当モデル事業とは別に、県聴覚障害教育センター(特別支援学校)に特別支援教育分野での「地域コーディネーター」が配置されている。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

役割を1か所に集中させず、各機関の役割を活かしながら、難聴児支援に関する総合的な体制を整えていきたいと考えている。

② コーディネーターの役割

難聴児及びその家族に対する支援や関係機関との連絡調整などの役割を担い、支援への つなぎやフォローアップを行っている。

³⁸ 令和4年度までの実施状況について記載している。

4. 中核機能の設置経緯

国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を受け、令和4年度から「聴覚障害児中核機能モデル事業」を活用して、中核機能の整備を含めて事業を開始した。それ以前に難聴児支援の仕組みや体制があったわけではない。

また、同基本方針を受けて、第6期障害福祉計画の中にも山口県の難聴児支援に係る基本指針を組み入れた。

5. 協議会について(協議会名:山口県難聴児支援地域協議会)

① 設置経緯

「聴覚障害児中核機能モデル事業」の開始とともに協議会を設置した。

② 事務局

山口県

③ 構成員

協議会は、難聴児支援の課題や実態を把握している現場の職員を中心に構成している。 また、協議会の会長は互選で決めることとしており、現在は日本耳鼻咽喉科学会山口県 地方部会の耳鼻咽喉科の医師が担っている。また、当医師は、児童発達支援センター鼓ヶ 浦つばさ園が属している鼓ヶ浦こども医療福祉センターの耳鼻咽喉科の部長も務めている。

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書」より

- a) 市町保健師研究協議会 保健師
- b) 日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会 医師
- c) 児童発達支援センター鼓ヶ浦つばさ園 言語聴覚士
- d) 山口大学医学部耳鼻咽喉科 医師
- e) 県ことばを育てる親の会 保護者
- f) 県聴覚障害者福祉協会 当事者
- g) 県聴覚障害教育センター(特別支援学校) 地域コーディネーター
- h) 山口短期大学児童教育学科 言語聴覚士

④ 類似協議会等の整理

母子保健を担当するこども政策課が新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)に 関する協議会を設けており、障害者支援課も参加をしている。この協議会では、新スクの 実施状況や支援の必要な児のフォロー状況について把握、意見交換を行っている。

⑤ 活動状況

県における課題の共有や解決策、県事業の実施の方向性などを協議しており、令和5年 度は年に1,2回の開催を検討している。 協議会で主導的な立場を担う者はおらず、協議内容のテーマによって主導する者が変わる。

6. 機関間連携

協議会構成団体や委員が、各分野における難聴児支援に関する職務を実施するに当たり、連携を図っている。

7. 検査・把握

複写の連絡票様式を用いて、初回検査機関から精密検査機関・県への連絡、精密検査機関 から療育機関・県への連絡を行い、支援が必要な児の情報を関係機関で把握している。

新スクの検査実施前に、医療機関から各関係機関に情報共有することの家族からの同意を得て、要精密検査者に対しては、その後の療育等の支援につながっていることが確認できるまで、 市町によるフォローアップを行っている。

8. 自治体内連携

こども政策課と特別支援教育推進室の2課室も、協議会に事務局として参加しており、協議会を通じて情報共有・意見交換等を行っている。

障害者支援課も含めた3課室で、難聴児支援に関する施策を共有するとともに、「聴覚障害 児中核機能モデル事業」の実施内容等の検討を行っているほか、必要に応じて個別に協議を行っている。

9. 専門人材の確保育成

県教育委員会と特別支援学校の共催で、難聴特別支援学級担当者講習会を年3回開催している。そのほか、難聴児に関わる教員や職員等を対象とした研修会も開催している。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

業務実施機関において、家族や関係者からの相談に対応している。

相談については、電話や県ホームページからの申込が可能である。相談機関への直接申 込みに加え、県にも取次窓口を設けることで、多様な相談先を用意する工夫をしている。

② 情報提供·情報発信

令和3年3月にこども政策課が発行している、新生児聴覚検査や難聴児の早期療育、教育支援に関するパンフレットがあるほか、県のホームページなどで情報発信を実施している。

③ 巡回相談

業務実施機関において、保育所・幼稚園、小学校、障害児通所施設等に通う難聴児に対する支援方法等についての助言や情報提供をしている。

なお、教育分野においては、聴覚障害教育センターの地域コーディネーターによる学校 への支援も行われている。

11. 寛容性の担保

業務実施機関が応じる相談支援においては、特定のコミュニケーション手段に偏らず、保護者の希望に沿う形で中立公正な立場から対応している。協議会の委員は多様なコミュニケーション手段への十分な理解を有しつつ、難聴児支援に関する協議に参画している。

12. 課題

① 中核機能全体における課題

「聴覚障害児中核機能モデル事業」を開始してまだ1年であることもあるが、事業の周知を強化する必要があると考えている。

② 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

新スクの結果については県と市町で把握できているが、県をまたぐ移動や新スクで把握されず後天的に難聴となった子どもの把握や支援の提供が課題と考えている。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	11
自治体名	長野県
「聴覚障害児 支援中核機能	実施なし
モデル事業」	
実施状況 ³⁹	
ヒアリング	● 長野県保健・疾病対策課:課長補佐兼係長 北平様
対応者	● 長野県保健・疾病対策課:保健師 御子柴様
	● 長野県難聴児支援センター:センター長 工様
	● 長野県難聴児支援センター:療育支援員 原山様
ヒアリング日	2024/1/11(木)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

長野県難聴児支援センター

2 体制

- a) センター長兼医師1名(信州大学医学部附属病院耳鼻科医師、非常駐)
- b) 医師3名(耳鼻咽喉科クリニック等の3医療機関の医師、非常駐)
- c) 言語聴覚士1名(非常駐)
- d) 療育支援員1名(常駐)
- e) 事務員1名(併設されている難聴児支援センター以外のセンターと兼任)
- f) 保健師1名(併設されている難聴児支援センター以外のセンターと兼任)

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

療育支援員1名。ろう学校から派遣されている教員であり、教育現場での相談・支援の 経験と教育機関との連携が強み。

なお、センター開設以来、歴代5名のコーディネーターがいるが、いずれもろう学校から派遣。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

- ① 中核機能
 - a) 保護者や本人への電話相談や個別相談に療育支援員が対応
 - b) 信州大学医学部附属病院における小児難聴の専門外来(毎週1回)への付き添い支援。療育支援員、医師、言語聴覚士と連携して対応

-

³⁹ 令和4年度までの実施状況について記載している。

- c) 新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)における医療との連携(1次施設での2万人弱の新生児の結果の精査、2次スクリーニング対象となった子どものフォロー)
- d) 地域の学校・保育所への訪問支援(現場のサポートへの助言)
- e) 家族の理解を深める機会の提供等(保護者向けファミリーセミナー年に1~2回実施)

② コーディネーター

中核機能の業務の中心として、各関係機関(保健・医療・福祉・教育等)との調整役を 担うとともに、支援者支援・家族支援を実施するほか、スクリーニングの精度管理等も実 施している。

4. 中核機能の設置経緯

長野県難聴児支援センターは平成19年に開所。

県内の中心的医療を担っている信州大学医学部附属病院の当時の耳鼻科医が難聴児支援の必要性を訴え、県としてもその機能を持つ必要があると考えて、県の委託により設置。以降、県内の難聴児支援に関する中核的な機能を担っている。設置に当たっては、ろう学校職員を支援員としておくこととし、その人事体制などについて、教育委員会と協働している。

設置場所は、大学病院隣接の県庁舎である。県から委託されている別事業のセンター機能と同じ場所に設置されている。

5. 協議会(協議会名:長野県難聴児支援センター運営会議)

① 設置経緯

難聴児支援センター運営会議として、平成19年から設置している。

② 事務局

長野県保健・疾病対策課

③ 構成員

議長は難聴児支援センターのセンター長。

主催は県であるが、会議の企画、資料の作成に当たっては、療育支援員や医師と相談して実施している。現在、県の障害担当課は参加しておらず、今後の課題と感じている。

【構成員】

- a) センター職員
- b) 長野県保健·疾病対策課職員(行政)
- c) 長野県教育委員会特別支援教育の担当課職員(行政)
- d) 小児科医(医療・保健)

- e) 産科医(医療・保健)
- f) 精密医療機関3か所の医師(医療)
- g) ろう学校2か所の校長(教育)

当事者や当事者団体の参加はないが、当事者団体である聴覚障害者協会とは、啓発のためのチラシ作りや、ろう学校が当事者団体と連携を取る中での協力体制がある。

④ 類似協議会等の整理

難聴児支援センター運営会議とは別に「難聴児教育支援連絡協議会」を実施している。 難聴児支援センターの職員と、2つのろう学校(長野ろう学校、松本ろう学校)のそれぞれから、乳幼児教育支援担当職員・自立支援を支える職員・通級指導職員・相談担当職員・教頭・校長が出席する医療と教育と療育の連携会議を年3回実施。会議では個別ケースへの対応についても協議している。

⑤ 活動状況

年に2回開催。

難聴児支援の体制整備の課題共有や情報連携を図っている。毎年、方針を修正したり補 填したりする必要が生じており、例えば、新スクに係る設備の入替えや、自治体での検査 費用の負担、地域差解消のための精密検査医療機関の設置などが議題となる。

6. 機関間連携

精密検査後の療育へのつなぎは、難聴児支援センターが担っている。

信州大学の小児難聴外来の診察には、必ず療育支援員が同席している。他精密医療機関にかかっている子どもも、センターを紹介した後、ろう学校へのつなぎ等の支援を行っている。

県内には、難聴児に特化した児童発達支援などの事業所はない。医療におけるリハビリという形では、信州大学医学部附属病院や他精密医療機関の言語聴覚士による支援があるほか、ろう学校の乳幼児教育相談で療育を担っている。

また、保育園や学校において支援を要する児のケース検討にも参加し、つなぎ役を担っている。

7. 検査・把握

新生児聴覚検査ハンドブックに基づき、様式を定めて情報共有の同意・検査結果の共有・追跡を行っている。難聴児支援センターは、それらの様式が医療機関から難聴児支援センターへ送付されることで把握を行っている。

新生児聴覚検査については、3か月に1回、分娩取扱医療機関から受検・未受検状況の報告、 二次検査機関や精密検査機関からは年に1回、実施状況の報告により実施状況を把握している。

8. 自治体内連携

保健・疾病対策課では、主に難聴児支援の計画策定や、難聴児支援に関する福祉事業の検討において障がい者支援課と連携している。また、教育委員会特別支援教育課とは、難聴児の就学状況等に関する調査の実施やろう学校に関することにおいて連携している。

9. 専門人材の確保育成

療育支援員が、難聴児支援の勉強会・研修会を開催しており、行政職員に対する研修会を通 じて難聴に対する理解を深める機会を提供している。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

難聴児支援センターは予約不要で、電話・メールで相談を受けている。電話による相談が3割、訪問による相談が3割、、付き添い受診が2割程度という状況である。

内容としては、医療に関する相談が約半数であり、残り半数は教育や療育に関する相談 である。

対象となる難聴児の年齢層については、未就学児が約半数であり、残り半数は小学生や それ以上が多い。未就学児や小学校の段階にいる子どもについては、学校へ様子を見に来 てほしいという相談が保護者や職員から寄せられ、必要に応じて対応。

信州大学医学部附属病院の小児難聴外来においては、療育支援員が同席しているが、状況により、診察終了後に療育支援員が相談に乗ることもある。

② 情報提供・情報発信

新生児聴覚検査でリファーとなった家庭向け支援冊子、入園や入学等のタイミングに配布する関係者向け啓発冊子、新スクに係る啓発チラシ等を用意している。

また、難聴児支援センターのホームページを開設しているほか、活動報告の作成及び関係機関への配布など実施している。

③ 巡回相談

保育所や学校への訪問は、年に延べ50~60か所実施している。1か所へ数回行くこと もある。訪問時には、主に遊びや学習の様子を観察し、きこえの様子や必要な支援につい て担任や保護者に伝えるようにしている。

11. 寛容性の担保

人工内耳や手話を含め、それぞれの希望に沿った療育の選択ができるよう、相談支援を実施 している。いずれの療育機関につながるとしても、保護者の願い(希望)を確認し、本人とど う向き合っていくかは必ず尋ねている。

支援にあたる中で、提供する情報が偏らないよう、様々な機関や職種の考え方も得ながらつなぎを行いたいと考えている。

12. 課題

① 中核機能全体における課題

体制維持のためのマンパワー確保が課題である。業務が多岐にわたり、南北に長い長野県で対応するには移動にも時間を要する。1人でこなすには仕事量が多い状況である。個の力に頼る組織の在り方になってしまっているため、持続可能な形での組織・人材の維持を行ればよいと考えている。例えば、時期をずらして2つのろう学校から1人ずつ配置する、言語聴覚士の配置をする、などが理想だが人員配置や予算の都合で現状難しい。

② 地域内の関係機関・関係者の把握に当たっての課題

当事者団体との連携について、個々のケースでの連携はとれているが、中核機能への関わり方について検討中である。

③ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

新スク報告率の維持や医療機関の個人情報開示の問題において、課題がある。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	12
自治体名	岐阜県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ⁴⁰	実施あり(令和2年度、令和3年度、令和4年度)
ヒアリング 対応者	岐阜県健康福祉部 障害福祉課:主任 朝比奈様岐阜県教育委員会 特別支援教育課:浅賀様
ヒアリング日	2024/1/17(水)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

難聴児支援センター

2 体制

- a) センター長1名 (大学病院の耳鼻咽喉科医師)
- b) 副センター長1名(大学病院の耳鼻咽喉科医師)
- c) 常勤相談員1名(言語聴覚士)
- d) 非常勤相談員1名(ろう学校元教員)
- e) 事務員1名(保健師)

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

岐阜大学医学部の元教授(現在は、民間病院にて勤務)が、難聴児支援センター(以降、 センター)の特別アドバイザーを担っており、センターに参画している。

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

センターは、機関連携における中核的役割や相談支援・家族支援、全体をコーディネートする役割を担い、専門療育機関等において専門的な個別支援を実施している。

② コーディネーターの役割

県における難聴児支援の施策の検討等に携わっており、難聴児支援に係るあらゆる施策を把握している。

難聴児支援の体制整備に関する協議会である「岐阜県難聴児支援に関する検討会」の会長にも就任しており、協議会の議事進行や出席委員からの意見等の集約・調整を行う。ま

-

⁴⁰ 令和4年度までの実施状況について記載している。

た、協議会の議題についても、事前に県と打合せを行って調整を行うなど、全体的な調整 を図っている。

また、センターが出張相談や研修・セミナーを実施する際には、同行して、助言等を行っている。

4. 中核機能の設置経緯

県における難聴児支援の療育機関が、岐阜圏域にある一方で、飛騨・高山圏域には存在しないという状況があったことから、体制整備を進めるために協議会を発足させた。また、協議会を通じてセンターの設置についても協議を重ね、令和3年度にセンターを発足させた。センターの整備に当たっては、特別アドバイザーが中心となって、県からも案を出しながら検討を進めてきた。

センターの設置場所については、素案として、①専門の療育機関への設置、②岐阜聾学校への設置、③第3次医療機関である岐阜大学医学部附属病院への設置の3つの案があった。協議会での検討の結果、検査を行う岐阜大学医学部附属病院に決定した。また、医療機関に設置してセンターに相談があった場合には、相談後にそのまま受診できたり、補聴器や人工内耳のフィッティングを行ったりすることができるが、他の機関では相談してから病院を受診するまでにタイムラグが生じる。このような理由からも、相談後に医療の支援にすぐにつながることのできる岐阜大学付属病院にセンターを設置することとなった。

5. 協議会について(協議会名:岐阜県難聴児支援に関する検討会)

① 設置経緯

体制整備を進めるために協議会を発足。令和元年12月に設置した。

② 事務局

県障害福祉課

③ 構成員

難聴児の保護者が3名参加しているが、うち2名は岐阜聾学校からの推薦があった保護者であり、1名は岐阜聾学校を卒業して学齢期を終えた者の保護者である。協議会の構成員である関係団体や医療機関では支援者の目線が強くなってしまうため、当事者の保護者が入ることで、支援の受け手のニーズ把握が可能となっている。岐阜聾学校に通学中である児と卒業後である者の両方の保護者が参加しているのは、中核的な機関の役割に、療育を受けるような年齢の子どもの支援だけではなく、継続的な伴走支援も含むことから、難聴児の年齢に応じた支援の在り方について検討するためである。

また、療育機関として、岐阜圏域の岐阜市福祉型児童発達支援センター「みやこ園」と、 飛騨・高山圏域の高山市社会福祉協議会「あゆみ学園」の2つが参加することで、両地域 からの課題の共有ができている。

【構成員】※「令和4年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書」より

- a) 岐阜大学大学院医学研究科(耳鼻咽喉科学分野)
- b) 岐阜大学教育学部特別支援教育講座
- c) 岐阜県医師会代表
- d) 岐阜県産婦人科医会代表
- e) 岐阜県総合医療センター新生児科代表
- f) 赤井耳鼻咽喉科医院代表
- g) みやこ園代表
- h) 岐阜県立岐阜聾学校代表
- i) 市町村保健活動推進協議会保健師部会代表
- j) 高山市子育て支援課長
- k) 社会福祉法人高山市社会福祉協議会代表
- 1) 岐阜県言語聴覚士会代表
- m) 岐阜県聴覚障害者協会代表
- n) 一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワーク代表
- o) 難聴のお子さんの保護者 (3名)

④ 類似協議会等の整理

母子保健の担当課が主導している新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)に係る協議会が別途あり、岐阜県難聴児支援に関する検討会とこの新スクに係る協議会は統合していない。ただし、それぞれの協議会の委員の属性は重複しているものも多い。

また、センターの事業や運営、実務的な話を行う場として、センターが運営するセンター連携会議があり、実際に支援を行っている人々が参集している。具体的なメンバーは、療育機関(みやこ園)、教育機関(岐阜聾学校、飛騨特別支援学校、東濃特別支援学校)、県庁内関係課(障害福祉課、子育て支援課、特別支援教育課)となっている。関係機関との情報共有の在り方や具体的なケース検討を行っている。

⑤ 活動状況

難聴児施策全体の検討を行っている。

また、保護者向けサポートブックの作成の際には、協議会で意見を聴取しながら作成した。

6. 機関間連携

岐阜聾学校は教育の観点で、岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園は療育の観点で、 それぞれ相談を受けている。両機関からセンターにつながることもある。そして、センターは 領域関係なく支援に関しての相談対応を実施している。

7. 検査・把握

リファーとなった児については、産科医療機関から保健所(市町村)へ連絡票を発出してもらっている。また、乳幼児健診時にも保健師が精密検査結果等の確認をしている。

8. 自治体内連携

協議会に以下4課が参加している。

- a) 健康福祉部子ども・女性局子育て支援課
- b) 健康福祉部医療福祉連携推進課
- c) 健康福祉部障害福祉課
- d) 教育委員会特別支援教育課

医療福祉連携推進課は言語聴覚士等の人材育成の観点で参加している。なお、センター連携 会議にも、医療福祉連携推進課を除く3課が参加している。

障害福祉課が所管していない部分があるため、4課の協力により難聴児支援が進められていると考えている。

9. 専門人材の確保育成

地域の児童発達支援事業所・児童発達支援センターにおいて、難聴児の支援スキルの獲得・ 向上を図り、受け入れを促進するため、専門療育機関である岐阜市福祉型児童発達支援センタ ーみやこ園の職員による研修を実施している。令和4年度は、延べ4回ほど実施した。場所や 回数は不定期であり、難聴児支援のノウハウを獲得したいと考える難聴児を実際に受け入れて いる事業所等に出張して、研修を実施している。県ではその報酬費・旅費をみやこ園に支払っ ている。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

毎週火曜日を「こどものきこえの相談日」として、センター内で個別相談を実施しているほか、相談日以外にも、電話やメール、リモート等による個別相談を実施している。

出張相談も行っており、全圏域で対応できるような仕組みを整えている。

令和4年度のセンターへの相談は年間 135 件ほどで、そのうち難聴児や保護者等からの相談が 122 件、支援機関からの相談が 13 件となっている。相談内容としては、検査に関することや子どもへの接し方、就学についてなどで、情報提供や指導・助言、支援機関へのつなぎを実施している。

② 情報提供·情報発信

保護者向けサポートブックを作成し、医療機関、市町村、児童発達支援事業所等関係機関を通じ保護者に配布している。センターのホームページにも掲載している。このサポートブックにおいて、難聴の基礎知識、検査方法、難聴診断後の相談、支援機関、公的助成制度などについて情報提供を実施している。

11. 課題

① 中核機能全体における課題

センターを中心とした支援体制の促進を図るためには、センターが行う取組みや役割について、関係機関等に理解してもらう必要があり、それらについての周知啓発を実施していく必要がある。

② 専門人材確保に当たっての課題

研修を行っただけでは、専門的な人材の育成ができていない現状を課題だと考えている。

③ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

センターの円滑な運用と当事者の負担軽減のためには、検査により難聴と診断された児 童の検査結果やこれまでの支援状況について情報共有できるようにする必要がある。

また、難聴疑いの者はかかりつけ医師にかかる場合もあるが、地域の医療機関によっては、センターの存在や役割について周知や浸透がされていない。よって、関係機関や県民に広くセンターや仕組みについて啓発する必要があると考えている。

加えて、他県からの転入や他県への転出時の追跡漏れへの対応も課題となっている。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	13
自治体名	秋田県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ⁴¹	実施なし
ヒアリング 対応者	 特別支援教育課:チームリーダー 小山様 特別支援教育課:指導主事 齊藤様 保健・疾病対策課:副主幹 真田様 障害福祉課:チームリーダー 嵯峨様 障害福祉課:主事 伊藤様
ヒアリング日	2024/1/22(月)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

秋田県立聴覚支援学校(以降、聴覚支援学校)、子ども発達支援センターオリブ園 オリブ園については、民間の児童発達支援センターであり、県で設置しているものでは ないが、中核的な役割を担っている認識である。

② 体制

聴覚支援学校には、難聴児の全年齢を支援対象とした「きこえとことば支援センター」 がある。乳幼児担当の2名が言語聴覚士の資格を有している。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

「きこえとことば支援センター」の言語聴覚士の1名は、今年度から新たに設けた「聴 覚障害を専門とする教育専門監」という役職を担っている。以前から、当言語聴覚士も県 内の難聴児支援の中心の1人であったことを踏まえて、役職を置いたところである。

② キーパーソン

精密検査医療機関「中通総合病院」の耳鼻咽喉科医師がキーパーソンである。

3. コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① コーディネーターの役割

「教育専門監」が、校内の専門性向上や地域の学校の難聴児のいる教室への巡回、関係機関との連携をとるなどの役割を担っている。

⁴¹ 令和4年度までの実施状況について記載している。

② キーパーソン

精密検査医療機関の耳鼻咽喉科医師が、県内の関係機関全体に声をかけることで関係機関連携が進められている。

また、現状としては、当医師と「教育専門監」を含めたきこえとことば支援センターと の連携が、関係機関連携において大きな役割を担っている。

4. 協議会について(協議会名:聴覚障碍児者に関わる関係諸団体による連携協議会)

① 設置経緯

聴覚障害児を持つ親の会から、関係者連携の場を持ってほしいという依頼があり、平成 24年に設置した。設立されてから十数回、会議を開催されてきている。

② 事務局

聴覚支援学校(きこえとことば支援センター)

③ 構成員

協議会の対象には難聴児のみならず難聴者も含まれるため、聴覚障害者に関わる関係機関も構成員となっている。

大館市教育委員会が入っているのは、特別支援教育に関することについて県からお願いすることが多い市であることが理由の一つである。

【構成員】

- a) 耳鼻咽喉科医師 6名
- b) 秋田県障害福祉課
- c) 秋田県幼保推進課
- d) 秋田県義務教育課
- e) 秋田県特別支援教育課
- f) 大館市教育委員会
- g) 市町村障害福祉課(4市)
- h) オリブ園
- i) 聴覚支援学校
- j) 秋田県聴力障害者協会
- k) 秋田県難聴者·中途失聴者協会
- 1) 秋田県障害者支援センター(情報提供施設
- m) 秋田県聴覚障害児を持つ親の会
- n) 手話秋田普及センター
- o) 聴覚支援学校 PTA
- p) 補聴器販売会社

④ 類似協議会等の整理

協議会とは別途、年に1度「新生児聴覚検査対策委員会」を開催しており、検査医療機関、専門医療機関、療育拠点機関の職員が参集して専門的な協議を図っている。

⑤ 活動状況

令和4年度はオンラインで実施し、軽中等度難聴児者の補聴器補助などの議論を実施した。

議事は、キーパーソンにもなっている耳鼻咽喉科医師が座長となって進めている。議題や要綱については、事務局を担う聴覚支援学校の職員が当医師と調整をして、その後、県の方にも案内が来るという流れになっている。

5. 機関間連携

専門医療機関である中通総合病院には小児難聴専門の言語聴覚士が不在であり、オリブ園から言語聴覚士を派遣し、保護者へのカウンセリングや難聴児の補聴器の装用支援を行う事業を 実施している。派遣費用は県保健疾病対策課において負担している。当病院からの要望により 都度派遣する形であり、月に0件の場合もあれば、月に6~7件の場合もある。

同じく専門医療機関である秋田大学病院で新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)のリファーがあった際には、当医療機関からの依頼で聴覚支援学校の教員が病院に赴いて相談に対応している。

また、専門医療機関で検査の結果、聴覚障害が判明すれば、当医療機関が聴覚支援学校とオリブ園の両方を紹介して、保護者が予約を取って見学を行うという流れもある。

6. 検査・把握

新スクや精密検査の検査結果については、県が検査医療機関及び専門医療機関に依頼して、 毎月報告してもらっている。また、1年間の集計結果は医療機関に報告している。

また、保健・疾病対策課では、新スクや精密検査といった検査事業の普及啓発に努めており、 検査医療機関にリーフレットの作成・配布しているほか、医療機関から実施状況を報告しても らって、精度管理を行っている。

7. 専門人材の確保育成

令和5年度より開始した県単独事業である「高度な専門性を有する特別支援学校教員養成事業」(令和5年度から令和9年度の5か年事業)において、2名の言語聴覚士の資格保有者を養成予定である。事業担当は特別支援教育課であり、聴覚支援学校に在籍している教員を対象とし、資格取得のための養成校に通う旅費や住居費の支援を行う事業である。入学金・講習・授業料等、学習にかかる費用は本人負担であるが、養成校における学習は、休職ではなく研修に係る任務という扱いになる。

現在、聴覚支援学校に在籍している言語聴覚士の保有教員は全員 50 代であり、若い世代の 育成が必要であることから開始した事業である。養成まで1名につき2年かかるため、5年間 の事業の中では合計2名を養成する。

教員でありながら言語聴覚士の資格を持つことは、乳幼児相談において、教育分野の見通しをもって保護者に説明できることがメリットである。自立活動という授業のスタイルを積み重ねて聴覚が保障されるということや、学習の流れについての説明は、教員であるからこそできるものと考えている。全国でも、教員で言語聴覚士の資格を有する者がいるのは、秋田県のみではないかと思われる。

8. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

聴覚支援学校には乳幼児教室があり、3歳未満でも、補聴器管理・人工内耳管理・療育をする中で、子どもと遊びながら発音やきこえの状況を確認したり、保護者へのアドバイスを行ったりしている。保護者のニーズに合わせて、予約の上で利用ができる。

また、県北等に赴いて出張相談も行っている。

② 情報提供・情報発信

保護者の不安な気持ちの軽減や聴覚障害に関する勉強をしてもらうための DVD を用意しており、保護者に貸出提供している。保護者にはこれを観てもらってから、療育を開始してもらうようにしている。DVD は、専門医療機関の耳鼻咽喉科医師が監修して作成したものである。聴覚支援学校のサテライト教室等で視聴が可能であるほか、他県の聴覚支援学校から貸出要望があれば貸出もしている。

また、保護者への情報提供の資料となるハンドブックについても、今後作成予定である。

9. 寛容性の担保

保護者支援のための DVD においては、手話・音声のどちらの情報も扱われている。寛容性の担保という支援の基本的な部分については、聴覚支援学校では常識だと考えている。

10. 課題

① 中核機能全体における課題

聴覚支援学校に在籍している難聴児の数は年々減少している一方で、小中学校の難聴支援学級や通常の学級への在籍が増えており、聴覚支援学校において、当該児童に関する連携やセンター的機能の一層の充実を図っていきたいと考えている。

② 専門人材確保に当たっての課題

慢性的な教員不足の中、前述の2年間の「高度な専門性を有する特別支援学校教員養成事業」における研修に派遣することの困難さがあるほか、高額な研修費用(入学金や授業料)に対する教員の負担感が課題である。

※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	14
自治体名	三重県
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ⁴²	実施なし
ヒアリング 対応者	三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課 母子保健班:課長補佐兼班長 西野様 三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課 母子保健班:係長 夫馬様
ヒアリング日	2024/1/25(木)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

県庁

新スクや療育支援を実施している現場があるが、それらをまとめて連携しているのが県子ども・福祉部子どもの育ち支援課であると考えている。

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① キーパーソン

国立病院耳鼻咽喉科の医師が長年難聴児支援に携わってきており、協議会におけるキーパーソンにもなっている。難聴児支援の体制整備全体においても当医師の意見については 影響力が大きい。

県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援課(難聴児支援センター) (以降、難聴児支援センター) の課長は、他の機関と顔の見える関係を作っており、現場のキーパーソンであると認識している。療育支援の現場の声や新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)からの流れについても熟知されている。

3. 中核機能の設置経緯

平成 15 年度から、県医師会において「新生児聴覚スクリーニング推進協議会」を毎年開催していたが、平成 28 年度に県へ運営が移管されることとなり、それ以降「新生児聴覚スクリーニング検討会」として開催してきた。移管後は、療育に関する検討もすることとなり、療育機関も参画した。

以上のように、当検討会では新スクの実施に関することのほか、療育機関における療育支援の状況など、難聴児に対する療育支援についても協議・検討されており、検討会を所管する子どもの育ち支援課が主導しながら、関係機関と連携のうえ中核機能の整備を進めている。

また、平成29年に県立子ども心身発達医療センターが設立された。それ以前は、難聴児については別機関において支援がなされてきたが、県立子ども心身発達医療センターの設立後は

-

⁴² 令和4年度までの実施状況について記載している。

当センターに業務が移管された。当センターには、発達総合支援部があり、当部に難聴児支援 課や発達障害児支援課などがある。難聴児支援課は、「難聴児支援センター」とも呼ばれてお り、言語聴覚士3名がいる。

4. 協議会について (協議会名:新生児聴覚スクリーニング検討会)

① 設置経緯

平成15年度から、県医師会において「新生児聴覚スクリーニング推進協議会」を毎年 開催していたが、平成28年度に県へ運営が移管されることとなり、それ以降「新生児聴 覚スクリーニング検討会」として開催してきた。

② 事務局

県子どもの育ち支援課

③ 構成員

委員長は互選で決めており、毎年国立病院耳鼻咽喉科の医師が担うことがほとんどである。

【構成員】

- a) 大学医学部 教授
- b) 県医師会 会長
- c) 県医師会 理事
- d) 県産婦人科医会 会長
- e) 県小児科医会 会長
- f) 国立病院耳鼻咽喉科 医師
- g) 産科医療機関 医師
- h) 三重県立聾学校 教諭
- i) 県立子ども心身発達医療センター 難聴児支援課長
- j) 三重県難聴児を持つ親の会 会長
- k) 保健師協議会 代表(市町における現場職員)

④ 類似協議会等の整理

新スクについても中核機能の整備についても、当協議会で検討している。

⑤ 活動状況

年に1度、対面・オンラインのハイブリッド形式にて開催している。議題については、 県が作成した案について委員長に相談する形で決定している。

これまでに挙げられた議題としては、データベースシステムの構築やサイトメガロウイルスの検査、新スクの手引きの改定、障害者手帳を持たない軽中等度難聴児への補聴器助

成の制度改正、新生児聴覚検査の実績報告、療育機関での支援実績報告等、新スクに係る研修の企画などがある。

協議会の流れについては、事務局からの報告について県が説明するほか、関係機関から の報告について委員が説明する。

5. 機関間連携

精密検査機関と療育機関のつながりは以前からある。長年、0歳児については、三重病院又は三重大学病院から子ども心身発達医療センターの難聴児支援センターにつなぐ流れとなっている。

0歳児のうちは当センターで支援がされ、1歳になったら三重県立聾学校の乳幼児教育相談に行くようになる。ただし、補聴器のフィッティングや定期的なメンテナンスについては、1歳以降も当センターで対応している。

6. 検査・把握

現行では、新スクリファー児の情報を医療機関から市町へ紙により連絡している。現在県が新スクや精密検査、療育までの進捗状況を関係機関が共有する体制を整備しており、データベースシステムを構築中である。令和5年度末からシステムを活用した情報共有を開始する予定である。

7. 自治体内連携

障がい福祉課で聴覚障害者を支援しているが、聴覚障害児については子どもの育ち支援課が 中心となって支援を実施している。

以下3課が協議会に出席するなど、難聴児支援の実施状況に関して都度情報共有を行っている。

- a) 子ども・福祉部子どもの育ち支援課
- b) 子ども・福祉部障がい福祉課
- c) 教育委員会事務局特別支援教育課

8. 専門人材の確保育成

三重県立聾学校が、教職員向けの公開講座を実施している。

9. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

難聴児支援センターにおいて、個別支援・集団支援・保護者講座を実施している。

0歳児については集団支援を月に1回開催し、1歳以降は、三重県立聾学校の乳幼児教育相談へつなぐようにしている。

保護者講座は、月に1回開催している。

② 情報提供・情報発信

難聴児支援センターのリーフレットがあり、その配布を通じて相談受付の周知をしている。

県が難聴児支援教材研究会が出版している「リファーとなったお子さんのお母さんと家族の方へ」という冊子を購入しており、医療機関でリファーになった際に保護者をサポートできるよう、配布している。

③ 巡回相談

難聴児支援センターの言語聴覚士が、三重県立聾学校の教員と一緒に、難聴児が通う地域の学校・保育所・幼稚園を訪問して啓発を行っている。

10. 寛容性の担保

難聴児支援センターにおいて、手話を含めて幅広い情報提供を行っている。

11. 課題

① 地域内の関係機関・関係者の把握に当たっての課題

特に福祉部門の関係機関について、十分に把握できていない点が課題である。

② 専門人材確保に当たっての課題

難聴児支援センターは、言語聴覚士3名のみで実施しているため、継続的な体制構築に 懸念がある。 ※以下のヒアリング録は、ヒアリング調査時に、PwC コンサルティング合同会社からの質問に対して出席した対応者が見解を述べたものについて、記録したものである。

No.	15
自治体名	横浜市
「聴覚障害児 支援中核機能 モデル事業」 実施状況 ⁴³	実施あり(令和3年度、令和4年度)
ヒアリング 対応者	● 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課:係長 枇榔様● 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課:係長 丹野様● 横浜市総合リハビリテーションセンター:発達支援部 難聴幼児課長 島村様
ヒアリング日	2024/1/12(金)

1. 中核となる機関・体制

① 中核となる機関

横浜市総合リハビリテーションセンター 児童発達支援センター (難聴)

2 体制

- a) センター長(管理者) 1名(言語聴覚士)
- b) 児童発達管理責任者 1名(言語聴覚士)
- c) 職員 8名(言語聴覚士)

2. コーディネーターやキーパーソンの有無

① コーディネーター

児童発達支援センター(難聴)のセンター長

3. 中核機能・コーディネーター・キーパーソンの役割・機能

① 中核機能

横浜市総合リハビリテーションセンター(以降、横浜リハセンター)を横浜市の難聴児 支援の中核としながら、8か所の地域療育センターが外来機能(診療)で難聴児の地域療 育に対応できる体制を敷いている。また横浜市内にはろう特別支援学校もあり、それぞれ の機関がその専門性を活かした支援を行っている。。横浜リハセンターは、難聴児支援の 通園機能と外来機能(診療所)の両方を有している。

② コーディネーター

医療、教育、福祉、保健について、機関ごとにそれぞれの方針や価値観があり、それぞれの立場を尊重し調整していく役割を担う。

また、定期的な会議や連絡会の実施を通じた連携体制の維持を行うとともに、難聴乳幼児実態調査結果や課題の共有を実施している。

-

⁴³ 令和4年度までの実施状況について記載している。

4. 中核機能の設置経緯

昭和62年以前は、難聴児については横浜市立ろう特別支援学校と横浜市運営の4つの療育施設で療育・教育に対応していた。

昭和62年10月に横浜市総合リハビリテーションセンターが開設され、センター内に「難聴幼児通園施設」が開所されて以来、就学前難聴乳幼児の療育・教育については、難聴幼児通園施設と横浜市立ろう特別支援学校が中心的に担い、中核的機能を果たすようになった。従来、横浜市には療育に関する基本構想があり、横浜リハセンターを横浜市の中核としながら、8か所の地域療育センターで地域療育に携わるという内容である。難聴児については1,000人に1~2人と頻度が少ないことから、集団療育の実施や療育の専門性の観点からは、1か所で専門性を積み重ねることを視野に入れて、中核の横浜リハセンターで行うことが適切と判断して、「難聴幼児通園施設」が設立された。その後平成24年の児童福祉法改正に伴い「児童発達支援センター(難聴)」となった。

令和3年より横浜市が聴覚障害児支援中核機能モデル事業を受託し、横浜リハセンター児童 発達支援センター(難聴)が中心となって中核機能を延伸している。令和3年のモデル事業開 始以前は予算が厳しく利用児の増加等への対応が難しかった。モデル事業を受託したことで、 対応が進んだ。

5. 協議会

① 設置経緯

「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において協議会の設置が言及されていることから、新たに設置した。これにより、従来の類似協議会では構成員とはなっていなかった当事者団体が、構成員に含まれることとなった。

② 事務局

横浜リハセンターと市障害児福祉保健課の共催

③ 構成員

当事者等については、乳幼児期の保護者、学齢期の保護者、当事者が構成員になっているが、立場によって見えるものが異なると感じている。これらの方々から、取組を実施する上での懸念点などの声を直接聞けていることの意義は大きい。

また、難聴児の早期発見・早期療育においては初期の段階での医療機関との協力関係が 必須であり、医師会の医師の参加の意義も大きいと感じている。

また、各関係機関が行政の担当者とのコミュニケーションができるようになったことも 大きい。

【構成員】

- a) 横浜市医師会
- b) 横浜市立大学医学部

- c) 横浜国立大学教育学部
- d) 横浜市立ろう特別支援学校
- e) 視聴覚検診実施機関
- f) 聴覚障害者情報提供施設
- g) 聴覚障害者協会
- h) 中途失聴·難聴者協会
- i) 保護者会

④ 各種連絡会の実施

「横浜市聴覚障害乳幼・幼児運営連絡協議会」をろう特別支援学校が主催で開催しており、横浜市内で難聴幼児児の支援に携わっている施設(横浜リハセンターや横浜市の医療機関・地域療育センター、ろう特別支援学校の乳幼児担当と幼稚部の代表者)が出席し、情報交換を行っている。

また、「横浜市難聴言語通級指導教室・横浜市立ろう特別支援学校・難聴幼児通園連絡会」を横浜リハセンターが主催で開催している。横浜市内での難聴児にかかわる医療機関やろう特別支援学校、横浜リハセンター、地域療育センターが集い事例検討や情報交換、課題の共有を行い、ライフステージを通した縦の連携として成人期までの支援について話し合っている。

新生児聴覚スクリーニング検査(以降、新スク)に係る検討については、乳幼児健診に係る協議会の中で扱われている。

6. 機関間連携

横浜リハセンターとろう特別支援学校の役割分担については、横浜リハセンター難聴幼児通園施設が開所した昭和62年7月に教育委員会と話し合いがもたれ、難聴の程度に90dBというラインをいったん設け、その基準より重度である場合はろう特別支援学校で、軽度である場合にはセンターで対応する目安とする方針を決めた。90dBを超えると、聴覚活用に加え手話や指文字のなどの視覚的手段の併用が有効であることや、療育頻度や時間がより必要であることから、支援者としてろう特別支援学校が適切だと判断したと考えられる。ただし、近年は人工内耳の普及も進んでおり、もともとの難聴の程度にかかわらず、人工内耳装用後の状況等を見て、横浜リハセンターで支援を担うこともある。また、重複障害の場合、主となる障害に対応することが必要なため、地域療育センターの中で言語聴覚士による療育と精神発達や運動面に対する療育とをとを併せて、サービス提供をしている。ただし、役割分担の基準は目安であり、現在は個々の家庭の事情に合わせてろう特別支援学校や横浜リハセンターが柔軟に受け入れを行っている。なお、横浜リハセンターとろう特別支援学校とでは指導方針が異なる場合もあるため保護者の混乱を避けるために併用は行っておらず、保護者にいずれかを選択してもらっている。

横浜市内に8か所の地域療育センターがあり、指定管理によるものが6か所であり、民設民 営が2か所である。それぞれに言語聴覚士が2~3名配置されている。 難聴児は、基本的にはろう特別支援学校または横浜リハセンターに通うことが多いが、距離の問題等で通えない場合には、地域療育センターで療育を受け入れている。しかし、地域療育センターでは保護者や難聴児の集団化が難しい、難聴児の数が少ないため専門性が積み重なりにくいなどの理由で支援に苦慮することもあり、横浜リハセンターの中核機能を生かし、地域療育センターの職員向けに研修の受け入れ等も行っている。また地域療育センターに通う児の保護者に対しても横浜リハセンターの難聴通園の保護者教室を開放している。

市内の関係機関を多く把握している経緯としては、ケースを通した連携が発端ではあるが、協議会や連絡会の開催を通じて関係を深めてきたことがある。教育・福祉が医療と連携を取ることは難しい面もあるが横浜リハセンターには診療所(耳鼻科)も併設されており難聴児療育・教育に詳しい耳鼻科医の尽力もあり、より地域の医療機関・医師会と連携がしやすくなった。

7. 検査・把握

4カ月での乳幼児健康診査では、問診票で新スクの検査結果を尋ねており、異常があれば詳細も聞いている。リファーとなったのに精密検査をしていない場合は受検を勧めている。

また、精密検査が必要となった子どもについて、医療機関との連携や乳幼児健診等の場を通 して 18 区の福祉保健センターが把握し、精密検査未受検者への受診勧奨や受診後の状況確認 など適切な支援を行っている。

8. 自治体内連携

以下の4課が協議会の事務局に入っている。今後も随時打合せを行うとともに、庁内連絡会 を定例的に開催し、事業の実施状況の共有や課題等を共有していく。

- a) こども青少年局地域子育て支援課(母子保健主管)
- b) こども青少年局障害児福祉保健課
- c) 健康福祉局障害自立支援課
- d) 教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課

9. 専門人材の確保育成

市内には、一定程度難聴児の療育を担うことができる言語聴覚士が横浜リハセンターや地域療育センター、病院等に計30~40名は存在する。横浜リハセンターには10名、8か所の各地域療育センターにはそれぞれ2~3名ずつ配置されている。また、難聴通級指導教室やろう特別支援学校に難聴に専門性の高い教員や言語聴覚士免許を持った教員が一定程度存在する。市内の言語聴覚士を対象に、横浜リハセンターが研修等を企画・実施している。一般に言語聴覚士は、養成校での難聴児支援の経験に乏しいことも多く各機関に配属となってから難聴児への支援に初めて携わるようになるため、丁寧に人材育成をすることが大切であると考えている。横浜リハセンターは、難聴に関する横浜市全体の研修の一翼を担っていることを自覚しながら進めており、例えば、横浜リハセンターでの保護者教室について、各療育センターの言語聴覚士や療育の様々な現場職員の参加を可能としている。

また、横浜リハセンターや地域療育センターの言語聴覚士や、市内の療育機関やろう特別支援学校の職員を対象とした定期的な「療育研究会」を開催している。

また、新型コロナウイルスの流行前には、横浜リハセンターや地域療育センターの言語聴覚士を対象とした「補聴器フィッティングの研修会」を年に1回開催していた。

市内の難聴児が在籍している幼稚園や保育所の保育士を対象に、申込制のオンライン研修を行っており、難聴とはどのような障害かや、補聴器の扱い方、日常の保育の中での接し方などについての講座を配信している。夏休み期間の2か月間で見てもらえるようにURLを公開している。研修内容は毎年更新している。過去には対面で実施していたが、配信であれば職員全員で見てもらえるメリットがあることや、新型コロナウイルスの流行などから、配信型での実施が定着した。難聴児という理由で受入を断る幼稚園や保育所もあると聞いていることから、今後は難聴児が在籍していない幼稚園や保育所へも研修を広げていきたい。

学齢の難聴児への支援は横浜リハセンターや地域療育センターが就学の時点で難聴通級指導 教室の教員にひきつぎを行う。難聴児の在籍校への教員に対しては難聴通級指導教室の教員が 情報連携や丁寧な指導を行っている。

10. 相談支援・巡回相談の手法

① 相談支援

横浜リハセンターの耳鼻科外来は療育のための外来診療を担っており、病院から紹介のあった難聴児は最初にそこでインテーク・診察・評価を受ける。児童発達支援センター(難聴)の職員も耳鼻科外来に対応し、耳鼻科外来で評価を行った後で児童発達支援センター(難聴)に入園することになる。耳鼻科外来や入園のための面談では、時間を取って保護者の納得のいくまで難聴や療育の説明をしている。

児童発達支援センター(難聴)の難聴児支援については個別療育(1回につき子どもへの療育1時間+保護者面談30分)と年齢別グループ療育(年齢により子どもへの支援2時間~3時間+保護者面接1時間)を行っている。

難聴児を持つ保護者への座学研修である保護者教室(年間4回)、新入園保護者教室 (年間6回)も開催しており、オンデマンドでの参加も可能としている。

② 巡回相談

横浜リハセンターや地域療育センターの担当の言語聴覚士が、担当している難聴児が在籍する保育園や幼稚園を訪問している。保護者からの申込みを受けて、園の先生の許可を取ったうえで行う。園側から要望があって対応する場合もある。また、要望がなくても、横浜リハセンター側から訪問を申し出て訪れる場合もある。補聴器のつけ方やその意義、子どもへの接し方のほか、難聴という障害の説明も行う。聴力が低中等度である場合や、補聴器をしている場合に、「きこえているから普通に話せばいい」と理解している先生もいるので、きこえているが聞き取れているわけではないことなどを説明している。

11. 寛容性の担保

横浜リハセンターに来所するのは手話ではなく聴覚活用をして音声言語で育てたいという保護者が多いが、子どもにとってどんなコミュニケーション手段が適切であるかは、早急には判断できないと考えており、どちらの選択肢についても平等に情報提供をしたいと考えている。支援の方針は、療育を進めつつ保護者と相談しながら決定していくことも多い。聴力にかかわらず手話などの支援が適切な子どもについては横浜ろう特別支援学校に紹介している。また横浜ろう特別支援学校から横浜リハセンターに紹介があることもある。それぞれの機関で適切な情報提供を行うこと、利用者や保護者が子どもの状態に合わせて選択ができることの担保が大切であると考えている。

12. その他取組について

難聴乳幼児について、3年に1回、横浜リハセンターが実態調査を実施している。地域療育センターやろう特別支援学校、医療機関に対してアンケートを送付して、各機関に関わる難聴児について、匿名により全数把握をしている。調査内容は、聴力の状況や発見年齢、療育機関、人工内耳の有無などである。実態調査の結果については各機関にフィードバックし、情報共有を行っている。

13. 課題

① 中核機能全体における課題

ろう特別支援学校や難聴通級指導教室との更なる連携が課題である。ろう特別支援学校 とは日常的にやり取りしているが、教育という領域において学校に定められた中核機能が あり、連携しながら学齢期以降の難聴児支援を充実させていく必要があると考えている。

② 専門人材確保に当たっての課題

難聴に関する療育に当たっては、人材育成をしていくのに時間がかかるほか、ベテラン 職員の定年等が課題である。

③ 難聴児の状況把握や追跡に当たっての課題

横浜市内の精密聴力検査機関とは密な連携ができているが、精密聴力検査機関でなく二次医療機関からの紹介が一定程度あるため、今後の連携の在り方について整理することが望ましいと考えている。本来であれば、二次医療機関から必ず精密聴力検査機関を経て紹介されるように仕組み上は整えられているものの、そうではない場合も多い。横浜市の地域特性から、市外も含め多くの病院からの紹介があるため、連携がとりにくいことも多い。また、市の母数として新生児の数が多いことや里帰り出産の件数も多いことから、新スクや精密検査の全数把握には、困難さを感じている。

令和5年度障害者総合福祉推進事業 難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究

> 発 行 日: 令和6年3月 編集・発行: PwC コンサルティング合同会社